

平成30年第1回当別町議会定例会 第1日

平成30年3月6日（火曜日） 午後 1時00分開会

議事日程（第1号）

開会・開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 諸般の報告
 - 第 4 議員提案第1号 堀江病院の閉院を踏まえて、持続可能な当別町地域医療体制の
確立を求める意見書
 - 第 5 総務文教常任委員会報告
(核兵器禁止条約に日本政府が早期に参加することを求める意見書採択の陳情書)
 - 第 6 産業厚生常任委員会報告
(日欧EPA「大枠合意」の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書)
 - 第 7 請願・陳情審査付託の件
 - 第 8 町長、教育長の平成30年度町政及び教育行政執行方針
- 散 会

午後 1時00分開議

出席議員（15名）

1番	佐藤立君	2番	五十嵐信子君
3番	鈴木岩夫君	4番	山崎公司君
5番	秋場信一君	6番	渋谷俊和君
7番	山田明君	8番	古谷陽一君
9番	稲村勝俊君	10番	石川和栄君
11番	岡野喜代治君	12番	市川正君
13番	高谷茂君	14番	島田裕司君
15番	後藤正洋君		

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

説明のための出席者

町 長	宮 司 正 毅 君
副 町 長	増 輪 肇 君
総 務 部 長	堤 和 弘 君
総 務 課 長	長谷川 明 君
企 画 部 長	二 木 勝 義 君
企 画 課 長	長谷川 道 廣 君
財 政 課 長	山 田 雅 俊 君
住 民 環 境 部 長	江 口 昇 君
環 境 生 活 課 長	岸 本 昌 博 君
福 祉 部 長	高 取 真 由 美 君
保 健 福 祉 課 長	山 下 勝 也 君
経 済 部 長	館 田 博 道 君
農 務 課 長	高 田 訓 之 君
建 設 水 道 部 長	吉 尾 雅 昭 君
建 設 課 長	高 松 悟 志 君
教 育 長	本 庄 幸 賢 君
教 育 部 長	山 崎 一 君
管 理 課 長	北 村 和 也 君
代 表 監 査 委 員	米 口 稔 君

事務局職員出席者

事務局 長	野村 雅史 君
次 長	中出 徳昭 君
係 長	浦島 卓君
主 任	瀬戸 貴裕 君

◎開会・開議の宣告

(午後 1時00分)

○議長（後藤正洋君） ただいまの出席議員15名、定足数に達しておりますので、平成30年第1回当別町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（後藤正洋君） 議事日程ですが、さきにお配りいたしております日程表により議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（後藤正洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第125条の規定により、

1番 佐藤 立 君

3番 鈴木 岩 夫 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（後藤正洋君） 日程第2、会期の決定ですが、さきに議会運営委員会を開催し、協議の結果、平成30年3月6日から3月22日までの17日間といたしましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、3月6日から3月22日までの17日間とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（後藤正洋君） 日程第3、諸般の報告を申し上げます。

監査委員より例月出納検査及び定期監査の結果報告がありました。その写しをお手元に配付しておりますので、ご高覧願います。

以上、報告を終わります。



◎議員提案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第4、議員提案第1号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

稲村君。

○議会運営委員会委員長（稲村勝俊君） 議員提案第1号 堀江病院の閉院を踏まえて、持続可能な当別町地域医療体制の確立を求める意見書。

堀江病院の閉院を踏まえて、持続可能な当別町地域医療体制の確立を求める意見書について、当別町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出いたします。

平成30年3月6日提出。

提出者、当別町議会議員、稲村勝俊。賛成者、当別町議会議員、山崎公司、同じく、高谷茂、同じく、岡野喜代治、同じく、石川和栄、同じく、山田明、同じく、渋谷俊和。

当別町議会議長、後藤正洋様。

提案理由。

平成29年11月、医療法人社団治心会堀江病院から、平成30年3月31日をもって閉院するとの意向が当別町に伝えられた。

同院の閉院に伴う当別町の地域医療体制に対する影響については、夜間休日当番医などの救急医療、入院病床、診療科目などの問題が当面生じると考えられる。

また、当別町民の福祉向上を図る上で、地方創生総合戦略達成の上でも、健康で豊かな暮らしを守る持続可能な地域医療体制の確立は、必要不可欠な要素である。

よって、当別町において、持続可能な地域医療体制の確立を図るよう強く要望する。

記、1、堀江病院の閉院を踏まえて、持続可能な当別町地域医療体制の確立を求める意見書（案）。

堀江病院の閉院を踏まえて、持続可能な当別町地域医療体制の確立を求める意見書（案）。

平成29年11月、医療法人社団治心会堀江病院（以下、「同院」という。）から、平成30年3月31日をもって閉院するとの意向が当別町に伝えられ、この問題について、産業厚生常任委員会で、救急当番医体制、当別町の医療体制への影響など、議論を重ねてきた。

医療法人が運営する病院の閉院自体は、当該法人の判断することである。しかしながら、同院の閉院に伴う当別町民の生活を支える地域医療体制について、多くの町民が強い関心を持ち、議会としても重要な問題として認識しているところである。

同院の閉院に伴う当別町の地域医療体制に対する影響については、夜間休日当番医などの救急医療、入院病床、診療科目など問題が当面生じると考えられる。

また、当別町民の福祉向上を図る上で、地方創生総合戦略達成の上でも、健康で豊かな暮らしを守る持続可能な地域医療体制の確立は、必要不可欠な要素である。

地域医療体制は、初期治療や日常の健康管理を担うかかりつけ医を核とした地域に密着した一次医療、入院や専門的治療の二次医療、より高度な三次医療それぞれの医療にかかる役割を町内及び隣接する札幌市や江別市との広域的な連携を含めて検討することが必要である。

なお、入院病床数は、二次医療圏ごとに基準病床数が定められており、当別町が属する札幌圏では、既存病床数が基準病床数を上回っている。したがって、新たな入院病床の設置は診療所に対する一部を除き極めて困難である。現在、同院が有している58床の医療療養病床も一旦廃止されると、当別町内において新たな医療療養病床の設置は難しいものと考えられる。同院が廃止されることになれば地域医療における貴重な選択肢を失うこととなる。しかしながら、休止であれば1年間は当該法人が病床数を維持することができることになる。

よって、当別町において、持続可能な地域医療体制を確立するため、次の事項を強く要望する。

- 1 持続可能な地域医療体制構築の時間を確保するため、閉院については、廃止ではなく休止とするよう同院に対して要請すること。
- 2 町民が必要とする入院病床を確保するために最大限努めること。
- 3 町民の健康で豊かな暮らしを守るため、町内外の関係機関、団体に働きかけるなど主導的な役割を果たすこと。
- 4 地域医療は、町民生活に密接に関連するだけでなく、当別町の地方創生総合戦略達成においても、必要不可欠な要素であることから、情報発信に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月6日、北海道石狩郡当別町議会議長、後藤正洋様。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切ってご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議員提案第1号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議員提案第1号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

なお、ただいま決定されました議員提案第1号について、意見書の取り扱いは議長に一任をお願いいたします。

休憩いたします。

休憩 午後 1時11分

再開 午後 1時14分

○議長（後藤正洋君） 再開します。



◎総務文教常任委員会報告

○議長（後藤正洋君） 日程第5、総務文教常任委員会に付託しておりました核兵器禁止条約に日本政府が早期に参加することを求める意見書採択の陳情書について、委員長の報告を求めます。

山田委員長。

○総務文教常任委員会委員長（山田 明君） 総務文教常任委員会報告書。

本委員会に付託された陳情について、平成29年9月6日、11月30日、12月6日、平成30年1月25日、2月13日に委員会を開催し、慎重審議の結果、次のとおり報告する。

記、核兵器禁止条約に日本政府が早期に参加することを求める意見書採択の陳情書。

本陳情書は、核兵器禁止条約に日本政府が早期に参加することを求める趣旨である。

日本は、唯一の戦争被爆国として核兵器の廃絶を目指すことは、当然であり、核拡散防止条約のもと、核軍縮と核の不拡散を進めている。

一方、核兵器の脅威がいまだ現実に存在する状況において、あらゆる手段を講じて国民の生命及び財産を守ることは、政府として当然の責務であり、核軍縮に取り組み上では、人道と安全保障の2つの観点が必要である。

非核三原則を国是として掲げる日本が、みずから核抑止力を保有する選択肢はなく、日米同盟のもとで国民の生命及び財産を守ることが現実的である。

この条約がいかに核兵器廃絶という崇高な目的を掲げているものであっても、核兵器を直ちに違法とする核兵器禁止条約に参加すれば、米国の抑止力の正当性を損なうことになり、結果として、日本国民の生命及び財産が危険にさらされると考える。

さらに、この条約に米国など核保有国は反対しており、核軍縮・核廃絶を実現するには、核保有国を動かし、非保有国との溝を埋め信頼関係を構築することが日本政府に求められていると考える。

よって、本件、不採択とすることが適当と認めた。

以上、本委員会の報告とする。

平成30年3月6日、当別町議会議長、後藤正洋様。

総務文教常任委員会委員長、山田明。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔議長、討論〕と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） ただいま討論の申し出がございました。

質疑を打ち切り、これより討論を行います。

まず、本件に対する反対者の発言を認めます。

3番、鈴木君。

○3番（鈴木岩夫君） 核兵器禁止条約に日本政府が早期に参加することを求める意見書採択の陳情書の不採択の報告に対する反対討論を行います。

反対理由を述べます。まず第1に、核拡散防止条約のもと、核軍縮と核の不拡散を進めているという認識に立っておられますが、現実はその真逆の方向へ進行しているのではないのでしょうか。2月2日、トランプ政権は核体制の見直し、NPR報告を発表しました。この報告は、核兵器のない世界を目指す立場に背を向け、核兵器禁止条約を全く非現実的と切り捨て、核軍事力を大増強し、使いやすい核兵器、低出力核兵器の開発やオバマ政権下で退役した海洋発射核巡航ミサイルの再開発を進めること、核兵器を通常戦力などによる攻撃に対しても使用するなど、危険きわまりないものです。核抑止力は全く抑止になっ
ておらず、核軍拡競争になっているのが現実ではないのでしょうか。第2に、このような現実を見れば、核抑止力神話に陥ることなく、唯一の戦争被爆国として核兵器廃絶という崇高な理想を掲げ、世界をリードすることが求められているのではないのでしょうか。

以上です。

○議長（後藤正洋君） 次に、賛成討論はありますか。

4番、山崎君。

○4番（山崎公司君） ただいま5回の委員会を経て報告されました核兵器禁止条約に関する陳情書について、総務文教常任委員会の不採択の報告に賛成の立場で討論いたします。

日本は、唯一の戦争被爆国である。核兵器廃絶を目指すのは当然のことと思います。この核兵器禁止条約に、核保有国の米国初め、ロシア、英国、フランス、中国はこの条約に反対しております。核軍縮、核廃絶を実現するためには、核保有国を脅かすことが必要であります。実際にはこの条約ではできません。まずは、非核三原則を掲げる日本が核保有国に対して核削減を求めていくことが重要かつ先決と思います。

以上、簡単ですが、不採択に賛成の立場で討論といたします。

○議長（後藤正洋君） さらに反対討論はありますか。

渋谷君。

○6番（渋谷俊和君） 私は、総務文教常任委員会の報告書、不採択という問題について反対の立場で発言いたします。

今核保有国の立場いろいろ述べられました。しかし、考えてみたら、世界中の国々が日本に対する期待、この地上から危険な核兵器をなくしていきたい。それに対して唯一の被爆国日本が果たしている役割、期待するものは大きいというぐあいに思います。私は、73

年前の広島、長崎の原爆投下、数十万人が一瞬のうちに命を奪われたあの問題、やはりそこが原点で、そのことを私たちは改めて考えていかなければならない。核兵器は、今もふえ続けています。1万5,000発を超える核兵器が存在しているというぐあいに言われています。日本は、非核三原則という形で言うておりますが、持たず、つくり、持ち込ませず、この持ち込ませずも、もう具体的にいろんな問題点が起きてきているというぐあいに考えます。そういう中で、世界の国々は、平和を求める国々は、唯一の被爆国の日本にそのことに対する期待が大きいというぐあいに私は思います。

そういった意味からも、この意見書について不採択というのは極めて私は問題があるというぐあいに思いますし、ぜひこの不採択を撤回してもらいたいということで反対意見を述べさせてもらいました。よろしく願いいたします。

○議長（後藤正洋君） ほかに討論はありますか。

岡野君。

○11番（岡野喜代治君） 私は、本委員会の報告書賛成の立場から討論に参加をさせていただきます。

私も核兵器あるいは全ての武器は、人を殺傷するような武器は、それは廃絶、全くなくなっただほうがいい、そう思っている一人であります。一方、現実におきまして核保有国が相当数あります。また、日本を敵視する国も中にはございます。そういった国が日本を攻撃するとしたら、どうやってこれを食い止めることができるのでしょうか。私たちが今核を葬らないその現状は、日米同盟に基づいて、そういった中で成り立っている安全だと思っております。この日米同盟を無視して核兵器反対ということになりますと、私たちの国民の安全、それから財産の保持、こういったことは守れないことになるのではないかなというふうに思っております。そういったことから、非常に核が蔓延しているというのは残念なことではありますけれども、やはり日本は戦争あるいは兵器、こういったものを全てなくすという観点から世界に発信していく、そういった態度をとるのが日本政府に求められたものではないかなというふうに思っております。

そういったことから、この報告書につきましては賛成ということで申し上げたいと思います。議員諸君のご理解をどうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） ほかに討論はありますか。

秋場君。

○5番（秋場信一君） 私は、賛成の立場で討論します。

日本は唯一の戦争被爆国であり、日本が求められている役割というのは世界に向けて広島、長崎の惨禍を世界に報道し、それをどんなことかということを実を知らせることが日本の本来の役割、私はそう思っております。そういうことが今日本で行われて、ずっとそれを発信し続けてきております。さらには、日本はNPT以外にもFMCTあるいはCTBT、いろんな参加にもかかわって、日本は核の抑止に加わっております。それも実際は、この報告書には記されていませんが、そういうことは日本としてはかなり努力をして

いる現状にあります。しかも、日本が今直ちに核廃絶の討論に加わって賛成の立場を持つということは、明らかに今の日本の立場はむしろそうではなく、核の抑止というのは幻想かもしれませんが、それは今の現状としては日本はこれ以外の選択肢はないと考えている上、この討論に関しては私は賛成の立場を表明しますので、よろしく願います。

○議長（後藤正洋君） ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） なければ、以上で討論を終わります。

それでは、本件につきましては採決を行います。

採決は、起立によって行います。

本件について、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤正洋君） 賛成多数と認めます。

よって、本件はただいまの委員長報告のとおり決定いたしました。



◎産業厚生常任委員会報告

○議長（後藤正洋君） 日程第6、産業厚生常任委員会に付託しておりました日欧EPA「大枠合意」の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書について、委員長の報告を求めます。

石川委員長。

○産業厚生常任委員会委員長（石川和栄君） 産業厚生常任委員会報告書。

本委員会に付託された陳情について、平成29年9月7日、11月24日、12月7日、平成30年2月8日、2月20日に委員会を開催し、慎重審議の結果、次のとおり報告する。

記、日欧EPA「大枠合意」の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書。

本陳情書は、日欧EPA「大枠合意」の撤回を求める意見書の採択を求める趣旨である。

日本と欧州連合の経済連携協定いわゆる日欧EPAは、平成29年7月に大枠合意に至り、国家貿易制度などの基本制度が維持される一方、関税の引き下げや撤廃、低関税枠の設定などがなされることとなる。

このような中、農林水産業が基幹産業の北海道においては、平成29年11月に北海道及び北海道議会、農林水産業関係団体など23団体が、農林水産大臣などに対し、情報の開示や万全な対策を講ずるよう要請した。これは、日欧EPA交渉を前提にしたものである。

また、農業が基幹産業の当別町においては、特に小麦生産者への影響や農家戸数の維持、食糧の自給率や食料安保の確保などが懸念され、今後注視していく必要があると考える。しかし、我が国を取り巻く国際情勢などを考慮し、さらに日欧EPA交渉は、平成29年12月8日に妥結しており、日欧EPA大枠合意の撤回を求めることは、不相当と考える。

よって、本件、不採択とすることが適当と認めた。

以上、本委員会の報告とする。

平成30年3月6日、当別町議会議長、後藤正洋様。

産業厚生常任委員会委員長、石川和栄。

○議長（後藤正洋君） 質疑はありますか。

〔「議長、討論」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 討論の申し出がありましたので、質疑を打ち切り、これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対の発言を認めます。

鈴木君。

○3番（鈴木岩夫君） 日欧EPA「大枠合意」の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書の不採択の報告に対する反対討論を行います。

反対理由を述べます。まず第1に、昨年12月に妥結したことをもって、撤回を求めることは不適當で不採択とすることが適当としているけれども、署名式は本年7月に行うことでEUと調整中であり、署名後の国内手続は本年秋の臨時国会に関連法案や協定承認案を政府が提出する方針です。よって、まさにこの時期に政府に対して意見を上げることが大事なのではないでしょうか。第2に、昨年11月、北海道及び北海道議会、農林水産業関係団体など23団体が情報開示や万全な対策を講じるよう要請したとありますが、いまだ情報は開示されておらず、万全な対策についても本当に当別町にとって万全な対策になっているのでしょうか。助成対象事業の多くは、規模拡大、生産性向上とコストダウン、それも3年連続してといった厳しい内容ばかりではないでしょうか。当別町農家の何件が対象になるのでしょうか。2月26日、熊本県が影響額試算を発表しました。国の想定より大幅増というものです。国は、情報を開示し、北海道も早く影響額試算を発表すべきです。このままでは不安、懸念は増すばかりです。

以上です。

○議長（後藤正洋君） 次に、賛成討論。

佐藤君。

○1番（佐藤立君） 私は、日欧EPA「大枠合意」の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書を不採択とする委員会報告に賛成の立場から討論させていただきます。

本件陳情趣旨にもあるとおり、日欧EPAにより本町農業に与える影響については十分注視し続けなければなりません。一方で、今世界で保護主義が台頭しつつある中で、世界の平和と安定を支える国際協調の火を消すことは決してあってはいけません。世界のGDPで30%、貿易総額の40%を占める世界最大級の自由貿易協定となる日欧EPAは、世界の安全と発展に対して果たす役割はとて大きなものがあります。本町農業に与える影響については、国内問題としてまた別個に議論をすべきものであり、それをもって世界の協調の体制に水を差すことがあってはならないと考えております。よって、本陳情について

採択をすることは適当でないと考えます。

よって、不採択とする委員会報告に賛成をいたします。議員各位のご賛同をお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） ほかに反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 以上で討論を終わってよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） それでは、本件については採決を行います。

採決は、起立によって行います。

本件について、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤正洋君） 起立多数です。

よって、本件はただいまの委員長報告のとおり決定いたしました。



◎請願・陳情審査付託の件

○議長（後藤正洋君） 日程第7、請願・陳情審査付託の件ですが、お手元に請願・陳情文書表が配付されております。

会議規則第95条及び第92条第1項の規定により、文書番号1番、当別町の医療体制維持・拡充を求める意見書の採択を求める陳情書については、産業厚生常任委員会に審査終了まで付託いたします。

文書番号2番、当別町の医療体制維持を求める請願書について、紹介議員の説明を求めます。

鈴木君。

○3番（鈴木岩夫君） ただいま提案されました請願書について紹介いたします。

請願者は、当別町の医療体制維持・拡充を求める住民の会です。共同代表は、小寺和昭氏、相馬ひろ子氏、大澤勉氏です。

医療療養病床（58床）を有する当別町唯一の病院である堀江病院が、この3月に閉院になると報道されてから3カ月が過ぎました。入院できる病院が町内から消えるだけでなく、透析治療、夜間・休日診療や高齢者のワクチン接種、学校医など多くの役割を担っていただけに、町民の不安が広がっています。今さまざまな声が届いています。車もなく、当別以外に身寄りの少ない私たちは、堀江病院だけが頼りです。札幌や東京の子供たちに言っていました。何かあったら堀江病院に入院できるから大丈夫だよと。老人の私は、夜体調がおかしくなることが多いのです。夜間診療が地元でなくなるのは不安ですなどなどです。

堀江病院の医療療養病床58床を町が責任持って維持すること。内科・外科・人工透析の

診療科目を町が責任持って維持すること。夜間・休日診療を町が責任持って維持すること。町民の命と健康を守ることは自治体の重要な役割です。当別町が責任を持って現在の医療体制を維持するよう、議会として町に働きかけることを要望して紹介とさせていただきます。

以上です。

○議長（後藤正洋君） ただいまの請願・陳情文書表2番については、産業厚生常任委員会に審査終了まで付託いたします。

休憩いたします。

休憩 午後 1時45分

再開 午後 1時50分

○議長（後藤正洋君） 再開します。



◎町長、教育長の平成30年度町政及び教育行政執行方針

○議長（後藤正洋君） 日程第8、町長、教育長の平成30年度町政及び教育行政執行方針を行います。

町長。

○町長（宮司正毅君） 平成30年第1回当別町議会定例会開会に当たりまして、新年度の町政執行方針を申し上げます。

私が2期目の町長に就任してから初めての執行方針となりますが、特に昨年は、「北欧の風 道の駅とうべつ」が開業しました。また、小中一貫教育がスタートした、そういう年でありました。

「北欧の風 道の駅とうべつ」につきまして、開業以来これまでの間に、入場者数36万人、販売高1億8,000万円を生み出し、新たな交流人口と経済効果を生み出しました。道の駅が町の「産業力強化」の一翼を担い、町の稼ぐ力を向上させる起爆剤としての機能を発揮し始めたというふうに感じています。

小中一貫教育につきましては、義務教育9年間の一貫性のあるカリキュラム、これが確立されましたが、次のステップとして、一体型小中一貫校の新設に向けた協議を始めております。

人口問題では、いまだ、少子高齢化の流れの中で、人口減少に歯どめをかけるには至っておりませんが、引き続き「定住人口の増加」を目指した施策を推進してまいります。

特に、まちづくりの基盤となります都市計画において、新たに立地適正化計画を策定し、

その計画を軸に駅前開発や、C C R C、いわゆる生涯活躍のまちづくり、この推進に取り組んでまいります。

また、町の最大の課題であります「稼ぐ力」を身につけるための「産業力の強化」につきましては、町内の既存企業の業容拡大、並びに企業の誘致のための支援制度の見直し、さらには、現在進めております「当別町農業10年ビジョン」の一層の推進や、再生可能エネルギーのさらなる展開に向けて具体的な事業へと踏み込んでまいります。

こういった認識のもと、これより、新年度に実施します施策・事業の具体的な内容について、順次ご説明を申し上げます。

1番目に、「稼ぐ力」を身につけるための「産業力の強化」に係る施策の展開についてですが、「職の総合拠点づくりプロジェクト」及び「商工業活性化プロジェクト」についてですが、町、農協、商工会の3団体に町内金融機関をオブザーバーに加えた「当別町企業誘致推進協議会」が中心となって、食品加工業及び製造業、小売業、さらに情報通信業に対しての誘致活動を進めておりますが、いまだ道半ばの状況であります。

企業が何を求めているのか、そのニーズを的確に捉え、まず町内既存企業の施設や設備拡充、そして企業誘致を実現するため、「企業立地促進条例」の見直しを大胆に行い、支援制度の強化を進めてまいります。

また、昨年、「地域未来投資促進法」というのができましたが、これに基づく基本計画を策定いたしました。この計画は、町で指定した地域において、既存企業や新規進出企業が立地する際の規制緩和につながるメリットがあるものであります。地域の資源や魅力あるいは強みを生かし、地域経済を牽引する事業者の創出、地域付加価値の増加を図り「稼ぐ力の向上」を目指します。

次に、「当別町農業10年ビジョン推進プロジェクト」というのを今進めておりますが、農畜産物のブランド化、2次産業化・6次産業化、こういったことにより、農家所得の向上を目指して取り組んできておりますが、新年度は、ビジョンの中間年を迎え、より具体的な個別施策を追求していく年にしたいと考えております。

昨年開業しました、「道の駅」という農畜産物の販売拠点は、消費者ニーズを捉えた形での「作った物を売る」から「売れる物を作る」という意識改革が醸成され、生産性向上と高付加価値化につながっていくことから、「当別町農業10年ビジョン」を強力に後押ししてくれるものであると期待をしているところであります。

また、農業環境の変革の波は、今後も引き続き押し寄せてくると思われ、直面する農家件数の減少に歯どめをかけるとともに、担い手不足対策にも取り組む必要があります。農協や普及センター等関係機関との連携をより強化し、新規就農者対策や担い手確保、法人化の推進に関する具体的な体制づくり、輪作体系確立のための支援事業、労働力不足を補完するためのGPSとかドローン、こういったものを活用したスマート農業の普及に取り組んでまいります。

先ほども説明しました「当別町道の駅プロジェクト」についてですが、新年度は、いよ

いよ年間を通した営業となり、これからが本当の道の駅のスタートであります。また、道の駅の管理運営主体である『株式会社 t o b e』にとっても、地域商社機能を発揮する年でもあります。

今後、道の駅を起点にさらなる経済効果を生み出すべく、昨年に引き続き、地域商社推進事業や道の駅のプロモーション事業に取り組みながら、町の産業力強化を実現すべく努めてまいります。

「再生可能エネルギー活用」、これに係ります施策の展開ですが、再生可能エネルギー活用につきましては、これまで太陽光、水力、風力、地中熱、雪氷熱、木質バイオマスといったエネルギー資源活用の研究を進め、「太陽光発電所の設置・誘致」、「道の駅への地中熱・雪冷熱の導入」、「木質ペレットの公共施設での活用及び実証事業」などのプロジェクトを実施してまいりました。また、今青山地区での「小水力発電事業」も現在進行中であります。

これまでの研究の結果、我が町での再生可能エネルギーの最有力資源であります「木質バイオマスエネルギー」の事業化を促進するため、新年度は、エネルギーのもととなる森林の整備事業を拡大するため林道整備を拡充しますとともに、木質バイオマス設備の具体的な導入計画を策定し、公共施設など町内での木質バイオマス活用につながるロードマップを作成します。

加えて、設置しました太陽光発電施設や道の駅の地中熱、雪冷熱の設備の稼働状況を確認・分析しながら、次の施策展開につなげていくように努めてまいります。

「まちに人を呼び込む『定住・交流』の促進」に係る施策の展開についてです。

定住人口増加の促進については、「駅周辺再開発プロジェクト」及び「当別町版 C C R C プロジェクト」の事業化に向けて、有利な制度を活用するため国土交通省が勧めております「立地適正化計画」、これの策定に着手します。

この当別町版「立地適正化計画」は、石狩当別駅及び石狩太美駅周辺に医療・福祉・商業等の都市機能や居住機能を立地誘導し、中心市街地の活性化を図り、定住人口増加につなげていくことを目的として、平成31年度中の策定を目指してまいります。

「公共交通活性化プロジェクト」についてですが、当別町のコミュニティバスは、現在、約14万人の利用がありまして、地域の足として定着をしておりますが、昨年、実証運行を開始しました「西当別道の駅線」の分析や、デマンド方式の拡充など、誰もが使いやすく持続可能な公共交通の構築に向けた検討を進めてまいります。

「移住促進プロジェクト」についてですが、引き続き、北海道医療大学生の町内居住増加に向けた取り組み「学生居住1,000人プロジェクト」を推進してまいります。新年度は、住民票を異動した新入学生に対し「当別町共通商品券」を配付し、新生活スタートの応援事業を実施します。

一方、学生居住の推進に当たっての課題は、町内のアパート不足でありまして、その解消が大変重要であります。学生寮やアパートの新築が不可欠でありまして、民間投資が必

要になりますので、これら事業を企業誘致の一環と捉え、支援対策を検討してまいります。あわせて、町内企業やディベロッパーへの働きかけは、これまでどおり継続してまいります。

次に、交流人口の促進についてですが、先ほども申し上げましたが、道の駅の開業により、多くの訪問客が当別町を訪れてきてくれるようになりました。この来町者をいかにして町内へ周遊させるかが鍵で、その仕組みづくりが重要です。

新年度は、道の駅と町内観光施設、飲食店などを結びつける、そういった取り組みを構築してまいります。そのためには、例えば当別ダムでの観光スポットづくりや、当別町開町の歴史・文化に触れる施設づくり、お祭りやイベントの拡大など、来町者の周遊を醸し出すような、そういった取り組みが必要であるというふうに考えております。

次に、「災害に強いまちづくりプロジェクト」についてですが、災害時の対応や、行政の業務継続を考えますと、役場庁舎の建てかえの重要度は、非常に高いと考えております。議会でも公共施設に関するあり方検討特別委員会というのをつくってくださいますので、これでご議論いただく案件と存じますけれども、さまざまな意見を伺いながら、総合的に判断していかなくてはならないと感じております。

また、雪害に係る除排雪対策につきましては、市街地の町民の強い要望を受け、生活道路の排雪に係る町民負担を新年度から廃止いたしますが、冬期の災害対策向上にももちろんさらに注力してまいります。

「未来を担う子どもの育成と町民が幸せに暮らせる社会の形成」、これに係る施策の展開についてですが、冒頭でも触れましたけれども、「小中一貫教育推進プロジェクト」、いわゆる町の宝であります子どもたちの君教育は、何にも増して重要でありまして、小中一貫教育の基本理念をフルに生かすために必要な「一体型小中一貫校」の新設に向けて作業を進めてまいります。

また、「子育て世帯応援プロジェクト」については、さらなる幼児教育・保育の充実を目指して、ふとみ保育所の民営化及び認定こども園への移行を進めてまいります。小中一貫教育を本物にするには、幼児期からの教育体制を充実させることが必須ですし、また、コミュニティーの力も活用していかなければなりません。一貫性のある幼・小・中、さらには高校・大学までの教育環境づくりを目指してまいりたいと考えます。

また、公園の整備についてですが、阿蘇公園に、町民ニーズを踏まえました大型コンビネーション遊具を新設し、子どもが遊び、学ぶ場としての環境整備と利用の増進に努めてまいります。

次に、「地域福祉推進プロジェクト」についてですが、町の初期救急医療体制を長年にわたり牽引していただきました堀江病院の閉院に伴い、現在、新年度以降の町内医療体制の見直しを行っているところです。きょうも請願書が2通出ております。

新年度4月以降の土曜日・日曜日の日中の診療は、町内5つの医療機関が担当していただけになりました。また、夜間の救急医療につきましては、「江別市夜間急病セン

ター」を利用していただくことになりました。

加えて、札幌市の「救急安心センターさっぽろ」というものに加入し、24時間365日対応の看護師による救急医療相談が受けられることにもなります。

入院を要する治療につきましては、あいの里にあります北海道医療大学病院が、町内医院との連携を強化し、積極的な入院患者受け入れを了承してくれました。

町民にとりましては多様性のある医療体制づくり、こういったことが必要ですので、さらなる努力をしているところですが、広報やホームページを通じ、随時、町内周知に努めてまいります。また、町民への説明会も4月前に開催をしたいと考えております。

以上、新年度に取り組む施策の概要について、申し述べました。

新聞報道でもご承知のこととは存じますが、昨年より、町内外を取り巻く課題として、JR札沼線の路線存廃の問題があります。

現在、月形町・浦臼町・新十津川町の3町とともに「札沼線沿線まちづくり検討会議」を設置し、北海道庁をオブザーバーに迎え協議・研究を続けてきておりますが、4町の事情が異なっていますので、なかなか統一見解には至りませんでした。きょうの報道で取り上げられたように、4町それぞれがまちづくりに資する公共交通のあり方を検討、そしてそれを共有し、その最大公約数をもってJRとの交渉に臨んでいく形になりました。我が町も、医療大以北の公共交通、これが今まで以上に便利になるように、町民の要望をしっかりと取り込んだ上で検討を進めてまいりたいと考えております。

町のいろんな課題、これを解決していくには、とにかく財源確保が重要であります。さまざまな事業の実施に当たっては、国の中央省庁や北海道の補助金・交付金を積極的に獲得してまいりました。また、ふるさと納税の寄附により、これまで実現できなかった事業にも着手することができました。

一方、町債残高も、平成29年度末、この3月末ですね、までに105億円を下回るころまで減らすことができています。

今後の積極的な事業展開のためにも、これまでの財政健全化は、引き続き進めてまいります。

繰り返しになりますが、残念ながら、人口減少にはまだ歯どめがかかっておりません。しかしながら、近年は、社会減、転入する方、転出する方、その社会減がやや落ちついてきている傾向が見受けられ、着実に人口減少打破に向けて進んでおります。

私が一貫して掲げております産業力・稼ぐ力を強化することにより財政基盤を整え、教育・福祉の充実を図り、災害に強いまちづくりを実現することで、定住人口・交流人口の増加に挑戦したいと考えております。

町職員とともに課題に正面から向き合い、新年度も全力で町政執行に取り組むことをお約束するとともに、議会議員の皆様方には、今後ともご理解・ご支援・ご協力を切にお願い申し上げます、平成30年度の町政執行方針といたします。

○議長（後藤正洋君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） 平成30年第1回当別町議会定例会の開会に当たり、当別町教育委員会所管行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

当別町教育委員会では、児童生徒の確かな学力の育成や教員の指導力向上などさまざまな課題解決のため、小中一貫教育を早期に導入すべく、平成26年度から研究、実践に取り組んでまいりました。

その結果、小中学校間で9年間を見通した教育目標の共有や系統性・連続性を重視したカリキュラムが整ったことから、平成29年度より小中一貫型小学校・中学校（小学校は中学校併設型、中学校は小学校併設型）を当別・西当別の両地区でスタートさせました。

平成30年度は開始2年目となりますが、目指す人間像である「社会を背負う、世界にも通用する知・徳・体を備えた人」、これは平成27年3月に出示した小中一貫教育に関する取組基本方針に載せてあります。これを実現するために「人として確固たる基礎をつくるとうべつの一貫教育」を基本理念に、町民の皆様の理解と協力を得ながら、実践を積み重ねていきます。

さらにその実践をもとに、より高い教育効果が期待できる小学校と中学校が一体となった「義務教育学校」に移行してまいります。既に教育課程等の検討に入っておりますが、平成30年度は新たな学校の姿や建設地選定などスピード感を持って進めてまいります。

次に平成30年度予算に基づく、「学校教育」、「社会教育」、「子ども・子育て支援」の、主な取り組みについて申し上げます。

初めに、「学校教育」についてであります。

「学校教育」については、「子どもの発達や学びの連続性を踏まえた一貫教育の推進」を基本方針といたしました。小中一貫教育2年目を迎え、より9年の連続性を意識した取り組みを進めてまいります。

重点目標は、

- 1 学びの連続性を重視した学力向上の取り組み
- 2 小学校外国語の先進的取り組み
- 3 学校運営協議会（CS）の活性化
- 4 当別らしい食育の展開といたしました。

これら重点目標の実現に向け、平成30年度に実施する具体的取り組みについて申し上げます。

最初に重点目標1の「学びの連続性を重視した学力向上の取り組み」についてでございます。「確かな学力の育成」「豊かな心の育成」「健やかな体の育成」の3点について申し上げます。

1点目、確かな学力の育成についてであります。

確かな学力育成のため、「授業改善」、「特別支援教育の充実」、「自発的学習への支援」について申し上げます。

まず、「授業改善について」ですが、これまで授業改善の方策として、ICT機器の整

備を段階的に進めてまいりました。平成30年度は、電子黒板、実物投影機を小学校1年生の各教室に設置します。これにより、全ての学校の全ての教室への設置が完了することになります。

デジタル教科書につきましても、教科書の改訂時期を見据えながら中学校は5教科を全学年に、小学校は3年生以上の国語、算数で導入してきているところでもあります。これら一連のICT機器の整備により、一層効果的でわかりやすい授業を展開することが可能となり、児童生徒一人一人の「確かな学力の定着と伸長」が図られているところでもあります。

また、新学習指導要領が目指している「主体的・対話的で深い学び」を促進していくことにもつながると確信しております。

あわせて、小中一貫教育推進講師を算数・数学、英語で計4名を引き続き配置するとともに、文部科学省や北海道教育委員会の加配教員を活用し、習熟度別授業、T・T授業など、学力向上に効果的な授業が実践できるよう進めてまいります。

次に、「特別支援教育の充実について」ですが、小学校の普通学級に在籍する特別な支援を必要とする児童は、平成27年度からの3カ年を見ますと、それぞれ30名、34名、56名と増加する傾向にあります。さらに障がいの程度、内容が重複化、多様化するなど、指導の難しさも加わってきています。そういった状況から特別支援教育支援員を現在の6名から8名に増員し、支援必要とする子ども一人一人に応じた指導や支援が可能となる体制をつくります。障がいのある子どもと障がいのない子どもがともに学ぶインクルーシブ教育の理念を踏まえ、特別支援教育の充実を図ってまいります。

次に児童・生徒の自発的学習への支援についてですが、平成27年度から実施している放課後学習会、土曜学習会、長期休業中の学習支援について、「学校を核とした地域力強化プラン事業」を活用しながら、より充実した取り組みとしてまいります。

また、児童生徒の読書活動を推進するため、各学校への図書館司書（図書館法による司書）派遣を充実させます。図書館司書の専門性を生かして児童生徒への読書指導、学校図書館の適切な運営や利活用について支援してまいります。

2点目、「豊かな心の育成」について申し上げます。

豊かな心の育成は、教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動など、学校の教育課程全体で行われるものです。さらに本町では、小中一貫教育を実施していることから、9年の連続した期間の中で養うこととしております。

このような状況の中、平成30年度から道徳が特別な教科となります。教育委員会では、この（学習指導要領）改訂を見越して、教員の研修に取り組んできたところですが、学習評価を含めスムーズな授業が展開され、道徳の目的が達成できるよう引き続き、支援、指導をしてまいります。

今年度の顕著な取り組みとしましては、当別・西当別両地区で、小中合同道徳「いじめ撲滅の取り組み」を行い、北海道教育委員会主催の標語コンクール（いじめ・ネットトラブル根絶！メッセージコンクール）におきまして北海道の最優秀賞に1点選ばれておりま

す。その標語が牛乳パック側面に掲載されているところでもあります。また、児童会・生徒会が合同で「いじめ撲滅合同集会」を企画実施したことが評価され、「全国いじめ問題子どもサミット」の北海道代表として発表するなど全道、全国的に注目を集めました。

小学生、中学生がお互いの姿や取り組みを目の当たりにすることは、思いやりや尊重の心を養う上で大変効果的であることから、引き続きこうした取り組みを支援していきます。

このほか、人権擁護委員による人権に関する学びや、小中合同の芸術鑑賞なども実施してまいります。

3点目に「健やかな体の育成」について申し上げます。

健やかな体の育成は、豊かな心と同様に教育課程全体で行われるべきものです。当別町では、小中一貫教育の利点を生かし、小学校、中学校間での子どもの情報共有や部活動交流など、9年の連続した期間で、一人一人の状況に応じた体力強化、健康増進を行っていきます。教育委員会としては、保健体育を中心にした各校の体力改善プラン、特に一校一実践の取り組みが、全国体力・運動能力、運動習慣等調査での結果にもあらわれてきていることから、引き続き各学校に対し、指導と支援をしてまいります。

また、スキー、武道などの授業への講師派遣も、学校の求めに応じて進めてまいります。

次に児童生徒の歯の健康のため実施しているフッ化物洗口であります。平成30年度は、小学生から中学生まで全ての児童・生徒に実施することになります。これは全国的にも珍しく、歯科系の大学が存在する町ならではの先進的な取り組みと言えます。今後も北海道医療大学や当別歯科医師会の協力を得て、円滑に実施するとともに、歯の健康のみならず、健康全般に対する意識を高めていくよう努めてまいります。

続いて重点目標2の「小学校外国語の先進的取り組み」について申し上げます。

小学校外国語（英語）につきましては、新学習指導要領で5年生と6年生は、正式教科とした上で、年間35時間から70時間に、また3年生と4年生は、外国語活動として新たに年間35時間の実施が定められました。

新学習指導要領は平成32年度からの実施ですが、当別町では英語教育を小中一貫教育の柱の一つとしていることから、2年前倒しして、平成30年度より実施することにいたしました。

教育委員会としては、この時数増に対応するために、外国語指導助手（ALT）を増員配置するとともに、当別町独自の一貫教育推進英語講師を継続配置するなど、これまで以上に学校を支援してまいります。

なお、1年生、2年生については、既に平成26年度から外国語指導助手を導入した外国語活動を町独自に実施しておりますので、これも継続してまいります。

次に重点目標3の「学校運営協議会（CS）活動の活性化」について申し上げます。

平成29年秋に当別、西当別の各学区ごとに小中一体の学校運営協議会（CS）を予定どおり設置いたしました。これまで平成30年度からの本格的稼働を見据え、それぞれの地区で話し合いが重ねられ今日に至っております。

学校運営協議会は、子どもたちの成長を支援し、学校を支える組織として今後、大きな役割を果たしていくものと捉えておりますので、教育委員会としても重点的に支援してまいりたいと考えております。

重点目標4の「当別らしい食育の展開」について申し上げます。

平成29年度は、新たな試みとして当別高校家政科や食生活改善協議会との共同で、メニュー開発を初めとする食育に関する取り組みを行い、児童生徒の食に対する関心や地場産物への理解を深めることができました。平成30年度もこれらの機関との連携を深めながら、当別らしい食育、安全安心でおいしい給食の提供に当たっていきます。

また、給食センター運営の効率化、会計の一層の透明化を図るため、公会計への移行準備も進めてまいりますし、計画的な施設の改修も進めていきます。平成30年度は、厨房内食器用消毒保管庫更新、蒸気回転がま更新などを行います。

以上、学校教育に係る説明を申し上げます。

続いて、「社会教育」について説明を申し上げます。

基本方針を「全ての町民が幸せを実感できる生涯学習社会の実現」といたしました。少子高齢化が進む当別町において、生涯にわたって学ぶ機会を提供することは、全ての町民のやりがいや生きがいに通じ、ひいては住んでよかったまちづくりにつながる大切な施策と捉え、取り組みを進めていくこととしております。

重点目標は、

- 1 生涯学習推進
- 2 児童・生徒の成長を支援する「学校を核とした地域力強化プラン事業」の実施
- 3 家庭教育支援
- 4 読書活動推進といたしました。

それぞれの重点目標実現に向け、具体的な取り組みについて申し上げます。

最初に、重点目標1の「生涯学習推進」について申し上げます。

町民の生涯学習を盛んにするためには、魅力ある学習プログラムを提供することが必要です。その点において、平成28年度に指定管理者に指名した「ふれ・スポ とうべつ」のもたらす効果は大変大きく、例えば平成28年度は453回の講座を開講し、参加者は、延べ3,406名に上りました。年齢や性別に応じた多様な内容、指導者の質の高さなどサービスは飛躍的に向上しました。その結果、総合体育館の個人利用者は1万5,157名で対前年比12%の増になり、利用者からサービス向上に対する声も多数寄せられております。このように指定管理の成果が如実にあらわれてきておりますことから、教育委員会としてもしっかりとサポートしていきたいと考えております。

そのほかにも北海道医療大学、当別高校など関係機関との連携をこれまで以上に図りながら、多様な学習プログラムを実施してまいります。

また、施設設備の管理も生涯学習推進には欠かせません。平成30年度は懸案となっておりました、総合体育館トイレを洋式化（ウォシュレット化）することといたしました。引

き続き、利用しやすい施設のため計画的な改修に取り組んでまいります。

次に、重点目標2の児童・生徒の成長を支援する「学校を核とした地域力強化プラン事業」の実施について申し上げます。

社会教育課ではこれまで、学校教育、子ども未来課との連携により、放課後学習会や土曜教室を実施し、学習習慣の定着やみずから学習する態度の育成に努めてきました。平成28年度の放課後学習会の参加児童生徒数は延べ2,509名を数え、全国学力・学習状況調査において、家庭学習に取り組む児童生徒の割合は、全国平均よりも高い数値を示すなど、成果を上げてきております。

平成30年度は、国語の強化を狙った講座や、考える力の向上につながる体験や実験の講座を開設するなど、新たな取り組みを実施してまいります。

重点目標3の「家庭教育支援」について申し上げます。

これまで北海道教育委員会から指定を受けて実施しておりました「学びカフェ」事業におきまして、6名の家庭教育ナビゲーターを養成いたしました。平成30年度は、このナビゲーターを活用した家庭教育支援を主に行います。具体的には、子育て支援センターの相談事業や主催事業に対する協力、家庭の読書活動を推進するための読み聞かせ活動など、積極的な活用を考えております。

重点目標4の「読書活動推進」について申し上げます。

読書活動は、子どもの成長に欠かすことはできません。教育委員会としては小さなころからの習慣づけが大切という観点に立ち、図書館司書や子育て支援センター、家庭教育ナビゲーターなどによるブックスタート、ブックセカンド、読み聞かせ活動、巡回図書等、保護者を巻き込んだ施策を進めてまいります。

また、小学校や中学校においては、学校図書館機能が重要なことから、学校教育でも申し上げますが、各校に1名定期的に派遣している図書館司書の派遣回数をふやすなど、専門性がより生かされる取り組みを進めてまいります。

町内の2つの図書室につきましては、蔵書システムを刷新し、インターネット予約を可能にしたほか、北海道立図書館と提携し町民が直接予約できるようにいたしました。今後も町民の利便性が向上するよう取り組みを進めていきます。

以上、社会教育について申し上げます。

続いて、「子ども・子育て支援」施策について説明申し上げます。

基本方針を「それぞれの家庭が必要とする支援や指導の実践」といたしました。子育てをする保護者への支援と幼児教育の充実により「子育てをするなら当別」と言われるよう、取り組みを進めてまいります。

重点目標は、

- 1 子育て支援の充実
- 2 幼児教育の充実
- 3 早期療育の推進

4 社会全体で子どもを守る体制の構築といたしました。

次に、それぞれの重点目標を実現するための具体的取り組みを申し上げます。

重点目標1の「子育て支援の充実」について、子育て支援センターの機能強化と子どもプレイハウスの充実の2点について申し上げます。

1点目の子育て支援センターの機能強化につきましては、特に相談機能と主催事業の充実に取り組んでいく方針です。

相談機能につきましては、北海道主催の研修や先進地視察など相談に当たる子育て支援員の資質向上に取り組むとともに、社会教育の家庭支援で申し上げた家庭教育ナビゲーターの協力も得て、保護者の幅広いニーズに応えてまいりたいと考えております。

また、主催事業につきましては、日本の伝統的な行事や季節の行事を多く取り入れ、日本特有の文化に対する理解を深めながら、親子が一緒に心の豊かさを感じることでできる事業を企画していきたいと考えております。

2点目の子どもプレイハウスの充実につきましては、現在実施している学習習慣の定着や体力向上の取り組みに加え、小学校英語の拡大に対応するための英語体験やニュースポーツ体験など、新たな活動プログラムをふやし、その充実に努めてまいります。

次に、重点目標2の「幼児教育の充実」について申し上げます。

現在、民間法人に運営を委託している町立ふとみ保育所について、平成31年度を目途に幼稚園と保育所の両方の機能を有する「私立認定こども園」に移行いたします。

これは、住民ニーズや既に私立認定こども園に移行した本町地区の事例をもとに判断いたしました。

これにより、太美地区に幼保一体となった教育・保育施設ができて、幼児教育の質の向上が図られるとともに、幼児教育から小学校教育にスムーズにつながることを期待されます。

次に、重点目標3の「早期療育の推進」について申し上げます。

子どもの健全な発達につきましては、乳幼児期からの早期支援と適切な療育指導が効果的なことから、平成30年度は新たに作業療法士、相談支援専門員を加えた、保育士、言語聴覚士による専門チームを組織し、乳幼児から小学校6年生までの子どもたち個々の発達に寄り添った療育支援を進める予定であります。

次に、重点目標4の「社会全体で子どもを守る体制の構築」について申し上げます。

児童虐待など、子どもの人権をないがしろにした大人の行為は、なかなかなくなならない状況が全国的にあります。当別においては、平成29年度に2件発生しておりますが、幸いなことに早期に芽を摘むことができ、大事に至らず解決することができました。これは関係機関との連携協力により、発見から対応までの流れが組織的に機能することができた成果と捉えております。平成30年度はこの体制をさらに強化するために、特に発見、いわゆる気づきのところで後手に回らぬよう、幼保小中の教職員や医療機関、民生児童委員等との連携を強めていく方針です。

また、広報紙や回覧等を活用し、児童虐待の未然防止に向けた啓発活動の強化にも努めてまいります。

以上、子ども・子育て支援施策について申し上げました。

これまで、「学校教育」、「社会教育」、「子ども・子育て支援」について、平成30年度の主な取り組みについて申し上げました。

このほか教育委員会全体として、重点的に取り組む施策について、2点申し上げます。

1点目は、冒頭でも申しましたが、義務教育学校の設置に当たり、校地（建設地）の選定や新校舎を建設するに当たっての基本的な考え方を7月ごろを目途に整理し、次のステップに進めるよう取り進めてまいります。

2点目ですが、本町の教育行政を体系的かつ計画的に推進するため、平成30年度を終期とする現行の「第4次生涯学習推進計画」について、後継の計画をこれまでの生涯学習を中心とした内容から教育全体の計画に拡大し、平成30年度末までに作成する計画であります。

以上、当別町教育委員会の所管行政の執行に関する主要な方針について申し上げました。

平成30年度につきましても子育てしやすい環境を整え、子どもたち一人一人がたくましく成長できるよう、また、町民が豊かな生活を送ることができるよう、学校・家庭・地域・行政の緊密な連携のもと、これら施策を確実に実行してまいります。

町民の皆様、町議会議員の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

以上で終わらせていただきます。

○議長（後藤正洋君） ただいまの町長、教育長の平成30年度町政及び教育行政執行方針に対する各会派による代表質問を3月9日に行いますので、質問予定者は本日本会議終了後、午後5時までに議長に通告願います。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

なお、議案審査のため明日から3月8日までの2日間を休会とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、そのように決定をいたしました。



◎散会の宣告

○議長（後藤正洋君） 本日はこれにて散会いたします。

3月9日は午前10時から会議を開きます。

本日はご苦労さまでございました。

（午後 2時40分）

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成30年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成30年第1回当別町議会定例会 第2日

平成30年3月9日（金曜日） 午前10時00分開議

議事日程（第2号）

開 議

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 報告第 1号 専決処分の承認を求めることについて
(和解及び損害賠償額の決定について)

第 3 議案第 1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

第 4 議案第 2号 平成29年度当別町一般会計補正予算（第5号）

議案第 3号 当別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

第 5 議案第 4号 平成29年度当別町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

第 6 議案第 5号 平成29年度当別町介護保険特別会計補正予算（第3号）

第 7 議案第 6号 平成29年度当別町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

第 8 議案第 7号 平成29年度当別町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

第 9 議案第 8号 平成29年度当別町水道事業会計補正予算（第1号）

第10 町長、教育長の平成30年度町政及び教育行政執行方針に対する代表質問

第11 議案第 9号 平成30年度当別町一般会計予算

議案第10号 平成30年度における当別町長等の期末手当の減額に関する条例制定について

議案第11号 当別町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第12号 当別町地域集会施設に係る指定管理者の指定について

議案第13号 当別町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第14号 平成30年度当別町国民健康保険特別会計予算

議案第15号 当別町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

議案第16号 当別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

議案第17号 平成30年度当別町後期高齢者医療特別会計予算

議案第18号 当別町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第19号 平成30年度当別町介護保険特別会計予算

議案第20号 当別町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

- 議案第 21 号 平成 30 年度当別町介護サービス事業特別会計予算
議案第 22 号 平成 30 年度当別町下水道事業特別会計予算
議案第 23 号 平成 30 年度当別町水道事業会計予算
散 会

午前10時00分開議

出席議員（14名）

1番	佐藤立君	2番	五十嵐信子君
3番	鈴木岩夫君	4番	山崎公司君
5番	秋場信一君	6番	渋谷俊和君
7番	山田明君	8番	古谷陽一君
9番	稲村勝俊君	11番	岡野喜代治君
12番	市川正君	13番	高谷茂君
14番	島田裕司君	15番	後藤正洋君

欠席議員（1名）

10番 石川和栄君

欠員（なし）

説明のための出席者

町長	宮司正毅君
副町長	増輪肇君
総務部長	堤和弘君
総務課長	長谷川明君
広報秘書課長	大畑裕貴君
税務課長	佐藤剛一君
企画部長	二木勝義君
企画課長	長谷川道廣君
財政課長	山田雅俊君
住民環境部長	江口昇君
環境生活課長	岸本昌博君
住民課長	乗木裕君
福祉部長	高取真由美君
保健福祉課長	山下勝也君
介護課長	辻野幸一君
経済部長	舘田博道君
農務課長	高田訓之君
エネルギー推進室長	熊谷康弘君
建設水道部長	吉尾雅昭君
建設課長	高松悟志君

上下水道課長	岩	城	正	志	君
教 育 長	本	庄	幸	賢	君
教 育 部 長	山	崎		一	君
管 理 課 長	北	村	和	也	君
子ども未来課長	須	藤	政	信	君
代表監査委員	米	口		稔	君

事務局職員出席者

事 務 局 長	野	村	雅	史	君
次 長	中	出	徳	昭	君
係 長	浦	島		卓	君
主 任	瀬	戸	貴	裕	君

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（後藤正洋君） おはようございます。ただいまの出席議員14名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（後藤正洋君） 議事日程ですが、さきにお配りいたしております日程表により議事に入ります。



◎会議録署名議員の指名

○議長（後藤正洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第125条の規定により、

1番 佐藤 立 君

3番 鈴木 岩 夫 君

を指名いたします。



◎報告第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第2、報告第1号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） おはようございます。ただいま議題となりました報告第1号、専決処分の承認を求めることにつきまして、提案の説明を申し上げます。

平成29年11月16日発生した公用車の物損事故につきまして当別町が支払う損害賠償額を32万5,320円と定め和解することについて、地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年12月20日付をもって専決処分をいたしましたので、これを報告し、ご承認をいただくとするものであります。

よろしくご審議をいただきまして、ご承認をお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、報告第1号は原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、報告第1号は原案のとおり承認することに決定いたしました。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第3、議案第1号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま議題となりました議案第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、提案の説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員、梅枝正春氏は、平成30年3月19日をもって任期満了となりますので、同氏を再任するため、地方税法の規定に基づき、議会の同意を得ようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第1号は原案のとおり同意することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。



◎議案第2号、議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第4、議案第2号、第3号は関連がありますので、一括上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま一括議題となりました議案第2号及び第3号の関連議案

につきまして、提案の説明を申し上げます。

初めに、議案第2号 平成29年度当別町一般会計補正予算（第5号）につきまして、本補正予算は歳入歳出ともに2億17万7,000円を増額し、その総額を97億3,592万8,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページから3ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたいと存じます。

次に、繰越明許費につきましては4ページに記載の「第2表 繰越明許費」を、地方債の補正につきましては5ページに記載の「第3表 地方債の補正」をご高覧いただきたいと存じます。

歳出の主なものとしていたしましては財政調整基金への積立金5,158万3,000円、国民健康保険特別会計への繰出金1億5,000万円、担い手確保経営強化支援事業補助金1,500万円、市町村職員共済組合負担金700万円などを増額し、介護保険特別会計への繰出金412万3,000円、青年就農給付金事業補助金370万6,000円、一般職給料650万円などを減額するもので、この財源として町税4,000万円、道支出金1,258万1,000円、繰越金1億4,783万2,000円などを増額し、諸収入382万4,000円、町債140万円などを減額して措置いたしました。

次に、議案第3号 当別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。人事院勧告に基づく平成29年度の給料表を平均改定率0.2%引き上げ、平成29年12月の勤勉手当を0.1カ月分引き上げ、及び平成30年度の勤勉手当支給月数の平準化を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、議案2件につきましてよろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切ってご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第2号、第3号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第2号、第3号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第5、議案第4号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま議題となりました議案第4号 平成29年度当別町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出ともに4,068万2,000円を減額し、その総額を25億2,844万2,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページから2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたいと存じます。

歳出の主なものといたしましては保険給付費213万8,000円を増額し、共同事業拠出金4,179万9,000円を減額するもので、この財源といたしましては共同事業交付金854万2,000円、繰入金1億5,000万円などを増額し、国庫支出金1億1,390万5,000円、道支出金5,637万円などを減額して措置いたしました。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第4号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第4号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第6、議案第5号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま議題となりました議案第5号 平成29年度当別町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出ともに702万6,000円を減額し、その総額を14億9,094万7,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページから2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたいと存じます。

歳出といたしましては基金積立金1,241万4,000円を増額し、総務費193万3,000円、保険給付費761万1,000円、地域支援事業費989万6,000円を減額するもので、この財源といたしましては保険料350万8,000円、繰越金660万1,000円を増額し、国庫支出金352万8,000円、

支払基金交付金490万2,000円、道支出金308万4,000円、繰入金557万2,000円などを減額して措置いたしました。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第5号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第5号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第7、議案第6号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま議題となりました議案第6号 平成29年度当別町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案の理由を説明いたします。

本補正予算は、歳入歳出ともに401万4,000円を減額し、その総額を6,577万4,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページから2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたいと存じます。

歳出といたしましては基金積立金24万3,000円を増額し、サービス事業費425万7,000円を減額するもので、この財源といたしましては繰越金112万8,000円を増額し、サービス収入514万2,000円を減額して措置いたしました。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第6号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第6号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第8、議案第7号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま議題となりました議案第7号 平成29年度当別町下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出ともに3,459万4,000円を減額し、その総額を9億593万5,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページから2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたいと存じます。

次に、地方債の補正につきましては、3ページに記載の「第2表 地方債の補正」をご高覧いただきたいと存じます。

歳出といたしましては下水道において一般管理費278万8,000円、建設費3,180万6,000円を減額するもので、この財源といたしまして負担金142万5,000円、繰越金131万4,000円を増額し、国庫補助金2,033万3,000円、町債1,700万円を減額して措置いたしました。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第7号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第7号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第8号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第9、議案第8号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま議題となりました議案第8号 平成29年度当別町水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、収益的収入において消費税還付金353万8,000円を減額し、収入総額を6億8,575万4,000円といたしました。

また、収益的支出において配水及び給水費9万9,000円を増額し、総係費481万円を減額し、支出総額を6億6,045万4,000円といたしました。

次に、資本的収入において企業債3,630万円、補償金1,101万5,000円を減額し、収入総額を3,450万9,000円といたしました。

また、資本的支出において上水道設備費5,337万2,000円を減額し、支出総額を1億5,468万4,000円といたしました。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第8号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第8号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時25分

○議長（後藤正洋君） 再開いたします。



◎町長、教育長の平成30年度町政及び教育行政執行方針に対する
代表質問

○議長（後藤正洋君） 次に、日程第10、町長、教育長の平成30年度町政及び教育行政執行方針に対する代表質問を行います。

なお、再質問は認められませんので、町長、教育長には答弁漏れのないようご留意願

ます。

それでは、最初に会派清風、稲村君の質問であります。持ち時間は30分です。

稲村君。

○9番（稲村勝俊君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、会派清風を代表いたしまして、町政執行方針、教育行政執行方針に対する代表質問を行います。

宮司町政2期目スタートの執行方針が前向きに取り組み、期待から実現へ向かうことを願ひまして、質問をいたしたいと思ひます。

初めに、産業力の強化に係る施策についてですが、当別町農業10年ビジョンの具体的な個別施策の担い手不足対策、担い手確保について伺ひます。農業環境の変革の波にはTPP11、日欧EPA等、新協定の進捗やさまざまな農政改革の不安もあるが、主に農業者の高齢化により農家戸数の減少が進んでいると考えます。また、平成16年ころの共同作業組織の取り組みによる共同作業組織構成員を認定農業者、担い手とし、確保されたことで農家戸数の減少抑制効果があったと考えられ、現在の当別町農業の高齢化率、高い転作率、高賃貸率にも影響が考えられます。今後10年間ほどで農家戸数が半減すると予想されています。地域の現況を考えると加速することも予測され、これまで以上の農地利用の最適化、適切な担い手への農地集積、土地利用型担い手の育成支援が必要で、担い手自体も高齢化する中、圃場の分散問題、担い手間の情報共有と連携、作目の団地化など、地域の効率的な土地利用が求められております。農業委員会、農業関連団体、機関とも連携した担い手確保、営農継続のための取り組みについて考え方を伺ひます。

また、担い手不足対策としての新規就農対策についても伺ひます。

昨年9月開業の道の駅農産物直売所ですが、予想以上の結果になりました。継続に向けた新年度に向けての出荷者、運営協議会等からの課題、要望がさまざまあり、建物、施設の改善等、短期的、長期的な視点からも考えられ、農産物加工で町内製造業者の施設の活用を検討する動きや集客力を高める工夫をしていますが、子どもが楽しめる工夫も効果的ではないかなどの声を聞きます。また、生産者の高齢化等により、出荷弱者対策のため集出荷支援の検討、冬期間の農産物直売の検討など、多くの課題があると考えます。道の駅管理運営については株式会社tobe、直売所は運営協議会となっています。今後に向けた課題と対策についての考え方を伺ひます。

次に、町に人を呼び込む定住、交流の促進に係る施策についてですが、道の駅を起点とした経済効果推進の取り組みですが、4月には石狩市の厚田の道の駅がオープンします。石狩市では、道の駅来訪者には市全体をめぐるような仕組みづくりの展開を念頭に、新たな周遊プログラムの開発などを推進するとしています。経済活性化へ札幌市と11市町村と中枢都市圏広域連携も発足されるようですが、特に当別町、石狩市、新篠津村が連携し、道の駅を核とした周遊コース等での相乗効果を想定した地域間連携の取り組みについて、また道の駅来訪客の町内周遊の仕組みの検討について伺ひます。

次に、排雪に係る町民負担の廃止について伺ひます。11年間続いた排雪に係る町民負担

が廃止になります。近隣の自治体では一定の住民負担が定着していますが、住民負担の不公平感、負担金徴収のあり方などからの住民の強い廃止要望、財政状況から、排雪に係る住民負担を廃止すると考えますが、今後の住民負担のあり方の考え方について伺います。

次に、未来を担う子どもの育成と町民が幸せに暮らせる社会の形成に係る施策について伺います。新年度以降の町内医療体制の見直しを堀江病院の閉院に伴い、されています。町の初期救急医療体制、地域医療の中核的な病院として町民の健康で豊かな生活基盤を支えてこられ、近年は町内の医療機関が相次いで入院病床を廃止する中、58床の医療病床を維持し、夜間休日当番医の約7割を担うなど、地域医療に多大な貢献をされてきました。これまでの社会貢献に感謝し、敬意を払うものです。当別町議会としても、閉院に伴う影響を重く受けとめ、議員提案として意見書を提出したところですが、閉院に伴う当別町地域医療体制に対する影響については慎重な調査、分析、検討が大切です。堀江病院閉院による影響の把握、当別町医療体制の現状の把握について伺います。

今後の医療体制について述べられておりますが、町民から不安の声や行政対応が見えないなどの声があることから、より理解を得る努力が必要と考えます。町内周知、町民への正確な情報発信、情報共有について伺います。

最後に、教育行政執行方針について伺います。一体型小中一貫校の新設に向けた協議、作業を進め、義務教育学校の設置に向け、基本的な考え方を7月ごろをめどに整理し、次のステップに進むとのことから、当別町議会公共施設に関するあり方検討委員会においても役割を担うため、情報や現状認識を共有し、幅広い観点からの視点でスピード感を持って進めていかなければならないと考えますが、現時点での教育長が考えている一体型小中一貫校、義務教育学校の新設に向けての想定されている作業スケジュールについて伺います。

以上で町長、教育長の執行方針に対する会派清風の代表質問といたします。

○議長（後藤正洋君） ただいまの会派清風、稲村君の質問に対する町長、教育長の答弁を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） 会派清風、稲村議員の代表質問にお答えをいたします。

初めに、産業力強化の中で当別町農業10年ビジョンについてのご質問であります。稲村議員ご指摘のとおり、高齢化、担い手不足による農家戸数の減少が急速に進んでおりまして、将来の当別町農業を担う人材の確保と育成は喫緊の課題であるというふうに私も認識をしております。この課題克服には町内の農家さんだけでは限界があり、新規就農者を呼び込み、意欲ある方々に農業を生涯の職業として選択できる環境を整える必要があるというふうに考えております。

そのためには、農業機械だとか施設整備の導入に関する負担軽減を支援する融資補助や農地、住宅の取得に係る助成等、経営体育成事業、こういったものを強化していく必要があると考えております。また、法人化の推進、それからGPSとかドローンを活用したス

マート農業への取り組みへの助成制度、こういったものを設けることによって意欲ある担い手に対する支援、すなわち経営安定化に向けた支援体制づくりも視野に入れていかなければと考えております。加えて、農地中間管理機構、いわゆる農地集積バンク、こういったものの活用や農地譲渡所得に係る農地税制の特例措置、新規集積の実績を踏まえての土地改良事業における優遇措置、こういった国が進めています諸施策も取り込んで農地の集積化、有効利用の促進を図っていかなければなりません。当別町農業10年ビジョン達成に向けて、担い手不足対策と効率的農地利用は車の両輪ですので、今後農協、農業委員会、農業改良普及センター、こういった農業関連団体や機関、それから商工会等と一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

次に、道の駅関連についてのご質問ですが、まず直売所の運営に関する課題と対策についてであります。直売所は、1ヵ月半営業をいたしました。議員ご指摘のとおり、課題が山積していることがわかりました。同時に、直売所が道の駅の集客にいかほど大きく影響するかもわかったところでもあります。こういったことを踏まえて、大きく課題は2つあると考えています。1つは、冬期間の農産物販売であります。この課題解消には生産者、それから生産量の拡大、それから冬期間の品ぞろえの面での例えば漬物工房を初めとした加工施設の検討、そして既存施設の利活用を含めた農産物の貯蔵方法の工夫が必須であります。2つ目は、物流システムの構築であります。販売時期と農作業が重なることや高齢化という問題もあって、これも稲村議員ご発議の集出荷支援、すなわち物流システム構築が必要だと考えております。こういった課題は生産、加工、流通、販売と密接な関係にありますので、同時並行的に解消することが必要となります。今後、はなポッケ運営協議会、JA北いしかり、株式会社tobe、そして私たち町が一体となって農産物の生産、加工、流通、販売の総合的な仕組みづくりの検討を進めてまいります。

もう一つ、稲村さんからのご発議で子どもが楽しめる工夫もというお話ですが、これはさらなる道の駅の集客や町内周遊にもつながっていきますので、これらの仕組みづくりも非常に重要だと考えております。

また、もう一つご提案があった道の駅を核とした市町村連携の取り組みについてでありますけれども、相乗効果を狙った近隣市町村による道の駅の連携は非常に重要だと私も考えております。この道の駅の連携による効果としては、来場者の周遊促進することができる。あるいは、品ぞろえの充実ができるかもしれない。こんなことから、むしろ石狩市、新篠津だけではなく、千歳市、恵庭市も含めて広域的に連携することでより大きな効果、つまり相乗効果が生まれてくるのではないかと考えておまして、今後こういった仕組みづくりに向けて検討してまいりたいというふうに思います。

それから、町内周遊の方策です。道の駅来訪者をいかにして町を周遊させるかということについては、実は既に商店街マップや各種イベント周知の専用ラックを道の駅には設置しているのですけれども、こういった効果をさらに高めるためには、スタンプラリー、あるいは個々の店によるPRブースの出店、あるいは抽せん会イベント、こういったものの

実施を新たな取り組みとして展開をして来町者の町内周遊を高めていきたいと考えています。これに加えて、町内周遊の促進には、当別ダムでの観光スポットづくりだとか、あるいは当別町本町の特に歴史とか文化に触れる施設づくり、あるいはお祭りだとかイベントの拡大、サイクリングツアー、こういったようなことも並行的に取り組む必要があるというふうに考えております。

2番目の町に人を呼び込む定住、交流の中での排雪に係る町民負担の廃止についてであります。稲村議員、これもご発議のとおりでありますけれども、町民負担については、これまでの検証から制度上の課題や不公平感の声もとても多く、さらなる建設的視点に立って、新年度からは町民の負担金を廃止し、町が全て実施することといたしました。また、今後も協働、いわゆるともに働くという取り組みは必要不可欠なものでありますので、新たな体制として43の全町内会と除排雪業者、それに町の3者から成る連絡協議会を構築して、引き続き町民の声を反映してまいりたいというふうに考えております。

なお、この機会に、これまでご尽力をいただきました当別町雪対策町民協議会の26の町内会には深く感謝を申し上げるとともに、この11年間の活動を有益なものとするために、新体制においても同様のご協力をお願いをしておきたいと思っております。

次の堀江病院閉院による影響の把握ということでもあります。それから、当別町医療体制の現状の把握、今後の医療体制の町内周知についてというふうなご質問がございました。堀江病院閉院は、皆様も同じご意見だと思っておりますけれども、堀江病院が多大な貢献をしてきてくださっただけに、町内医療体制に大きな影響を及ぼすものであります。まず第1に、救急当番医の現体制が続けられなくなってしまうこと。第2に、町内唯一であった58床を持つ入院施設が使えなくなることであります。救急当番医体制は、現在堀江病院が7割近く対応してくれておりますので、閉院後町内の医療機関だけで同様の体制を組むことは困難な状況となりました。それから、堀江病院の病床は医療療養病床のため、これは一般病床とはちょっと違っていて、長い療養が必要な方が利用するものであります。今入院している方については、札幌市内の病院への転院や特別養護老人ホームなどの介護施設への入所、または退院されて、現在入院患者はもういないというふうに聞いております。このことは、確認をしております。

今後の医療体制については、先般私が町政執行方針でも述べましたとおり、救急当番医の体制については土曜、日曜日の日中の診療は町内5つの医療機関が対応してくれますし、夜間については江別市夜間急病センターを利用させていただくことになりました。加えて、札幌市の救急安心センターさっぽろに加入して、24時間365日対応の看護師による電話での救急医療相談が受けられることになります。入院を要する治療につきましては、あいの里にある北海道医療大学病院が町内医療機関と連携を強化して入院患者の積極的な受け入れを承諾をいただいております。

町民への周知につきましては、3月26日にゆとろで、3月27日には西当別コミセンで住民説明会を実施いたします。また、周知用のリーフレットを全戸配布するとともに、広報

やホームページへ掲載して周知してまいります。この問題は、町民にとって多様性がある医療体制をつくるのが町民の安心につながるものと考えておりますので、江別市、札幌市の自治体や医師会等と今後ともさらに協議を重ねてまいりますつもりであります。

以上、私からの清風、稲村議員への代表質問に対する答弁といたします。答弁漏れがないことを祈ります。

○議長（後藤正洋君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） 会派清風、稲村議員の代表質問にお答えいたします。

一体型小中一貫校の新設に向けて想定している作業スケジュールについてのご質問であります。現段階においては、建設候補地なども含めまして決定しておりませんので、あくまでも想定スケジュールということになります。教育行政執行方針で述べましたとおり、7月を目途に新校舎用地の選定、教育課程や校舎のコンセプトの検討、資金調達など基本的な構想をまとめ、次のステップである校舎建設に向けた基本設計、実施設計などの段階を踏んで、平成32年度を目途に校舎建設に着手できるよう準備を進めていきたいと考えております。

以上、会派清風、稲村議員の代表質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（後藤正洋君） 以上で会派新風、稲村君の質問を終わります。

次に、会派新風、山田君の質問であります。持ち時間は25分です。

山田君。

○7番（山田 明君） 議長の許可をいただきましたので、会派新風を代表し、平成30年度の町政執行方針並びに教育行政執行方針に対し、町長と教育長に代表質問をいたします。

昨年は4月に小中一貫教育がスタートし、9月に北欧の風道の駅とうべつのオープン、そして10月にはスウェーデンレクサンド市より姉妹都市交流30周年記念事業で多くのレクサンド市民が来町するなど、1年を通して当別町の活性化が図られたと思います。しかしながら、少子高齢化の流れの中で、いまだ人口減少に歯どめがかからないなど、課題も多く見受けられます。会派新風として、子どもから高齢者まで住みよい町当別の実現に向け、宮司町政の執行に対し、是々非々で取り組む所存ですし、大いに期待をしております。

それでは、質問に入ります。まず初めに、産業力の強化に係る施策の展開の企業立地促進条例について伺います。平成22年3月、条例制定後、平成26年に一部改正を行い、町外、道外へのPRに努め、現在に至っています。この間町を初め、関係経済団体と協調しながら、特に町の基幹産業である農業に関連した企業の誘致に力を注ぎ、平成28年には当別町企業誘致推進協議会を設置しました。企業訪問や町のPRなど、誘致活動を実施した結果、企業の事情、求めている環境などについてもおおむね理解が得られてきたと考えますが、いまだ町長が求めている実態には及んでいないと捉えています。このような経過を踏まえ、条例の大胆な見直しを行い、支援制度の強化を進めるとのことですが、効果が生まれる制度とするには全ての業態に対応する方向性は必要と思いますが、今までの町の打ち出してきた業種にスポットを当てた見直しを進めるのか、また支援内容としては労働力などの人

的な面、税制面、経営面での金銭的な面になるのか、その考え方についてお伺いします。

次に、昨年12月22日、国の同意を受けた地域未来投資促進法に基づく基本計画ですが、地域が自律的に発展していくため、地域の強みを生かしながら将来の地域の成長、発展の基盤を整えるための計画として、いち早く法に基づく計画の承認を得たことは高く評価できるものであります。その性格からいっても、企業誘致に向けてのハードルを低くするものと捉えています。既に道内では、ことしの2月22日現在ですが、千歳市の株式会社もりもとや岩見沢市の日の出交通株式会社など10の事業所が地域経済牽引事業計画の承認を受け、農産加工品、菓子類の商品開発、家具製品の海外市場獲得など、それぞれの地域の特色を生かした事業を展開しています。

本町でのエリア設定をした地域は、町長が以前より産業力の強化の源となる道の駅を含む西部地域が指定されております。当別町は、本町の商圈、交通アクセス、医療、教育などの条件を満たす札幌市に隣接した最適の地域ではありますが、現状農用地も多い地域であることも事実であります。町として既存企業、新たに進出しようとしている企業に対し、コーディネートするにしても一定の地域に絞りながら誘導することも必要と考えます。また、農業地域から都市地域として移行するための整備計画も視野に入れていくことも必要と考えますが、町長の見解を伺います。

いずれにしても、新たな有効な土地利用に結びつくよう、地域住民の協力を得ながら進められるよう望むものであります。

次に、町に人を呼び込む定住、交流の促進に係る施策の展開での立地適正化計画について伺います。2014年8月1日に施行された改正都市再生特別措置法に基づいて、全国の自治体で立地適正化計画の作成が進められております。2017年3月31日現在で立地適正化計画について基本的な取り組みをしているのは全国で348市町に上り、他の市町でも2017年度以降に計画の作成が進められているほか、348市町以外にもこれから新たに取り組みを始める自治体が数多くあるとのことでした。

今後のまちづくりにおいて大きな障害となるのが急激な人口減少と高齢化です。本格的な人口減少と超高齢化社会の時代に入り、厳しい財政状況の中で自治体に現在求められているのは、人口構成や時代のニーズの変化に合わせ、適正な行財政運営の視点を加えた持続可能な施策の展開や都市構造への転換です。こうした中、国は都市再生特別措置法の改正を行い、公共施設や行政サービスの最適化を図るとともに、高齢者や障がい者などが移動しやすく、健康で快適な生活が送れるよう、いわゆる多極ネットワーク型コンパクトシティの形成を推進しています。そのための手段として市町村に求められているのが立地適正化計画の施策であると捉えています。国は、この計画に位置づけられた施策や事業に対し、社会資本整備総合交付金などを重点的に配分するなど、財政、税制、金融、規則などあらゆる方法で市町村の取り組みを強力に支援するとしています。このような国の動きを見ると、限られた財源をこれまでのように広くばらまくのではなく、特定の市町村へ集中的に投下し、その効果を周囲に波及させるという方針で、より頑張る自治体が評価され、

支援を受け、活性化される仕組みであり、自治体のセンスと本気度が問われる厳しい時代に突入したと考えます。

そこで、3点ほど伺います。1つ目は、当別町が立地適正化計画を策定する意義と必要性は何か。

2つ目に、町長が日ごろより訴えられている駅周辺再開発プロジェクトや当別町版C C R Cプロジェクトの実現に向けて立地適正化計画を策定するメリットは何か。

3つ目に、以前よりまちづくりの計画として都市計画マスタープランや当別町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、実現に向けて進めていると捉えていますが、これらの計画と立地適正化計画との関係や整合性について町長の考えを伺います。

次に、教育行政執行方針に基づき、教育長に伺います。まず初めに、義務教育学校について伺います。小学校6年と中学校3年の合計9年間の義務教育を一貫して行うのが小中一貫校ですが、これを制度化する学校教育法の改正案が2015年6月に可決され、2016年4月から施行されています。既存の小学校、中学校と同じように法律で定められた正式な学校で、義務教育学校という名称となっていると捉えています。文部科学省の調査によると、2016年現在13の都道府県で22校が開校されており、2017年以降には全国で114校の開校が予定されているとのことで、小中一貫教育を行う学校は義務教育学校とともに年々増加すると予想されています。

そこで、教育長に伺います。小学校と中学校が一体となった義務教育学校に移行することによってどのような教育効果を期待しているのか。また、小中一貫校との違いは。また、メリット、デメリットは。さらに、今後の課題はどのように捉えているのか伺います。

次に、学校教育について伺います。学校教育において第1の重点目標として、学びの連続性を重視した学力向上の取り組みが挙げられています。国立情報学研究所の新井紀子教授が全国の小学生から社会人までの2万5,000人を対象に基礎的読解力の調査を行ったところ、中学生の半数は中学校の教科書が読めていない状況と指摘されています。読解力は全ての学びの基礎であり、主体的で深い学びを行うためにも、まずは教科書が確実に読めるというレベルから読解力を重視する必要があります。

そこで、伺います。学校教育の重点目標である学びの連続性を重視した学力の向上に基づいて各施策を立案するに当たって、近年のA I、人工知能の急速な発展や子どもの読解力不足という現状を認識しているかと捉えていますが、施策にどのように反映されているのか。また、社会教育の学校を核とした地域力強化プラン事業において新たに国語の教科書を狙った講座を開設する目的は何か。そして、この国語講座は近年のA Iの急速な発展や子どもの読解力不足という現状を踏まえた施策と捉えてよいのか伺います。

次に、幼児教育の充実について伺います。幼児教育については、ふとみ保育所の私立認定こども園化が表明されました。当別町で育つ子どもたちの最初の教育機関であるこども園は、町と私立園がかたい信頼関係に基づいて極めて緊密な連携をすることが必要であります。町政執行方針において、小中一貫教育を本物にするには幼児期からの教育体制を充

実させることが必須、一貫性のある幼小中、さらに高校、大学までの教育環境づくりを目指すと言及されているとおり、幼児教育はこの町の子どもたちの一貫した学びに欠くことができない。そして、全ての基礎となる重要な段階です。さきに述べた読解力においては、幼児期の読み聞かせや身近に本がある環境の形成が重要です。また、子どもの体力と学力の間には高い相関性があることは、既に広く知られているとおりであります。子どもの体力については、学校教育だけではなく、幼児教育における取り組みがより重要です。体力向上のための積極的な外遊びや好奇心を高める屋外での自然体験も重要です。私立認定こども園化に当たっては、これらの今後の幼児教育において重視すべき点を考慮して進める必要があると考えますが、教育長の所見をお伺いします。

最後に、一体型小中一貫校の新設について、校地の選定などの新校舎を整備するに当たり基本的な考え方を7月ごろをめどに整理し、次のステップに進めるとありますが、社会教育が大きく変化し、学びの内容も変化していることから、それに応じて学校の施設や教室のあり方も変化しなければならないと考えます。小中一貫教育を行う場合は、地域ぐるみで子どもたちの学びを支える場として施設環境を確保することが重要であるとされています。その一方で、近年でも今から68年も前の昭和25年に作成された鉄筋コンクリート造校舎の標準設計で示されている7メートル掛ける9メートルの普通教室を基本とした校舎が建てられている実態があります。

学校建設時の国庫負担金の基準に合致する配慮は必要であると思いますが、普通教室、特別教室、多目的室といったこれまでの学校で一般的とされる教室のみによる校舎がこれからの子どもたちの学びの場としてふさわしいのか、十分な検討が必要と考えます。社会の変化、子どもたちが身につける能力に応じて、これまでの常識にとらわれない学びの場をつくることも必要と考えます。校舎建設の基本的な考え方の整理に当たっては、学年別に応じた教室のサイズ変更や社会情勢の変化を踏まえたものとするのか、教育長の見解をお伺いします。

以上、町長と教育長への代表質問といたします。

○議長（後藤正洋君） それでは、会派新風、山田君の質問に対する町長、教育長の答弁を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） 会派新風、山田議員の代表質問にお答えをいたします。

最初に、産業力の強化にかかわる施策の展開の中で、まず当別町の企業立地促進条例の見直しについてのご質問であります。現行条例は、新規の企業立地、誘致に主眼を置いたものでありまして、既存企業にとっては必ずしも使い勝手のいいものではないという認識をしております。そこで、既存企業に対してより積極的な設備投資を促すために、対象要件の緩和を図ってまいります。また、新規の企業立地に対してもより魅力的な制度となるよう、労働力の面、税制面、財政的な経営面、要は多面的に支援措置内容の拡充を図る方向で今見直しを進めているところであります。制度全体の対象となる業種の拡大、こうい

ったことも行ってまいりたいと思っています。また、条例の見直しとあわせて、他市町村と比較して圧倒的に低利な町の中小企業特別融資制度、今これ町にあるわけですけれども、これについてもより多くの事業者に活用いただけるよう、金融機関との協議により融資枠の拡大をしていきたいと思っております。

それから、条例見直しの対象となる業種についてですが、限定的なものとする考えはありませんが、実際の誘致活動においては本町が持つ魅力、優位性など、あるいは潜在的な可能性を大いに活用できる食に関連する業態、物流、データセンターなど、従来から重点的に誘致を進めてきた業態、これに対し引き続きアプローチを進めていく考えであります。その他の業態についても、これは幅広く対応はしていきますけれども、今までの進めてきたものが中心になって、さらにそれ以外の業態についても迎え入れる姿勢をつくっていききたいと思っています。

2番目の地域未来投資促進法に基づく基本計画についてのご質問ですが、今当別町が策定した基本計画におきます重点促進区域は、議員もおっしゃったように道の駅、あるいは既存企業が集積するエリアを包含した西部地区の広いエリア設定となっておりますが、大消費地、札幌市に隣接し、物流アクセスの優位性が極めて高い国道337号沿線を中心に産業集積を図っていく従前の構想に変化はございません。この基本計画を策定したことにより土地利用の規制が緩和され、企業誘致の可能性が広がったものと認識をしております。このような制度を有効に活用しながら、計画を推進していくつもりであります。

それから、農業地域から都市地域へ移行するための整備計画策定も視野に入れていく必要があるのではないのという議員のご指摘に関しましては、私も整備計画などの必要性は認識しております。ただ、明確な立地案件がない中で、整備計画を策定、推進することによって将来的に生じる財政負担も考慮したときに、まずは地域未来投資促進法、これを活用し、地域の資源や魅力、あるいは強みを生かし、地域経済を牽引する事業者の創出、誘致といったところに重点を置いた取り組み、これを優先させるべきではないかと、こういうふうを考えているところであります。

それから、今度は立地適正化計画についてのご質問ですけれども、これを策定する意義と必要性及びメリットについてご質問がありました。立地適正化計画というのは、高齢化と人口減少による中心市街地の空洞化や生活サービス機能低下の課題を解決するために、都市機能や居住機能を誘導、集積し、コンパクトで暮らしやすい持続可能なまちづくりを目指して策定していこうというふうを考えております。この計画を策定することによって、計画区域内における公共施設整備はもとより、民間事業者の進出に対しましても国からの財政、金融上の支援や税制上の特例措置を受けることができますので、民間事業者の進出を促すメリットがあります。今後駅の周辺再開発や当別町版C C R Cを具体化するためにも大変必要な計画となります。

それから、立地適正化計画と従来の計画との関係だとか整合性についてのご質問ですけれども、立地適正化計画は都市計画マスタープランを具現化する計画であります。それか

ら、もう一つの我々が持っております当別町まち・ひと・しごと創生総合戦略、これの中のプロジェクトとして今進めております駅周辺再開発プロジェクト、当別町版C C R C構想構築プロジェクト、それから移住促進プロジェクト、公共交通活性化プロジェクト、災害に強いまちづくりプロジェクト、こういった重点推進プロジェクトの推進にこの計画は深く関連していくものであります。これらのまちづくりの計画との整合性を持った立地適正化計画をつくってまいりたいと思います。議員からご指摘がありましたけれども、国のほうも特定の市町村という形で事を進めております。こういったものに指定されるような町を目指してやっていきたいというふうに思っています。

以上、山田議員の代表質問に対する私からの答弁といたします。

○議長（後藤正洋君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） 会派新風、山田議員の代表質問にお答えいたします。

初めに、義務教育学校についてであります。関連する3つの質問ということでありますので、一括してお答えいたします。最初に、義務教育学校と小中一貫校との違いについてであります。義務教育学校は1人の校長のもと、1つの教職員集団が一貫した教育課程を編成、実施するという学校であります。4・3・2あるいは5・4といった柔軟な学年くりの設定が可能となりますし、文部科学大臣の指定を経ることなく、設置者の判断によって教育課程の特例が認められると、そのようなこともあります。それに対しまして、組織上独立した小学校と中学校により義務教育学校に準ずる形で一貫した教育を行うものが小中一貫型学校ということになります。小中一貫型学校では、基本的に6・3制の原則は維持されるということになります。義務教育学校、小中一貫校ともに9年間一貫した教育を行うものでありまして、どちらがよいとか、悪いとかということではありませんけれども、義務教育学校につきましては組織上1人の校長、1つの教職員組織で動くということになりますので、学校経営方針や教育課程の編成、あるいは学校評価などについて一体的に行えるということもメリットになると考えます。

次に、今後一体型で整備を予定しております義務教育学校で期待される成果、効果についてであります。一体型の義務教育学校では1年生から9年生まで1つの校舎で学習するということとなります。したがって、分離型では難しかった小学校高学年の教科担任性など、各教科担任の専門性を生かした指導が可能となります。その結果、子どもたちにより質の高い教育活動を展開することができますので、児童生徒一人一人の学力につながっていくというふうに期待しております。また、一定の集団規模の確保ということができますので、それによって教育効果を高めることができますし、児童と生徒、児童というのは小学生、生徒というのは中学生ということでございますが、その児童と生徒が日常的に交流を深められますので、そのことによる多様な人間関係の構築などについてもメリットであるというふうに言えると考えております。デメリットにつきましては、全国の先進校での例ですが、小学校高学年のリーダー性が課題という指摘もございまして、今年度当別町におきましては、太美地区、当別地区両方で小中学校の児童会、生徒会が合同でいじめ

撲滅集会を実施しております。その行動の取り組みにおいて小学校高学年のリーダー性もしっかりと発揮されておりましたので、デメリットではないと私は考えております。

それから、今後の課題ということでございましたが、今申し述べたところにもあるのですが、当別町の子どもたちを成長させるために最適な教育課程をどうつくっていくか、教育課程の特例をどう生かしていくかということが課題となりますし、教育課程の理念を生かす校舎をいかに形づくっていくかということが今後の大きな課題と私は考えております。

続きまして、学校を核とした地域力強化プラン事業での国語の教科を狙った講座を開設する目的に関する質問であります。これは全国学力・学習状況調査の結果を受けて、国語の教科を狙った講座を開設するというにいたしました。当別町の小学生、中学生は、国語が全国平均より若干低い傾向となっております。その改善に向けまして、各学校では読解力の向上など取り組みを進めているところではありますが、教育委員会といたしましては、そういった学校の取り組みを支援するために学校を核とした地域力強化プラン事業を使って現在行っております土曜教室の活用を考えたということでございます。具体的には、百人一首を学ぶ講座を実施するというので、その講座からいろんな能力を引き出したいなというふうに考えております。

それから、A I の発展や、それから子どもの読解力不足という現状を認識し、施策にどのように反映されているかというご質問もあったかと思いますが、正直申し上げまして、A I の発展を意識した取り組みというのはそれほど進んでいるとは思いませんが、プログラミング教育が新学習指導要領にもつけ加えられましたので、その充実については重要だと、大きな課題だと思っておりますし、A I を使うのは人間でありますので、A I に使われるのではなくて、使うほうの人間になるような総合的な人間、知、徳、体の総合的な力を備えた子どもたちを育てようということでごやっておりますが、学校の全体的な取り組みの中でそういった人間をつくっていききたいということでもあります。

具体的なこととなりますが、子どもの読解力不足ということのご指摘ですので、やはり授業改善が最も大切なことだと思っておりますし、I C T 化をどんどん進めております。これも子どもたちの読解力を高めるための一つの方策になりますし、ボランティアによる読み聞かせ活動も盛んに行っておりますし、図書館司書を町の財源で雇用していただいて、各学校に派遣をしておりますので、読書指導ということも盛んに取り組んでいるところであります。教育委員会3課ありますが、3課の横の連携をとった取り組みで子どもたちのそういった力をつけさせるということも学校と協力しながらやっているところであります。子どもたちの国語力というのは非常に大きな課題ですので、今後も重点的に進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、幼児教育の充実についてのご質問にお答えいたします。ふとみ保育所の私立認定こども園化を進めるに当たりましては、議員同様、今後幼児教育において重視すべき点を十分考慮して進めていかなければならないと考えております。とりわけ私は、多様な体験をバランスよく取り入れて、子ども一人一人のよさを伸ばしていく活動、それから遊びを

通しての学びが中心の幼児教育から小学校での教科中心の学習への円滑な接続を重視したいというふうに考えております。また、私立の特色を生かしながら教育委員会が目指す幼保小中一貫教育を推進することも重要な施策でありますので、公私連携、幼保連携型認定こども園への移行ということにいたしました。

次に、一体型義務教育学校新設に当たって校舎建設の基本的な考え方の整理についてのご質問であります。議員ご指摘のとおり、各学年段階の区切りごとに、空間構成ですとか教室環境に変化をつけること、また今後の学校教育の動向や情報化等の進展に柔軟に対応していきたいと。もちろん経済的なこともございますので、全てにとというふうにはいかないかもしれませんが、できる限りの意見を聞きながら、その辺は柔軟に対応していきたいというふうに考えております。

以上、会派新風、山田議員の代表質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（後藤正洋君） 以上で会派新風、山田君の質問を終わります。

次に、会派緑風会、秋場君の質問であります。持ち時間は20分です。

秋場君。

○5番（秋場信一君） 緑風会の秋場です。今議長の許可を得ましたので、緑風会の代表質問をさせていただきます。主に大きな3点を質問させていただきます。

最初に、雪対策協議会の負担金廃止について。町長の選挙公約ともいべき生活道路の排雪費の町民負担の廃止宣言について、宮司町長の英断は会派も高く評価し、大いに歓迎しております。10年前に当時の夕張市が財政破綻をしたことで自治体が破産、これは大きなショックでした。時の町長は、財政の再構築プランを求められ、そのもとに住民との協働をかけ声に、生活道路の排雪費、この住民負担を26町内会に求め、何とかスタートができました。町内会長会議では議論がヒートアップし、町が50%負担、そして職員の手当の減額を示し、合意が形成されたということが思い出されます。あれから10年、今や町財政、町債残高も200億円近いピークから105億円まで健全化され、時の背景から大きく改善しました。特に最初の5年間は、緊縮財政下で町民が我慢をしなければならないことも多々ありました。聖域なき事務事業の見直し、削減や廃止など、財政再建団体にだけはなると当時理解しました。

しかし、このたびの廃止は、26町内会にとっては運営面上非常に大きな収穫になることでしょう。なぜなら、町内会同士がいがみ合い、町内会を離脱することでその会費を免れようとする理解をしない人たち。つまりなぜ排雪費を住民が出さなければいけないのだという、そういう議論がありました。そういう人たちによっては、町内会を離脱することを選択肢として選んだ町内会の人たちがいました。そんな背景の中で、このたび26町内会にとっては非常に大きな収穫になるということに私も思っております。その廃止に伴って、協働、ともに働く、協力して働くのもとに町民が協力したことに対しては、適宜感謝の意を述べられてきたと私も思いますが、先ほども表明がありましたが、改めて今回の協働のあり方など町広報でも表明してはいかがかというふうにも思っております。なぜならば、

それは税ではない負担をしてきた住民に対してであり、50%補助してきたのは行政ではなく町民であったとも言えるからです。

そして、もう一つ、2月になって非常に雪が降ってきました。次年度もまた大雪になる可能性もあります。10メートル、11メートルになったこともありました。当時は本当に大雪で、これは協力しなければならないなという気運は特にそのときはありました。しかし、今は雪も少なくなってきた関係もありまして、今回の英断に至ったことも非常に私たちは喜んで、評価もしておりますが、そのことに関して雪対策協議会がまた復活して、今回解散するかどうかはまだわからないですけれども、新しいあり方というのはきっと考えていくのだと思いますけれども、少なくとも町長が任期中に負担を求めるようなことが再発することはないということを確認して、この質問は終わります。

2つ目、人を呼び込む交流人口促進にかかわる施策についてお聞きします。来町者の町内周遊をいかに仕掛けて道の駅から市街への流入を図るかということ、次なる目的地をつくり出す仕掛けづくりとして私も同様に強く思っております。平成30年度は、道の駅通年営業の本格的な繁忙期を迎えるでしょう。さらには、石狩の道の駅もオープンし、人の流れも広範囲に活発化が予想されます。道の駅間の移動にオロロンラインとは別の青山地区を通るもう一つの移動選択肢を仕掛けて、町内や町なか周遊を誘導することで経済波及を喚起できるのではないかと考えますが、町長所信での青山地区の観光スポット発掘の考えは道の駅利用者を町に呼び込める。まさにドライブ好きなアクティブシニアのマインド刺激するものと確信しております。

そこで、お聞きしますが、今の町長が考える青山ダム地区周辺を含めた観光スポットの発掘とはどんなイメージか、先ほどの稲村さんの質疑の中でも簡単に触れましたので、ここは簡単に触れて結構ですけれども、私としてはこれから3つの大きな質問をしたいと思っております。

まず、観光スポットづくりにはインスタ映えするような仕掛け、あるいは若い職員の意見など幅広く呼びかけて、フォトコンテストなどあらゆる発掘の取り組みやドローンを使ったPR、また係をつくる必要があるかどうかは別としましても、インスタグラムや公式なインスタグラムをつくっている自治体がもう既にかなり多くあります。そんなようなことも含めて、公式な発信をしていくということがこれから求められているとは思いますが。メディアを介さない発信で経済的に、特に大都市圏にはない雄大な自然を持つダム周辺開発、ダム周辺のPRやインバウンドへのアプローチなど。町特有の個性を生かす自然観光は、季節の変化を楽しめて、少ない投資で大きなリターン、まさに当別の財産として育むべきと考えます。ダム周辺の景観に伴う公衆トイレ設置、あるいは景観の調和を意識した設計での休憩所の整備など、町長の考えもお聞きしたいと思っております。

もう一つは、先ほどもサイクルツアーの話が町長が述べられましたので、私も同じようにそのことについてもう一つ、2つ目を質問させていただきます。自転車ツーリズムというタイトルでつけました。自転車などの2輪車へのアプローチも、当別の自然をアピール

できる絶好のチャンスと今は思っております。それは、北海道自転車条例が制定される本年、いち早く取り組みを始め、北海道の支援を求めて自転車の振興に力を注いでいくことでこれまた交流人口をふやし、町の魅力を発信するもう一つの町の魅力づくりになると私は考えます。先般当別町議会の正副委員長会議で石狩振興局とのセミナーがありました。そのときに、局側のほうからも自転車条例に関してのことに触れておりましたので、これは当別町としてはいち早くここにアクションをとるべきだというふうに私たちは思っております。当別としては、札幌からの自転車ツーリズムにとっては絶好の位置にあるというふうに私は思っておりますので、その辺は重点的に考えていただければと思っております。

3つ目として、そのスポット、青山を中心とした自然をめぐるサイクリストに人気のコースであることから、最低限の整備も必要になってくると考えますが、北海道は条例に伴い、自転車振興施策として条文でうたっています。14条、サイクルツーリズムの推進として、道は、本道の特性を生かし、その魅力を高めるため、市町村、観光に関する事業を行う者、公共交通に関する事業を行う者その他関係者と連携して、観光旅客が自転車を利用しやすい環境の整備その他サイクルツーリズムを推進するために必要な措置を講ずるものとする。15条、財政上の措置、道は、自転車の活用等の推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。このようなことがうたわれているわけですから、全道的にこの条例が発信されると恐らくどの自治体も同じようなことを考えてくるはずですので、当別もいち早く道に対してあらゆる措置を講ずるべきだというふうに考えておりますので、その辺に関しても町長の見解をお聞きします。

また、3つ目、最後に立地適正化計画、これは都市計画に関することでございます。少子高齢化社会の背景の中、高齢者や子育て世代、あるいは障がいを持った方たちも含め、安心で暮らしやすい生活ができる効率のよい持続可能な町の経営が求められている。また、2025年問題に始まって、その後30年には運転免許を返納される方も増加するものとされ、移動弱者となっていきます。ここはAIが救ってくれる可能性はありますけれども、その移動弱者も含めて、そんな背景の中、移動距離が少なく集約された都市機能を持つコンパクト化は、低密度の人口減少下にあっては合理的と考える。合理的がいいかどうかというのは、また別な議論が必要だとは思いますが。全てを合理化することを絶対視することも危険だと私は思っておりますけれども、当別町が目指す立地適正化計画には考え方は、駅周辺にさまざまな施設の誘導を図って、活性化を図ることで定住人口の増加につなげようとしているが、コンパクトな都市機能を誘導することについて伺っていきます。

最初に、駅周辺再開発や当別版C R C構想など新たな施策が示されています。立地適正化計画での施設や都市機能の誘導はそれらの構想を推進するためのプロセスと考えておりますが、移住、医療、福祉、特に商業施設などの誘導には難しい面を含んでいるかと思われるが、どのような商業施設をイメージし、誘導していくのか。これは、商業施設の誘導というのは都市計画あるいは住居環境、生活環境をつくる上での非常に大切な部分であります。幾ら立派な公共施設だけがあっても、そういった商業施設のような生活に密着す

る部分が非常に生活をする上での潤い、アメニティーというか、そういう快適さが一番、定住人口をふやすために、ましてや若い人たちがこの町に残ってくれなければ、この町に対しての将来はほとんど暗いわけですから、高齢者対策ばかりを先に優先し過ぎるがために、後からそのツケを子どもたちに回すことのないような、そういうまちづくりも求められます。

そういうような背景の中で、商業施設の誘導というのは非常に難しいということを私は考えておりますが、一昨年ですか、私たち緑風会で視察に行った岩手県の紫波町というところがありました。そこは、旧商店街を国道をまたいで1キロも満たない先に新しい周辺駅にコンパクトシティー化のような形で誘導して、そこに大きな駅前再開発、それを行った町がありました。そこは、駅前に全てを集約し、2年後にはそこに庁舎も移動してきた流れもありました。そこにオガールエリアという、その辺のエリアは非常に集約されていて、公共施設はもちろん、図書館など文化施設、あるいはスーパー、これは道の駅みたいなスーパーでしたけれども、それら文化施設以外にも子育て世代の子どもプラザなどコンパクトにまとまった。もちろん保育園、保育所のような形の預かるようなところもありました。その一、二キロ離れた両極端な一つの町を視察をしましたときに、あらゆる問題点を感じました。一方で旧商店街を見てきたときには、ほとんど寂れた、簡単に言えばそんな感じになっておりました。そして、逆にオガールエリアのほうの紫波町のほうは、オガールエリアというのは、紫波町としては1987年の民営化以降、JRでは唯一請願でできた駅と聞いております。請願でできた理由というのは、そこに人口を集積して、人の移動、そこにJRを利用するという、そういうコンセプトがあったのかと。それによってそれは可能になったのだと、そういうふうに思っております。この町は3万3,000ぐらい。今の紫波町ですけれども、岩手県の中でも盛岡から30分から1時間以内で来れるところで、その隣は矢巾町という岩手県の医科大もあるところでございます。

そんなようなところに行ってきたわけですが、これは町としてはそういうような形というのは私も想像したくないので、しっかり時間をかけて議論が必要だと思えるわけですが、地元商店主の中をつくったときに、一昨年ですか、これも一昨年ですが、地元商店主や若手経営者や学生、本通、中央通の各役員で富良野のマルシェを成功に導いた仕掛人本人を呼んで、私たちの自費でワークショップを3日間開催しました。その中でも新しい空間に出店することの不安というのは持っている経営者もいまして、今の店を捨ててそっちの新しいところに行くのも不安があるということも申されておりました。率直な気持ちだと思います。私がそのときに考えたのは、富良野を見て感じたということ、大胆な施策、あるいは大胆な判断もときには必要で、成功の推進力になっていくのかなということも同時に感じました。ここら辺は非常に難しいデリケートな問題でもあると私は思っておりますので、十分な議論を尽くして商業施設の誘導というのは図っていかねばならないと思っておりますので、その辺に関しても1つお聞きしたいと思います。

そして、その合意形成をどういうふうに図っていくのか、特に大型の公共施設も誘導し

ていくと考えるとすれば、特別委員会での提言参考にし、用地の確保も含めた長期の視野に立って展開されなければならないと思います。そこで、もう一つお聞きします。本町地区、太美地区同時で進められていくのがよろしいのか。庁舎が寿命にきている本町から庁舎を含めた形で展開していくのが合理的な考えかとも思いますけれども、公共施設のあり方に関する特別委員会というのが最近になってできたわけですから、それらの提言を参考にしていく考えがあるのかということもあわせてお聞きします。

以上3点、緑風会の代表質問とさせていただきます。終わります。

○議長（後藤正洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時49分

再開 午前11時50分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

会派緑風会、秋場君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） 会派緑風会、秋場議員の代表質問にお答えをいたします。

まず最初に、雪、生活道路の排雪費の負担についてのことであります。まず、冒頭に、近年の降雪量が少なくなったから負担の廃止を決めたというわけではありませんで、稲村議員にもお答えしましたように、町民負担についてはこれまでの検証から、制度上のいろんな不公平、こういったものを解決しようということで廃止を決めたということをし添えさせていただきます。ただ、秋場議員から、今回のこの改正が町内会の課題解決の一助になったとすれば大変喜ばしいことでもあるので、そういうお話をいただきましたことは大変ありがたく受けとめました。稲村議員の代表質問にもお答えしましたので、繰り返されるかもしれませんが、19年度から11年間にわたって26の町内会の皆様には大変ご負担あるいはご協力をいただいたことに私たちも深く感謝を申し上げます。任期中やらないのかというご質問いただきましたけれども、これは回答しなくてもいいのかもしれませんが、多分私が任期中に再開することはないだろうと私は今考えております。

それから、今度2番目のダムというか、青山というふうにおっしゃっております。まず、当別ダムの観光資源のイメージへのご質問ですけれども、これは交流人口促進にかかわる施策ということでご質問がありました。ダム湖周辺を初めとする青山地区の豊かな自然が、これ我が町が持つ恐らく最大の観光資源と考えておりますが、現状では観光スポットとしてはまだ十分生かされていない、そういう状況になっております。この地区を人を引きつける魅力ある観光スポットというふうにするためには、ホテルの誘致だとか、あるいはキャンプ場をつくるとか、カヌーの乗り場を整備するとか、こんなことが必要だろうというふうを考えております。

それから、インスタグラムについてのご紹介がありましたけれども、これが観光スポットづくりにもなるのではないかというお話です。実は当別町、去年でしたか、福岡県のほうから女子大学生が来てくれまして、彼らの提案がありましたので、それを踏まえて今観光協会においてこれを取り入れて、町内イベントや当別ダムの映像などを発信しております。今やっているインスタグラムをさらに、インスタ映えするというふうにおっしゃいましたので、インスタ映えするように、若者の意見を取り入れて、当別町特有の魅力を数多く発掘して、より効果的に発信する手法を検討してまいりたいと思っています。

それから、自転車のことですが、自転車を活用した観光振興についてですが、実は新年度よりこれも観光客向けのレンタサイクルをスタートさせることにしております。自転車観光の推進をきっかけに、道の駅などへの来町者を町内へ周遊させるために、新たな人の流れをつくっていききたいと、こういったレンタサイクルを使ってです。北海道の自転車条例の制定に伴う事業の詳細というのが実はまだ今のところはっきりしていない状況なので、どこまでそれが我々が使えるのかがわかりませんが、もし道の支援メニューが出てきたら、これは積極的に活用を図って、効果的な魅力発信や受け入れ環境の整備に努めてまいりたいというふうにも考えております。

それから、まちづくりの中でのコンパクトな町、そして合理的な町というところでの立地適正化計画についてのご質問ですが、どんな商業施設をイメージし、誘導していくのご質問です。現在市街地に不足しております商業施設を誘致、そして集積することで町のにぎわいというものを創出し、魅力を高めていくのが一番方法としてはいいのかなというふうに思っています。医療の施設だとか、福祉だとか、住居施設も含めて集積していく、そんなようなイメージで計画をまとめていききたいというふうに考えております。

それから、公共施設の適正配置をどんな観点で進めていくのかというお話もありましたけれども、中心市街地の活性化、あるいは教育の振興、災害に強いまちづくり、そしてまた老朽化が著しい公共施設の整備を優先させていく、これが私たちが今考えている適正配置をしていくことであります。こういった観点で考えますと、災害時大変重要になります役場庁舎、それから老朽化が進んでいる学校施設、こういった整備は極めて急がれるものというふうに捉えております。

それから、太美地区と本町地区ですか、これと同時に進めていくのかということですが、立地適正化計画というのは両地区同時に一体的にまとめ上げる計画となりますけれども、事業化は民間事業者の進出意向というものの、こういったものにも左右されますので、両地区が同時に進行していくとは限らない。そういうイメージで考えております。

今回議会のほうで特別委員会というものをつくってくれましたので、この提言というものは間違いなく長期的観点に立った、そういったもとの町民の意向を十分反映して下さるものだというふうに思われますので、議員ご指摘のとおり、これらを参考にして合意形成を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上、秋場議員の質問に対する回答といたしますが、回答漏れがないことを祈ります。

○議長（後藤正洋君） 以上で秋場君の質問を終わります。

休憩します。1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○議長（後藤正洋君） 再開します。



◎議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号の上程、説明、付託

○議長（後藤正洋君） 次に、日程第11、議案第9号から第23号は関連がありますので、一括上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま一括議題となりました議案第9号から議案第23号までの関連議案につきまして、提案の説明を申し上げます。

最初に、議案第9号 平成30年度当別町一般会計予算についてであります。平成30年度の一般会計予算は、歳入歳出の総額を92億4,905万1,000円とし、対前年度比では9,884万6,000円、1.1%の減となっております。歳出を款別に申しますと、議会費は対前年度比0.6%減の8,820万円、総務費は26.4%減の12億1,344万円、民生費は2.4%増の18億4,646万1,000円、衛生費は7.7%減の5億3,434万7,000円、農林水産業費は17.7%増の5億5,075万4,000円、商工労働費は37.8%減の4,406万7,000円、土木費は22.0%増の13億5,430万4,000円、消防費は6.2%増の4億8,254万円、教育費は11.4%増の5億1,378万1,000円、災害復旧費は前年度同額の5,000円、公債費は4.8%減の11億6,266万1,000円、職員費は0.9%増の14億5,349万1,000円、予備費は前年度同額の500万円であります。この財源といたしまして、町税は対前年度比3.1%増の19億5,257万8,000円、地方交付税は1.9%減の34億5,497万1,000円、国庫支出金は5.8%増の7億7,940万7,000円、道支出金は7.6%減の5億3,261万4,000円、繰入金は5.1%増の5億5,767万4,000円、町債は14.3%減の6億1,130万円などで措置いたしました。

次に、議案第10号 平成30年度における当別町長等の期末手当の減額に関する条例制定についてであります。平成30年度における期末手当を町長については20%、副町長、教

育長については10%減額措置するため、条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第11号 当別町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、当別町職員の育児休業期間の延長を図る等、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第12号 当別町地域集会施設に係る市町村管理者の指定についてであります。当別町地域集会施設27施設につきまして指定管理者として各町内会等を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第13号 当別町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。個人番号カードの提示により印鑑登録証明書を交付できるようにするため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第14号 平成30年度当別町国民健康保険特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億7,298万3,000円といたしました。歳出の主なものは保険給付費14億3,868万8,000円、国民健康保険事業費納付金5億6,073万7,000円、保健事業費4,926万7,000円であり、この財源といたしましては国民健康保険税4億726万円、道支出金15億756万6,000円、繰入金1億5,695万2,000円などで措置いたしました。

次に、議案第15号 当別町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてであります。国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第16号 当別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてであります。地方税法の一部改正等に伴い、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第17号 平成30年度当別町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億3,821万4,000円といたしました。歳出の主なものは後期高齢者医療広域連合納付金2億3,250万8,000円であり、この財源といたしましては後期高齢者医療保険料1億6,433万9,000円などで措置いたしました。

次に、議案第18号 当別町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第19号 平成30年度当別町介護保険特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億1,694万7,000円といたしました。歳出の主なものは総務費1,458万4,000円、保険給付費13億8,172万円、地域支援事業費9,292万円でありまして、この財源といたしましては保険料3億4,145万4,000円、国庫支出金3億6,171万1,000円、支払基金交付金3億8,765万3,000円、道支出金2億2,091万7,000円、繰入金2億502万5,000円などで措置いたしました。

次に、議案第20号 当別町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてであります。

が、介護保険法の規定により65歳以上である第1号被保険者の介護保険料の3年ごとの見直しに伴い、第7期当別町介護保険事業計画に基づき、平成30年度から平成32年度までの保険料については基準月額を前期より570円増加の5,600円とし、あわせて低所得者の保険料の軽減を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第21号 平成30年度当別町介護サービス事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,837万7,000円といたしました。歳出の主なものは総務費171万7,000円、サービス事業費6,645万9,000円であり、この財源といたしましてはサービス収入6,837万円などで措置いたしました。

次に、議案第22号 平成30年度当別町下水道事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億9,123万5,000円といたしました。歳出の主なものは公共下水道費3億8,084万4,000円、公債費5億1,029万1,000円などでありまして、この財源といたしましては使用料及び手数料1億8,445万7,000円、国庫支出金7,060万円、繰入金3億9,300万円、町債2億2,600万円などで措置いたしました。

次に、議案第23号 平成30年度当別町水道事業会計予算についてであります。最初に収益的収入及び支出予算について、収入予定総額を6億9,102万1,000円といたしました。その主なものは、営業収益4億2,373万6,000円、営業外収益2億6,728万5,000円であります。また、支出予定総額を6億4,176万6,000円といたしました。その主なものは、営業費用6億1,463万円、営業外費用2,680万6,000円などあります。次に、資本的収入及び支出予算についてであります。収入予定総額を1億4,707万1,000円といたしました。その主なものは、企業債1億2,470万円、補償金2,144万7,000円などあります。また、支出予定総額を2億9,241万3,000円といたしました。その主なものは、建設改良費2億1,748万2,000円、企業債償還金7,493万1,000円などあります。

以上、議案15件につきましてよろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） お諮りいたします。

本案については、議長を除く全議員をもって構成する平成30年度当別町各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議長を除く全議員をもって構成する平成30年度当別町各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定をいたしました。

次に、委員会条例第8条第2項の規定により正副委員長の互選をお願いいたします。

休憩いたします。

休憩 午後 1時15分

再開 午後 1時20分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

正副委員長の互選結果が議長の手元に届いております。発表いたします。委員長、稲村君、副委員長、佐藤君であります。

それでは、委員長のご挨拶をお願いいたします。

稲村君。

○平成30年度当別町各会計予算審査特別委員会委員長（稲村勝俊君） それでは、ご挨拶を申し上げます。

ただいま平成30年度当別町各会計予算審査特別委員会の委員長を拝命をいたしました稲村勝俊でございます。また、副委員長には佐藤立議員であります。本委員会に付託されました予算は、当別町の諸課題に取り組み、そしてその将来に反映される重要なものであります。委員の皆様にはその意を酌んでいただき、建設的なご意見により審査に臨んでいただくをお願いいたします。佐藤副委員長ともども、微力ではありますが、その重責を果たしてまいりたいと考えております。委員の皆様、そして町長、参与の皆様には本委員会をスムーズに運営できますようご協力をいただきますことを心からお願いを申し上げます。簡単ではございますが、就任のご挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。（拍手）

○議長（後藤正洋君） ただいま設置されました平成30年度当別町各会計予算審査特別委員会の審査は、議会休会中に行うものといたします。

お諮りします。議案審査のため、あすから3月13日までの4日間、3月16日から3月21日までの6日間を休会とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、あすから3月13日までの4日間、3月16日から3月21日までの6日間を休会とすることに決定いたしました。



◎散会の宣告

○議長（後藤正洋君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

3月14日に会議を開き、一般質問を行います。

本日はご苦労さまでございました。

（午後 1時23分）

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成30年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成30年第1回当別町議会定例会 第3日

平成30年3月14日（水曜日） 午前10時00分開議

議事日程（第3号）

開 議

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

散 会

午前10時00分開議

出席議員（15名）

1番	佐藤立君	2番	五十嵐信子君
3番	鈴木岩夫君	4番	山崎公司君
5番	秋場信一君	6番	渋谷俊和君
7番	山田明君	8番	古谷陽一君
9番	稲村勝俊君	10番	石川和栄君
11番	岡野喜代治君	12番	市川正君
13番	高谷茂君	14番	島田裕司君
15番	後藤正洋君		

欠席議員（なし）

欠員（なし）

説明のための出席者

町長	宮司正毅君
副町長	増輪肇君
総務部長	堤和弘君
総務課長	長谷川明君
広報秘書課長	大畑裕貴君
税務課長	佐藤剛一君
企画部長	二木勝義君
企画課長	長谷川道廣君
財政課長	山田雅俊君
道の駅室長	三上晶君
住民環境部長	江口昇君
環境生活課長	岸本昌博君
福祉部長	高取真由美君
保健福祉課長	山下勝也君
介護課長	辻野幸一君
経済部長	舘田博道君
農務課長	高田訓之君
建設水道部長	吉尾雅昭君
建設課長	高松悟志君
建設課参事	中渡憲彦君

教 育 長	本 庄 幸 賢 君
教 育 部 長	山 崎 一 君
管 理 課 長	北 村 和 也 君
社会教育課長	小 出 真 二 君
代表監査委員	米 口 稔 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	野 村 雅 史 君
次 長	中 出 德 昭 君
係 長	浦 島 卓 君
主 任	瀬 戸 貴 裕 君

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（後藤正洋君） ただいまの出席議員15名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（後藤正洋君） 議事日程ですが、さきにお配りいたしております日程表により議事に入ります。



◎会議録署名議員の指名

○議長（後藤正洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第125条の規定により、

1 番 佐 藤 立 君

3 番 鈴 木 岩 夫 君

を指名いたします。



◎一般質問

○議長（後藤正洋君） 日程第2、一般質問を行います。

質問順序は、お手元に配付しております一般質問通告一覧により順次行います。

通告1番、山崎君の質問であります。質問は、一問一答方式で行います。

山崎君。

○4番（山崎公司君） 皆さん、おはようございます。ただいま議長の許可をいただきまして、通告書に基づき、本日は道の駅の件、それと教育行政のこの2点に絞り、質問させていただきます。

最初に、道の駅についてでございます。昨年9月23日開場いたしました道の駅は、この厳しい冬場を経験し、6カ月を経過いたしました。入場者、売り上げ、店舗及び自販機とも当初の予定を上回り、順調な船出と思えます。少しでも多くの入場者と知名度を一層高め、人気を持続していくことが必要であります。多くの方々から道の駅の感想を私は聞きました。課題も浮上ってきております。これを中心に、本日は今後人気を持続させるため、入場者の感想の声を交えて質問と提案をいたします。

最初に、9月23日開場後、今までの入場者数、売り上げ、客単価、また入場者の客層を

どのように分析されているのか伺います。

次に、経営の安定の鍵にもなります。入場者からは野菜直売所について、野菜とか花が非常に新鮮でいい、常時直売してほしい、当別は基幹産業が農業であるので、期待しているという声を小耳に挟みます。9月23日から11月5日まで44日で1日平均78万円の3,460万の販売があったと聞いておりますが、今後野菜直売所の年間販売ができないのか。この終了後4カ月間検討して、どのような改善策が生まれたのか伺います。

次に、入場者からはテークアウトの品数が少ない、価格が高いとの感想を聞かれます。また、当別産の特産品が少ないということも小耳にしますが、今後地元特産品、テークアウトの商品開発は進んでいるのか伺います。

次に、入場者から当別町の観光の案内がないと、それから入り口等に大きな看板がないということを知りますが、リピーターをふやすため、今後のイベント計画はどのように企画予定されているのか。また、観光協会との連携強化が必要ではないかと思えます。これについて伺います。

次に、当別町地域間交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の中での開場時間は午前9時から午後7時までとなっています。4月以降、夏場の営業時間はレストランを含めどのようにするのか伺います。

次に、この30年度の予算に既に計上されておりますが、17線及び道の駅入り口の歩道工事はいつ着工するのか、その辺の予定、中身について伺います。

次に、ことしは4月28日に石狩の道の駅がオープンいたします。それと、5月初めは桜の戸田公園、この5月のゴールデンウィーク、それから8月の夏休み、お盆、海水浴等で。このときの337の渋滞は予想以上と思われます。例年8月は、ちょうど札幌大橋を渡って左に曲がる14線はお盆のころ1週間、1キロ以上の渋滞となっております。今後この渋滞の解消策が必要と思えますが、道の駅の運営及び交通対策を具体的にどのように検討しているのか伺います。

最後に、ふれあいバスの実証運行路線等、今後どのように運行されていくのか。住民から利用等についてアンケート調査は実施されたのか。

以上、道の駅について8点について町長にお伺いいたします。

次に、教育行政について質問いたします。昨年の11月に28年度事業の実績並びに29年度中間実績の点検・評価報告が発表されております。この内容について行政及び評価について伺います。

まず、教育委員会では当別町第5次総合計画のもとに第4次当別町生涯学習推進計画が策定されておりますが、私は教育全般については短期、中期、長期の観点で教育行政があるべきと思っておりますが、学校教育における中期行政計画というものはあるのかどうか伺います。

次に、当別町教育委員会の点検・評価報告書において社会教育関連も評価されておりますが、第4次当別町生涯学習推進計画の評価はどのように反映されているのか。

次に、報告書に記載されている具体的な取り組みや目標の設定基準は、できるだけ数値化することで達成度合いが容易にわかるようにしてはいかがでしょうか。目標達成状況については現在4種類で、達成に向けて進展があった、達成した、達成に向かって一定の進展があった、達成に向けて相当の進展があったという表現で評価されております。達成率の根拠となる数値的基準はどこにあるのか。また、現在の表示方法をA、B、Cという形で評価をしてはどうか、これについて伺います。

次に、当別町学力向上プランにおいて、目標は全国学力・学習状況調査では全教科全国平均以上を目指すとなっております。昨年4月18日に実施されました小中学校の全国学力・学習状況調査の結果と今後の改善策、また学習及び生活習慣について全国と比べ改善が必要な項目と今後の改善策について伺います。

次に、教員の長時間労働が問題になっております。本業の授業以外の部活動の指導、事務作業等で忙しいためと思います。小学校では2020年から英語が教科になり、授業時間が増加します。昨年より小中一貫教育もスタートいたしました。教員が授業とその準備に注力できる働き方改革が必要であると私は以前にも質問いたしました。現在各学校ごとの教員の時間管理はどのように実施されているのか伺います。

最後に、教育予算の状況が報告されておりますが、評価が全くありません。事業の中で評価されていると思いますけれども、予算執行に係る全体的な評価はないのでしょうか。

以上6点について教育長にお伺いいたします。

○議長（後藤正洋君） それでは、山崎君の質問に対する町長、教育長の答弁を求めます。町長。

○町長（宮司正毅君） 皆さん、おはようございます。まず、山崎議員の一般質問にお答えをいたします。

初めに、道の駅についてのご質問8件ありました。第1番目ですが、道の駅の入場者数、売り上げ、客単価、入場者の分析ということでありますが、昨年9月から2月までの5カ月間で入場者は36万6,000人、売り上げは1億8,000万円、客単価は850円となっております。入場者の分析というお話ですが、12月と1月の休平日、各2日間のアンケート調査によりますと、札幌市北区が18.1%と一番多く、次いで当別町が13.9%、東区7.1%となっていて、3地区で約4割を占め、当初想定エリアの利用が非常に高い、そういう結果となっております。来訪者の訪問回数ですが、全体の63%が初めて、2回以上の来場者、いわゆるリピーターです。これは37%でありました。ただ、これはオープン直後のアンケートでありますので、一体これが全体像を示しているのかどうかということは定かではありません。これからさらなる分析が必要であるというふうに考えています。

次に、野菜直売所の年間販売と、それから改善策でのご質問ですけれども、おっしゃるように、直売所が道の駅の集客にいかに大きな影響があるのか、大きく影響するかが見えてまいりました。ですから、この野菜直売所の通年販売に向けての検討というものをもう開始をしておるところであります。何とか実現したいと思っております。これ

を実現するには、生産者、生産量を拡大していかなければいけない。冬期間の品ぞろえをしなければいけない。そのためには、例えば漬物工房などを初めとした加工施設を検討していかなければいけない。それから、既存施設の利活用を含めた農産物の貯蔵方法の工夫、そして物流システムの構築、そういった総合的な対策が必要と考えております。もう既に始めてはいますが、今後さらに、はなポッケ運営協議会、それからJA北いしかり、株式会社tobe、町、それらが一体となって対策を確立してまいりたいというふうに考えております。

次に、地元特産品、それからテークアウト商品の商品開発についてのご質問であります。地元特産品では、地元産の米使用のカップだんご、それから地元産小麦使用のパン、こういったものは既に商品化をしております、一定の評価をいただいております。このほか、まだ商品化されたというところまでは至っておりませんが、地元産の大豆使用のきな粉をベースとしたもの、姉妹都市とのコラボ商品の開発、これは姉妹都市と今コラボしてやっております。それからあと、豆御飯の商品開発なども今進めておるところであります。あと、既存の地元の特産品の中には売り上げが非常に好調な商品も多数ありますので、今後販売動向やお客様の生の声を事業者と共有し、よりよい商品づくりにつながるよう、仕組みづくりを検討していきたいと考えております。あと、テークアウト商品なのですが、これにも同じような仕組みづくりによって商品開発を進めてもらう一方、季節に合わせた限定商品を新たな定番商品として生み出すべく、今努力を後押ししていきたいというふうに考えています。

次に、リピーターをふやすための今後のイベント計画、あるいは観光協会との提携についてのご質問ですが、まず今後のイベント計画につきましては、クリスマスだとか、バレンタインだとか、こどもの日、あるいは夏至祭、そういった親子が楽しめる複合イベント、それからできる限り機会を捉えてこれからイベントをまたつくっていくつもりですが、現状においては年間を通じてのイベント予定というものはまだ決まっておりません。初年度ということでもありますので、イベントも歩きながら進めていくしかないというふうには考えております。観光協会との連携につきましては、観光振興というのは当然この道の駅のもう一つの大きな目的でもありますので、観光協会との連携強化を図って、道の駅の訪問客を町内観光スポットにどうやって周遊させるか、その仕組みづくりです。例えば観光客向けのレンタサイクルのような、こういった事業をこれからつくってまいりたいというふうに考えています。

4月以降の営業時間をどうするのだというお話でございます。実は、お客様から道の駅本館の開店時間を直売所の開店時間と同じ9時に合わせてほしいという声が届いております。これらについては、実施する方向というふうに私は今聞いております。これtobeのほうで今鋭意検討してもらっております。なお、閉店時間が今直売所が4時、道の駅は6時というふうになってはいますが、こちらにつきましては今後の客入りの状況を見ながら判断されていくものだと思います。まだ5カ月、しかも冬時期が長かったので、

本格的な経営というか、ところまでいっておりませんので、その辺の状況を見ながら進めていく。レストランについても同様に、今のところまだ課題としておりますが、仕込み、それから従業員の問題、休みが今ないという、いろんな問題がありまして、例えば夜もできるのか、できないのか、これからの課題の一つというふうに考えております。

次に、17線の歩道工事はいつ行うのかというご質問であります。実は、これ今回の工事は歩道工事ではなくて、道路路面や路肩の補修というもので、道路環境の整備を行うという種のものであります。これについては、一応予算に提示しまして、これはもちろん議会で認められてからの話にはなりますけれども、30年度の予算に組み込んでおりますので、新年度になりましたら、予算が通れば可及的速やかに着工して行って、できれば8月ごろまでに南2号から3号までの整備を目指していきたいというふうに考えております。

次の入場者が多い5月、8月の道の駅の運営あるいは交通対策についてのご質問ですけれども、まず道の駅の運営では入場者に対応した商品数の確保、アイテムの充実とスムーズな客動線の整備に向けてt o b eにおいて今検討を進めさせておりますけれども、これも初年度ということもあって、まだ読み切れない面があります。交通対策ですけれども、ハード面では開発局の素早い対応によって右折レーンの延長工事が今進んでおります。これによる渋滞緩和は、かなり期待できるかなというふうに考えております。ただ、一方、右折信号機の設置に向けては、要望を繰り返し行っておりますけれども、なかなかすぐにはいかない。もう少し時間がかかりそうな状況であります。あと、ソフト面としての交通対策としては、混雑時におきますJRやふれあいバスなどの公共交通機関による来場者を促進する。あるいは、イベントのときの迂回路を並行して検討していく、こういったことをやっていきたいと思っております。いずれにしても、道の駅への来場が安心、安全なものになるように努力をしていかなければいけないと考えております。

当別ふれあいバス実証運行路線の今後の運行についてのご質問ですけれども、西当別道の駅線、これは冬期間に入ってから路線全体の利用としては少し増加傾向にはなっています。ただ、道の駅のバス停留所の利用者は2月末現在で延べ768人と少なく、まだまだやはり認知度が低いということが原因かなというふうな分析をしております。それから、西当別道の駅線は、4月のダイヤ改正において若干の変更を行う予定ではありますが、9月までは実証運行期間中なので、1年間通しての運行状況を分析してみないと路線の今後のあり方についての検証、考察というのはできないというふうに考えています。それから、このアンケートについてのご質問ですけれども、当別町地域公共交通活性化協議会というのがありますけれども、この会が実施したアンケートによりますと、道の駅への交通手段についてはバス利用である方が11%でありました。それから、道の駅線の効果については、非常に便利になった、あるいは送迎等の負担が減った、新しい行き先がふえたという回答が半数以上ありました。あと、JR太美駅での電車との接続、あるいはバスの始発及び終発時間ですか、これなどの不満点としている回答もありましたので、これからできる限り改善できるように、他のバス路線との調整も含めた検討を協議会に対して促してまい

りたいというふうを考えております。

以上、山崎議員のご質問に対する私からの答弁といたします。

○議長（後藤正洋君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） 山崎議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、学校教育における中期行政計画はないのかというご質問ですが、当別町教育委員会では5年を一つの期間とした教育計画を策定しております。さらに、その計画をもとに単年度ごとの教育推進計画を立てて教育行政の執行に当たるという方法をとっております。議員のおっしゃる中期行政計画という名前の計画ではありませんが、長期的、中期的、短期的な視点で教育行政を進めているというところがございます。なお、教育行政執行方針でも述べましたが、第4次の生涯学習推進計画につきましては平成30年度をもって終了となりますので、新たな計画につきましては平成30年12月ころを目途に公表するという予定で進めております。

次に、点検、評価の第4次生涯学習推進計画への反映についてのご質問ですが、点検、評価は年度ごとに実施しております。その結果につきましては、次の年の推進計画に具体的な施策として盛り込み、改善につなげていくという流れでやっております。

次に、数値化に関してのご質問ですが、現在5段階評価ということでございまして、達成したが5、達成に向けて相当な進展あったが4というぐあいに基準を明確にしておりますので、数値による表記はしていませんが、理解は得やすいというふうを考えております。今のところA、B、Cにする考えはございません。

次に、昨年の全国学力・学習状況調査の主な結果と今後の改善策についてのご質問ですが、結果につきましては既に昨年の12月に公表しております。ホームページに載っておりますので、全て説明はいたしません。主なものについてお答えさせていただきます。まず、学力についてでございますが、29年度は小学校、中学校ともに国語が全国平均より低いという結果となっております。特に小中ともに読解力、書くこと分野が課題として挙げられておりますので、その改善のために各学校においては学校改善プランを立てて取り組みを進めているというところがございます。次に、学習状況調査についてですが、小学校では朝食を食べますかという問いに對しまして、全国と比べて若干数値が低いということが言えます。これは、朝食につきましては保護者が責任を持って行うべきということとは言ってもないのですが、教育委員会といたしましては保護者に対して栄養教諭による食育指導、あるいは子ども・子育てセンターの事業やPTA活動を通して食の大切さについて啓発をしているところがございます。また、学校におきましては、PTA総会ですとか、あるいは家庭訪問、3者面談など、そういった機会を使いまして啓蒙を図っております。中学校です。テレビゲームやメール、インターネットの使用時間が全国と比べて長いという傾向がございます。これは、食の指導と同様に、学校、家庭、地域と連携しながら、生活習慣の見直しなど取り組んでいきたいと考えております。

次に、教職員の働き方についてのご質問でございますが、教育委員会といたしましては

学校と連携しまして、定時退勤日の設定ですとか、時間外勤務縮減強調週間の設定、部活動指導の見直し、変形労働時間制などの実施に取り組んでいるところです。変形労働時間制という、ちょっと耳なれない言葉だと思うのですが、これはある行事等の勤務で1週間の勤務時間数が38時間45分を大幅に超えるというような場合につきまして、その超えた分を前の週ですとか、次の週ですとか、あるいは夏休みですとか、そういったところで休みをとるという仕組みでございます。これかなり拡大されてきておりますので、完全に実施するように教育委員会としては指導しているところです。それから、教員の負担軽減のために平成29年度、校務支援システムの導入をいたしました。そのほか、ICTの整備、一貫教育推進講師、特別支援教育支援員、図書館司書、あるいはALTなど配置をさせていただきました。放課後学習会への講師派遣、それから体育授業への講師派遣なども行いまして負担軽減に努めているところでございます。今後につきましてなのですが、議員からご指摘もありましたが、中学校の部活動について部活動指導者制度というのが立ち上がりましたので、それについての導入を本町でも考えていかなければいけないと思っておりますし、長期休業中の学校閉庁日の設定なども検討を進めなければいけないと考えております。働き方改革について当別町も進めていくという考えでございます。時間管理についてのお尋ねですが、勤務状況につきましては出勤簿で確認をしているところでございます。

次に、予算の執行に係る全体的な評価についてのご質問であります。要求したことが全て予算化されているわけではありません。教育委員会が狙いとした事業はしかしながらほぼ実施できておりますので、私どもとしましては評価しているところでございます。今後も必要な予算につきまして確保できるように努めてまいります。

以上、山崎議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（後藤正洋君） 山崎君。

○4番（山崎公司君） 答弁ありがとうございます。まず、道の駅について町長に再質問させていただきます。

先ほどの入場者数、それから客単価については、多分客単価についてはレジでやった単価だと思えます。先ほど入場者数が2月までで36万6,000人とおっしゃってました。売り上げは1億8,241万ということですから、これを単純に割りますと、入場者の客数で割ると500円をちょっと割っております。本来は、やはり入る人数も多いほうがいいのですが、実際レジを押して物を購入するという人の予想は当初七、八百円ぐらいだったような記憶しております。ですから、当然これを上げることによって効率的になるわけですが、そういう原因、あるいはどのようにその辺取り組んでいくのか、それをお聞きしたいと思います。

また、先ほど開場間近の入場者数のどこの地域かという話がありました。北区13.9、当別7.1。私の認識、確認では、地元当別町の人が入場が非常に少ないというふうに思っております。このような大きな事業については、やはり地元の協力というものが大変必要だと思います。地元住民が入らないためには、こういう意見もでございます。例えば当別ポイ

ントカードのアウルカードが使えないのかということもよく聞きます。検討はされていると思いますが、現状使われておりません。それから、後ほどまた質問しますが、送迎バス、こういったものがあってもいいのではないかという……

○議長（後藤正洋君） 休憩します。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時34分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

続けてください。

○4番（山崎公司君） 地元住民が参加できるイベント、当初の実施設計では都市農村交流スペースというものがございました。そういったものを活用してできないのか、まずお伺いします。

○議長（後藤正洋君） 若干休憩します。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時36分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

町長。

○町長（宮司正毅君） 客単価の改善というのは、確かに一つの大きな要素だと思っております。現在t o b eにおいてどうやったら客単価がふえるのだろうかということを検討してもらっておりますが、やはり野菜、生鮮品、それからいわゆる日販商品というのですけれども、日常使うものが多いということが多分単価を上げていくのかなと。そういう意味では、先ほど通年販売というか、通年の話も出ましたけれども、それをしっかりできるようにしていくことが一つの単価アップの方策になるのかなというふうに今感じております。

それから、もう一つ、集客の方法、手法としてイベントです。地域住民が特に多く来るようにイベントをとのお話がありました。イベントは、多分集客をふやす一つの手法として有効だというふうにももちろん思っております。バス送迎の問題も出ましたけれども、例えばイベント時にバスを別途出すというようなことは当然今後考えていく一つの要素かなと考えています。

アウルカードのお話も出ましたけれども、この辺はまだ具体的なところに話が進んでおりません。これからの一つの課題として地域住民にも多く使ってもらえるような手法を取

り入れていけばなというふうに考えております。

以上で今のご質問についての回答にいたします。

○議長（後藤正洋君） 山崎君、あらかじめ申し上げますけれども、先ほど確認をさせていただいて、再質問をしていただいた項目について再々質問を認めます。

どうぞ。

○4番（山崎公司君） 先ほどイベントの件で質問させていただきました。イベント計画の関連として地域商社推進事業として、現在北海道には200万人ぐらいの外国人が来ております。道ではこれを400万目標にしておりますが、インバウンド観光客の周遊促進、情報発信というのを目標にしていたと思いますが、この件についてどのように進んでいるのか伺います。

○議長（後藤正洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時39分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

町長。

○町長（宮司正毅君） インバウンドについては、今t o b eのホームページあるいはフェイスブック等で、あるいは飛行機の国内線機内の雑誌ですか、それから道内の主なサービスエリア、例えばパーキングエリアですね、こういったところへのパンフレットの配置、もちろんテレビだとかラジオ、こういったいろいろも活用して町とt o b eが一体となって情報発信を行い始めました。それから、インバウンド観光客の対応という意味で、英語あるいは中国語、こういったパンフレットの作成も今しようとしていますし、あとは施設サイン、これの多言語化というのですか、こういったものの準備も今進めております。

以上でございます。

○議長（後藤正洋君） 山崎君。

○4番（山崎公司君） 一つの提案になりますけれども、リピーターをふやす方法、先ほど周遊ということも町長……

○議長（後藤正洋君） 再々質問は先ほど終わりましたので、次の教育行政に移っていただかないと、4回目になってしまいますので。

○4番（山崎公司君） 項目ごとという認識で今いたのですが、それはできないということですね。返事をいただいたものについてということではできないという確認ですね。

○議長（後藤正洋君） 休憩します。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時42分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

山崎君。

○4番（山崎公司君） 提案を幾つかさせていただきます。

先ほどリピーターの件……

〔発言する人あり〕

○4番（山崎公司君） わかりました。そうしましたら、道の駅が今後、先ほどの報告ですと今年度この3月末までは40万近く入るだろうと想定できます。来年度も当初30年度は40万と試算されておりましたけれども、多分これは七、八十万、ひょっとしたら100万の入場者があるような数を期待しております。先日私も会派の研修の際、北見と斜里の帰りに9月1日に開場しました大空町の道の駅、118番目です。ノンキーランドひがしもことというところに行ってきました。ここは21室のホテルが兼用しております、これはほぼ満室。レストランは海産物中心の料理が非常に人気あって、とにかく数多い地元特産品には私びっくりいたしました。そういう意味で、先ほどお話ししましたように、そういった意気込みで。ことしは、4月28日に120番目の厚田、石狩です。それから、今月23日に七飯町のなないろ・ななえがオープンします。121番です、道内で。ここは、駐車場が179台のスペースで、来場者は90万人を初年度見込むという報道もございました。先ほど私いろんな方から感想を聞いているという中でちょっと紹介いたしますと、要するに有名な2店舗が入っており、建物もすばらしいと、道の駅自体。道内にない道の駅らしくない立派な道の駅であるという。札幌に近くて気軽に来ることができると。トイレはきれいだけれども、手洗い後の乾燥機の場所が離れていて不満だという意見です。

○議長（後藤正洋君） 山崎議員に申し上げますけれども、今一般質問を行っていますので、その点考慮して質問を続けてください。

○4番（山崎公司君） セミセルフレジは速くて非常にいいという感想も出ております。道の駅関連については以上です。

○議長（後藤正洋君） 引き続き教育行政をしないと終わってしまいますよ。どうぞ。

○4番（山崎公司君） 次、教育行政について質問いたします。

○議長（後藤正洋君） 再質問ですから、小項目ごとに聞いていただいて結構ですから。

○4番（山崎公司君） 学力プランのところで先ほど国語は弱いと、読解力が足りないというお話もありました。それと、生活習慣の中で小学校の朝食の件等答弁がございました。中学校の学習状況調査で地域行事の参加、地域社会でのボランティア活動の参加の割合が全国を大きく下回っておるという報告です。私は、地域とのかかわりを深める活動の充実を図る必要があると思います。今後将来の地域づくりの担い手となる子どもたちが地域と

のかかわりをどのように深めていこうとしているのか。昨年10回目となったタウンミーティング等さらに充実をさせてはいかかと思いますが、教育長の見解を伺います。

○議長（後藤正洋君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） 山崎議員の再質問にお答えいたします。

子どもたちと地域とのかかわりについてのご質問かと思えます。議員おっしゃるとおり、若干低目の傾向が出ておりました。29年度。これが過去にまでさかのぼってそうかという、そうでもなくて、年度ごとに波があるということではありますが、数字だけ見ると若干低いかなと思えます。しかしながら、児童生徒含めてたくさん地域とかかわりを持った活動をしております。一例を申し上げますと、ただいま山崎議員がおっしゃいました社会教育課で行っておりますタウンミーティング、あるいは通学合宿、それから当別町文化祭への作品展示等の協力、あるいはさん・産・フェスタ、夏至祭、町内会行事、これ部活単位での参加にもなりますが、そういったこともやっておりますし、小学生、中学生合同になって地域貢献活動、清掃ですとか、ごみ拾いですとか、そういった地域貢献活動も行っております。そうやって見ますと、大変多岐にわたって地域とかかわっての活動をしているということが改めて私も理解することができました。今後も地域の協力を得ながら、このような活動に子どもたちが積極的に参加して、地域とのつながりを強めたり、あるいは当別町への愛着を深める取り組みを地域、学校連携しながら進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（後藤正洋君） 山崎君。

○4番（山崎公司君） 先ほど最後の教育予算の状況の中で評価ということについての答弁はいただいております。私ども議員あるいは議会として、教育費ことは、ちなみに前年度教育費4億6,000万、本年度の当初予算は5億1,000万という予算が今計上されております。これは、パーセンテージにしますと全体が91億、一般予算の中の大体5%の大台に乗っております、今年度は。ただ、私の希望としては、やはり2桁、10%ぐらいのところ。例えば道内いろんな行政を調べてみますと、10%以上のところが非常に子育て世代が転入してきております。これは事実です。ですから、我々も今後議員の立場で教育費の拡大です。結局子育て世代転入してくるということは、子どもだけではないのです。生産人口がこの当別町は今激減しているのです。そこに拡大していくということが大変必要だと思えます。

それと、もう一つ、最近多かれ少なかれ発生していると思われましますいじめ、不登校の問題に対する取り組みは、いろいろと適切に把握して明らかになっていると思えます。今後ともこの対策を明らかにして、解消に向けて支援を続けてほしいと思うのですが、この件でいじめ防止標語の取り組みで当別中の生徒が全道の最優秀賞をとったり、西当別地区のいじめ撲滅の取り組みが全国子どもサミットに出場したり、児童生徒が豊かな表現力や思考力を身につけることのあらわれであり、日ごろの学習指導の成果だと思ひ、高く評価し

たいと思います。私は、たまたま最近今200万部売られているという、80年前から読み続けられている吉野源三郎さんが書いた「君たちどう生きるか」という、昨年漫画化されまして、非常に今売られています。買われています。本書の主人公は、コペル君という15歳の少年で、母親の弟であるおじさんとの会話が一つの流れになっています。非常に今情報が氾濫する時代、この情報の中でどう子どもたちが生きていくのかという中で悩んでいるときに親、先生の適切なアドバイスというのが、要はメンターという助言者です。これが私は必要だと思っております。もちろん皆さんお目を通していただきたいと思いますけれども、指導者の立場であるなら、こういったものをぜひ呼んでいただきたいなと思っております。

以上です。

○議長（後藤正洋君） 休憩します。

休憩 午前10時51分

再開 午前10時51分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

以上で山崎君の質問を打ち切ります。

暫時休憩します。

休憩 午前10時52分

再開 午前10時53分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

次に、通告2番、鈴木君の質問を許可いたします。質問は、一問一答方式で行います。

鈴木君。

○3番（鈴木岩夫君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。

日本共産党の鈴木岩夫でございます。私は、今年の12月議会に引き続き、少子化、人口減少問題について町長と議論を深めてみたいと思います。

初めに、堀江病院の閉院問題です。3月31日をもって閉院すると町に告げられて4カ月がたちます。この間町として町長を先頭に福祉部を中心に、新年度の当別町としての医療体制、小中学生の健診や予防接種、学校医の選定などの健康管理、救急当番医の確保に向けた取り組み、大変な作業に対し敬意を表したいと思います。

医療療養病床58床を有していた町内唯一の病院、内科、外科、人工透析を診療科目としていた。そして、夜間、休日診療の7割を担っていただいていた堀江病院が閉院する。堀江病院には常勤の医師2名と非常勤の医師2名がいました。その4名の医師が当別町から

減ることになります。その3月31日が間近に迫っています。昨年の12月議会で町長は、医療療養病床58床の維持について町として最大限の努力をすると約束をいたしました。医療療養病床58床を維持したいという町の意向を堀江院長に伝えようとしていることは聞いています。堀江院長が休止届提出の方向で作業を進めているということも聞いています。しかし、堀江院長がどのような意向を持っているのかは伝わってきません。もし堀江院長が意向を持っているのであれば、そこに医療療養病床58床を維持したいという町の意向を考慮していただける余地はあるのかどうか。堀江院長が休止届提出の方向で作業を進めているということをもって1年間の時間的余裕ができるということが伝わってきますが、そんなことはなく、あくまでも堀江院長の意向が決定することであって、町の意向を考慮していただくという点では3月31日が第1のタイムリミットではないでしょうか。医療療養病床58床の維持を初めとした医療体制維持の取り組みの現状について伺います。

2月20日開催の産業厚生常任委員会において、有床診療所の開設は在宅医療の推進に必要と認められる場合などに許可されると説明があり、検討の余地があるような発言がありました。であっても、あくまで許可されるのは一般病床であり、医療療養病床ではありません。さらに、2018年度政府予算案の診療報酬と介護報酬の切り下げ、6年に1度の同時改定となったのを機に、政府は医療、介護サービスの質、量に直結する両報酬を使って患者、利用者を入院から介護へ、在宅へと誘導する大仕掛けになっていると言わざるを得ません。また、2025年の地域医療構想では、在宅医療は現在の在宅患者に医療療養病床の医療区分1の70%が加わります。このような国が示した在宅医療への方向は、当別町の現状の体制で本当に可能なのかどうかを伺います。

次に、JR札沼線縮小、廃線問題についてです。3月6日付道新朝刊1面トップ、4町、JRと個別協議、廃線視野、夏までに結論という記事を見た町民の多くは驚いたのではないのでしょうか。そしてまた、やっぱりそうか、だめかと諦め、落胆した方も多かったのではないのでしょうか。JRの発表、夕張の受け入れ表明、ワーキンググループの発表、そして今回の札沼線沿線4町の表明。確かにそれぞれの自治体にはそれぞれの自治体が抱える課題があるでしょう。しかし、JRの発表やワーキンググループの発表がそれぞれの自治体の課題や北海道の課題を解決してくれる提案だとは決して思われません。それどころか、ますます過疎化が進む提案だと言わざるを得ません。農業を初め、これからどのような産業を興していくのか、その際どのような交通体系を構築するのかなど、今後の北海道全体をどうするのかということが考えられていなくてはならないと思います。

そこで、伺います。初めに、宮司町長も参加した2月20日、札幌で開催の沿線首長7名が参加した懇談会の内容及び3月5日、月形町で行われた札沼線沿線まちづくり検討会議の記者会見の内容について伺います。

2点目に、JR北海道の赤字の放置や安全軽視など経営責任、経営改革が必要と考えるが、町長の見識を伺います。

3点目に、国の抜本的支援を実現するためにはオール北海道で取り組むことが欠かせま

せん。知事がその先頭に立って、北海道の鉄道の維持、再生のために行動するよう要請すべきと考えるが、伺います。

4点目に、北海道全体の鉄道網のあり方について全道民に開かれた議論の場で十分に時間をかけて結論を出すことを再度他の沿線3町に働きかけるべきと考えるが、伺います。

次に、日欧EPA、TPP11の影響について伺います。米国を除くTPP参加国は、8日、新協定、TPP11に署名しました。日本は、重要品目も含めた農産物の大幅な市場開放を迎えます。また、昨年12月に妥結した日欧EPAの署名式は7月に行われる見通しです。TPP11は発効が年内に早まる可能性も浮上、日欧EPAは早ければ2019年に発効する見通しです。農業が基幹産業である北海道、しかも自給率200%ですから、影響は多大です。当別も同様です。せっかくの10年プロジェクトも見直しが迫られるのではないのでしょうか。

1点目に、道の影響試算と国や道の対策について伺います。

2点目に、当別町の農家にとって具体的対策となるものがあるか伺います。

3点目に、当別町の農家にとって必要な対策になるよう、農協を初め関係機関と協力して国や道に働きかけるべきと考えるが、伺います。

次に、消防団員の処遇改善について伺います。3月11日、多くの犠牲者を出した東日本大震災から7年が過ぎました。その後も熊本、広島、茨城、北海道と毎年のように、また年に1度だけではなく2度、3度と激甚指定の災害が起きています。日本は、災害がいつでも、どこでも起こり得る災害列島になっていると言っても過言ではありません。東日本大震災では消防団員の犠牲も多くありました。住民の命と財産を守るためにとうとい命が失われました。平成24年3月2日現在、252名の死者と2名の行方不明者となっています。団員の多くは、ふだんは自営業を営む方、圧倒的多数は農漁業に従事する方々です。災害が発生すれば、自分の仕事を投げ捨て、いち早く現場に駆けつけ、避難誘導や救出、復旧作業と命の危険と隣り合わせの作業を行わなければなりません。昨年は、北海道で400年に1度という大災害が起こる確率が80%という報告も出ました。被害を少なくする万全な対策が求められています。しかし、地域における少子高齢化の影響で団員を確保できないといった深刻な事態が進行しています。それを受けて、平成29年7月28日の消防団への加入促進に向けた取り組みについてという消防庁次長の通達及び平成30年1月19日の消防団に関する大臣書簡も発せられています。崇高な職務に対する敬意をあらわすとともに、団員確保に向けて消防団員への報酬や出勤手当を改善すべきと考えるが、その考えがあるか伺います。

最後に、劉連仁生還60年について伺います。1944年9月28日、中国山東省で拘束、強制連行され、沼田の炭鉱で強制労働、1945年7月30日に仲間の4人と脱走、そして13年もの間、故郷中国山東省にいる家族との再会を目指し、道北、道東、そして当別へと逃亡の日々を送ります。今から60年前の昭和33年2月8日、袴田清治さんに発見され、9日に保護されました。発見されてから札幌へ移送されるまでの短い時間でしたが、おびえる劉さん

に何とか安心してもらいたくて、身ぶり手ぶりで話しかけてくれる当別の人たちは劉さんにとって初めて出会った親切な日本人でした。その年の4月10日、劉さんは無事帰国の途につきます。その後当別町は、1991年から3度にわたり劉さんの訪問を受けています。手厚く保護し、その後も友好を深めているというのは全国的にもとても珍しいことです。2002年9月には生還記念の碑が建てられました。2004年1月にはノーベル文学賞受賞者の莫言が記念碑を訪れています。中国人強制連行殉難慰霊碑というのは全国にあるのですが、生還記念碑というのは当別だけです。毎年個人の方、団体の方々が大勢訪れています。そのお世話や環境整備を若葉の町内会や守る会の方々が行っています。ことしは劉さんが生還して60年の節目の年です。ことしも多くの方々が当別を訪れると思います。若葉の町内会や守る会の方々とともに相談して、ぜひとも劉連仁生還60年の節目の年に町としてイベントを実施する考えはないか伺います。

○議長（後藤正洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時14分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

ただいまの鈴木君の一般質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） 鈴木議員の一般質問にお答えをいたします。

まず初めに、少子化、人口減少問題についてのご質問ですが、堀江病院の閉院に伴います医療療養病床の維持に関する取り組みについてであります。現在堀江病院が廃止ではなく休止というご意向を一応確認をしております。この病床については、堀江病院のご意向によるものであるわけでして、私たちが自分で進めるわけにはなかなかいきません。その明確な方針を出していただけるように今後も話し合いを継続してまいります。廃止ではなく休止という手続が大前提にはなりますけれども、私は本年の3月31日がタイムリミットとは考えておりません。そういう認識はしておりません。

在宅医療の方向性についてのお話ですが、これは住みなれた地域で暮らしながら必要な医療を受けられる体制、これが町が目指している在宅医療。この在宅医療というのは、我々が今目指している体制であります。これは、議員がご指摘したとおり、国が示している方針でもありまして、我が町もこの方針に合致したものであるということで今進めております。在宅という言葉が使われていますけれども、国が示している在宅医療というのは自宅だけではなくて、当然サービスつきの高齢者住宅だとか、あるいは特別養護老人ホーム、それから老人保健施設、こういった施設も全部含まれていまして、いわゆる介護の施設です。病院以外の場所での医療を受けられるという、受けやすくするということであります。現

在町内の医療機関は、今回の堀江さんの廃院によって、十分お医者さんがいるという状況でもありません。ですから、地域包括ケアシステムの構築をすることによって医療と介護の連携の強化を図って、そしてこの在宅医療というものを充実させていく、そういうふうな考えでこれから進めてまいりたいというふうに思っています。

次に、JR札幌線の問題についてのご質問でありますけれども、まず先月20日に行われました懇談会についてのご質問ですが、これは日高線の存廃問題を抱えておられます新ひだか町の酒井町長の声かけで非公式に行われた会合であります。この会合では、主にJR北海道の維持困難路線とされた、そういった地域が集まって、今までその地域でどんな議論が進んでいるのかということの情報交換、それからあとは北海道の有識者会議で出された公表された鉄道網のあり方、この報告書に関するみんなの意見交換というものを1時間強やりました。これはあくまでも懇談会でありまして、今後必要に応じてまたさらなる情報交換が必要ならやまじやろうと、こういうようなことであります。

それから、3月の5日に行われました札幌線沿線のまちづくり検討会議の記者会見の内容については、大きく2点あると思います。これは、まず1点目としては、各町における経済性のある公共交通体系の構築に向けて、バス交通も含む他の交通手段の検討を開始する。そして、JR北海道がかねてより要望していました協議の申し入れを受けることにすることがまず第1点であります。2点目は、各町におけるJR北海道と協議した内容を4町で共有した上で4町一体となってJR北海道と協議をしていく。この2点について検討会議として見据えている方向性を公表したものであります。当別町としては、今後JR北海道と個別の協議に入っていくことにはなりますが、このことは札幌線廃止を容認したものではなく、路線の存続維持も含めて協議をしていくというものでありまして、決して彼らが言っている廃線ありきということではありません。

次に、JR北海道の経営責任と経営改革についてのご質問ですが、これは鈴木議員がご指摘されていることは私も以前から各場面で申し上げてきたことであります。これまで札幌線の存続策についての議論を通じて、JR北海道の現在の経営体質、体制のままでは非常に厳しいものがあるなというふうに私も感じています。そういったことから、私は私鉄の経営手法を取り入れていくことが必要なのではないかというようなことをさまざまな場面で発言もしてきました。ただ、4町の協議の中で実は私鉄化ということも念頭に入れて、特に医療大学以北の私鉄化というものを検討してきましたけれども、残念ながら非常に難しいということがあるなという見解に至りました。JR北海道の体質、体制の問題は、札幌線の医療大学から札幌間の、こちらは我々残る路線運行にもこれから関連してきますから、JR北海道の経営改革については今後も強く求めていく必要があるというふうふうに私も考えております。

それから、国への支援をオール北海道で求めていくために知事が先頭に立って行動していくべきだと、これをもっと要請すべきだというご発議ですけれども、私も北海道の町村会理事会、今理事になっていまして、理事会などにも参加しておりまして、このJRの議

論はしょっちゅうというか、必ず出ます。その中で知事とか副知事とも直接お会いする機会がありますので、その都度強く要請をしてまいりました。私の感覚では、ちょっと時間がかかったかなという気はしますが、最近の道の動きはかなり改善されてきていまして、国や中央への要望の回数もふえてきておりますし、また道議会でも特別委員会ということで中で議論をするということが始まりました。北海道一体となった動きになってきているのかなという感じはいたしております。

それから、北海道全体の鉄道網のあり方について開かれた場で時間をかけて結論を出すべきではないのと、拙速にやるなと、こういうこと。それを沿線3町に働きかけていくべきではないのかというご発議であります。基本的には議員の考え方と、いわゆる全道ベースで進めていくべきという議員の考え方と私も同じであります。ただ、執行方針でも申し述べましたけれども、沿線4町に限って言うとそれぞれの事情が異なっている状況でして、地域住民との議論のあり方、あるいはそれぞれの考え方があって、我々の事情だとか考え方を全部押しつけるというわけにはいかないのが現状でありまして、ただおっしゃるように十分に時間をかけて結論を出すように、そして全道ベースでの動きから離れてということのないように3町に働きかけをしていきたい、こういうふうに考えております。

次の日欧EPAあるいはTPP11にかかわる影響と対策についてのご質問ですけれども、北海道が影響試算というものを、2月に道がこれを示しました。農畜産物の影響額が1億円以上となる農産物に特化してお話をしますと、まずTPP関連については北海道では13品目あるようであり、その影響額が全体で293億から470億円あるとされております。そのうち当別町に関連する品目は4品目でありまして、影響額が出されています。これは、道全体の影響額です。小麦で19億から43億円、砂糖、いわゆるてん菜ですね、てん菜で36億円、牛肉で47億から94億円、豚肉で9億から17億円、こういう試算が出ております。これは北海道全体の金額です。それから、EPA関連のほうは、北海道全体では12品目ありまして、その影響額が全体で198億から299億あるとされています。そのうち当別町に関連する品目は3品目ありまして、北海道全体での影響額、これは北海道全体の影響ですけれども、砂糖が25億円、牛肉は32億から65億円、豚肉が8億から16億円と、こういう試算が出されています。道は、こういったものはあるけれども、まず生産コストの低減のための体質強化対策や品質向上のための経営安定対策などの国の補助事業、こういうものの支援事業を十分に取り込めば道内の生産量は維持されるものという試算がなされておりまして、実質的な影響は大きくないと、こういう見方が出されています。

次に、当別町の農家にとって具体的対策となるものがあるのかというご質問ですけれども、まず競争力を強化するためには当別町農業の10年ビジョンの達成というものが不可欠というふうに私は考えています。そのためには、IoTを活用したスマート農業による生産コストの削減や省力化、あるいは野菜や花卉などの高収益作物の生産を拡大していく、また新規就農者の受け入れ、農地集約、法人化経営、法人経営化といえますか、こういったことが当別農業への今後の必要な対策というふうに考えています。農業を取り巻く

環境というのは毎年、毎年のように変化、変わってまいりますので、必要な見直しを加えながら、この10年ビジョンというものが達成できるように取り組んでいく、これが我々がこれからやらなければいけないことだなというふうに考えています。

それから、国や道に働くべきだよねと、もっとというご質問ですけれども、これも議員ご発議のとおり、TPP11やEPAによる影響を乗り越えて若い農業者が農業に対して夢を持てるような施策を展開していかなければならないと考えております。しかしながら、TPPやEPA関連の国の補助事業に関しても実は必ずしも北海道の農業に合った選択要件ではないので、基準要件の緩和だとか、あるいは農協を初めとする、あるいは町内の農業関係機関、それから北海道町村会とも連携しながら、国や道に対しては強く要望をしてみたいというふうに考えています。

消防団員の件、処遇改善についてですけれども、消防団員の報酬や出勤手当を改善すべきではないか、このお考えは私も全く同感であります。消防団そのものは、ご承知のとおり、今石狩市と新篠津村と当別の3市町村で組織します石狩北部地区消防事務組合の所管となりますけれども、先日も実はこの構成団体の3首長が集まりまして、そういった会議がありまして、その中でもこれが話題になりました。平成30年度中には処遇改善に向けた協議を開始する方向で調整を進めるということになりました。いずれにしても、災害時にご活動いただく消防団員の姿には本当に頭が下がるわけですが、今後も消防団の活動に対して町としてもできる限りの支援をしてみたいというふうに考えています。

最後の劉連仁さん、この方の生還60年の節目の年に町としてのイベントをというお話ですが、劉さんが強制連行された歴史というのは、本人はもちろんのことですけれども、劉さんのご家族にとっても大変不幸なことであったと思います。平成27年6月、先ほど3回来られたというお話ありましたけれども、最後の27年の6月に若葉にある生還記念碑を劉さんのご子息とお孫さんが訪問されました。この記念碑は、有志の方々の手により平成14年9月に建立されたものですけれども、以来劉連仁さん生還記念碑を伝える会というのがありまして、こういった方々が中心に劉さんのご子息との交流を続けてきていただいております。最後の27年のとき、私も記念碑の前で劉さんのご子息とかお孫さんと直接お会いすることができて、本当に当時の関係者による温かい心温まる交流に参加させていただき、胸を打たれたことを覚えています。こういった催し、どちらかというと行政側で主催というよりは、当時の関係者の思いに寄り添ってこれまで非常にいい関係を築いていただいている先ほどの伝える会、こういったような方が、あるいは地域の方々と一緒になって行っていくことが望ましいのではないかなと、そんなふうに考えます。これまで大変貴重な活動だと私は思います。劉連仁生還記念碑を伝える会、こういった方々、これは当別の方だけではないのですけれども、札幌からも随分来られました。あと、若葉の地域の方々です。こういった方には大変敬意を表します。ですから、町としてもこういった事業には側面的な協力ができればというふうに考えています。

以上、鈴木議員からのご質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（後藤正洋君） 鈴木君。

○3番（鈴木岩夫君） 堀江病院の問題で、堀江病院の意向を早く出してもらおうと、3月31日はタイムリミットではないと考えているという答弁がありました。それで、引き続き堀江病院と精力的に会っていただいて、そして町の意向を伝えると。その際、町の案といえますか、このことを提示すると。きっと提示していると思うのですけれども、その内容がなかなか伝わってこないということもありますので、残してほしいというだけではなくて、当別町としてはこのように考えていますよというようなことで案を提示したらどうかというふうに思います。

それで、誰もがいつでもどこでもお金の心配なく必要な医療が受けられるということは国の方針です。それで、堀江病院は民間病院ですけれども、民間病院が医療を提供していますけれども、しかしこれは自治体が責任を持って町民に医療を提供しているということと変わりありません。そういう点では、当別の医療体制どうするかということで5団体が議会に陳情いたしました。また、町長にも要請いたしました。建物を買ったかどうかという提案をいたしました。町立はできないという話もやりとりの中でありました。町立ではないのですよと、何法人かが来るというようなことも町のほうで言っているけれども、では当別に来たいという医療法人があったら、ハードルを下げるといった意味でこの建物を購入したらどうかという提案だということで、町立ではないですよということでそのときお話をした経緯があります。それで、さらにこれからどうするかといったときに、建物の購入だけでなく、今後の医療体制というところで、医療療養病床を確保していくということで、具体的な金額というか、町としての考え、これを提示していくという点では医師会の協力も得て、どういう考えを医師会は持っているのか、そのことも含めて協議して、そして堀江さんに当たっていくと、町の意向を伝えていくということが大事になっているのではないかなというふうに思います。その点どうでしょうか。

○議長（後藤正洋君） 町長。

○町長（宮司正毅君） 先ほども申し上げましたように、町全体として医療をどうしていくのかということは、介護施設も含めた全般的な地域包括ケアシステムというものを進めていくということで、それに向けて今作業は開始しているというふうにお考えいただいて結構だと思います。ただ、堀江病院の問題は、堀江病院のご意向がない中、建物をどうするかとか、病床をどうするのだとか、完全にあれはもう全部やめてしまおうとか、壊してしまおうとか、そういったことが決まっているわけでも何でもないものを私たちが意向のない中にどうするのだ、どうするのだと言っても、まず話はなかなか進められない。私たちの持ち物ではありませんから、病床にしても建物にしても完全な民間の堀江先生のものでありますから、堀江先生のご意向をしっかりと確認をしながらこれから先生との会話を進めていかなければいけないと思っています。

町案を出すのかというお話ですけれども、このご意向によって町案というのは全く変わってきますから、そこで今我々が、どうされるか、ひよっとするとどなたかが継ぐと

ということだつてあるわけですから、まだそのことがはっきりしない段階で、我々が買いたいとかどうだとかというように今進めるといふ時期ではまだないというふうに考えています。今我々がやらなければいけないことは、どうやって町民の緊急に起こることを今までに近い形でキープするか。あと、これから町全体の医療、介護を含めた体制づくりをどうするかという、そのために今おっしゃった医師会との話は幾つかもう進めております。それから、我々が進めなくても、これについて参画をしたいという方は何件か来ておられますけれども、まだ全く煮詰まっていない段階といたしますか、やはり皆さんも堀江病院の意向を待っている状況でありますので、現時点で今おっしゃるようなことを進めていくことはできないというふうに申し上げざるを得ません。

以上です。

○議長（後藤正洋君） 鈴木君。

○3番（鈴木岩夫君） 本当にこれまでの努力、またこれからも大変な努力が続くのではないかなと思います。ぜひとも、今話があったように当別町の医療体制について作業を開始していると、医師会とも話しているということ、ぜひそこを精力的に引き続き進めてほしいといったときに、町長僕より大先輩ですけれども、大先輩を前にしてそんなことを言わなくてもわかると言われるかもわかりませんが、僕も戦後すぐの生まれです。僕は8人兄弟で、すぐ上の兄をはしかでなくしています。僕もそのすぐ後にはしかにかかって、死ぬかもわからなかったという時代でした。日本が戦争に負けて、そしてまず食べることが最優先だということで、医者にかかるのは死ぬときということでした、僕の時代は。しかし、日本も経済が立ち行く中で、さっき言ったように、誰もがいつでもどこでもお金の心配なく必要な医療を受けられるように、そういう日本にしようではないかということで病院もできてきた。そして、医療保険も本当に世界に誇る皆保険もできてきたということで、この制度というのは幾つもの無念の上に、無念の思い、医者にかかれなかった。地球より重いと言われるけれども、そういうところから今の制度が生まれてきたと。

しかし、先日11日、住民の会ありました。その中で女性たちが口々に言っていました。あいの里医療大の病院というけれども、農作業の忙しいときに、下の始末、汚れたものを洗濯するために毎日通わなければならなかったと。だけれども、堀江さんができて、そして近くて本当に助かったと。義理のお父さんや義理のお母さん、一生懸命面倒見てきたと。ですから、堀江さんに行って先日かかったときに、先生、やめないでくれと、入院できないのだったら診療だけでもやってくれとお願いしたと。でも、反対に堀江先生に深々と頭下げられて申しわけないと謝られたと。堀江先生も無念だったと思います。ここでやめなければならぬと。医療というのは、そういったいろんな無念の思い、これがもとにあって今あるということで、僕もこの問題一生懸命やっています。ですから、そういった女性たちの訴えとか、それを本当にしっかり受けとめて頑張りたいというふうに女性たち言っていました。引き続き頑張りたいというふうに思いますけれども、その点いかがですか。

○議長（後藤正洋君） 町長。

○町長（宮司正毅君） 今までも頑張っていますし、これからも頑張ります。

以上です。

○議長（後藤正洋君） 鈴木君、次の質問。

○3番（鈴木岩夫君） 在宅医療のことでありました。医療と介護が連携して、生まれた場所で住み続けたいという思いを実現するという方向なのですけれども、これから高齢化はどんどん進むのです。そして、今当別は高齢化進んで大変だということで、それに対応するというところで頑張っているのですけれども、都市ほど高齢化が進むのです。ぎゅっと進んでくるという中で、国は在宅医療の方針出したけれども、高齢化を前に都市でも大変になってくるという中で、今の当別のこの体制で本当にできるのかと。札幌からお医者さんが訪問診療に来ること可能なのかということを含めて質問に答えていただきたいなと思います。

○議長（後藤正洋君） 町長。

○町長（宮司正毅君） おっしゃるとおり、今これは地域だけではなく都市部もお医者さんを集めることにはどこの病院も皆さん苦勞しておられる。先生方の働く働き方もいろいろと変わってきているようでして、必ずしも病院に勤めたり、あるいは自分で開業したりということをしなくてフリーランサー的な方もおられるし、いろんな形で、今先生を呼んでくるということは難しくなっています。ですから、高齢化社会を迎える中で、これは全国的に大きな問題になってくると思います。札幌から医者を呼んでくるのが可能かということについては、これからどういう施設、あるいはどういう介護も含めた取り組みをしていくかということによって変わってきますし、例えば今でも往診ができていない患者に対しては、札幌から何人かの先生が当別に來ていただいているわけですけれども、そういう状況がありますので、これからその辺はもう少し体系的にできるような、そんなようなことを目指して町としても検討していかなければいけないということで、今議論を重ね始めたところであります。

○議長（後藤正洋君） 鈴木君。

○3番（鈴木岩夫君） これからスタートして、これから本格的な実施に移っていくのではないかなと思うわけですが、ぜひとも地域住民のそういう願い、これを受けとめるという仕組みもつくりながら、引き続きここについて住民の声も聞いていく、そして1回だけでなく2度、3度と繰り返し住民とやりとりしながらやっていくということが必要だなというふうに思いますけれども、その辺どうでしょうか。

○議長（後藤正洋君） 町長。

○町長（宮司正毅君） 我々がやると言っても、我々200人の職員だけでやれるとも思っておりませんので、住民の声あるいは住民の知恵はぜひいろいろいただきながらと思っています。そういう点では、この月末にまず1回目の両地区での説明会を開始しますけれども、その後また必要に応じてそういった会は必要かなというふうに思っております。

以上です。

○議長（後藤正洋君） 鈴木君、次の質問。

○3番（鈴木岩夫君） 質問時間が大分なくなってきましたので、JR札幌線の廃線問題のことで、ここについては2点目のところだけちょっと再質問したいなと思います。JR北海道の赤字の放置や安全軽視など経営責任、経営改革が必要と考えるというところで町長の考えをお聞きできました。それで、例えばの話ですけれども、不幸にして医療大学から向こうが縮小になったといったときでも、それで安心かといったらそうではなくて、残る当別の部分の安全の問題とか、そういったものは変わらないわけで、この安全の問題では、赤字を理由にして今回安全を軽視していましたと明確にこの前道議会で答弁したのです。そんなことは絶対許されないことで、そういう意味ではJR北海道の赤字の放置、安全軽視、ここについてはこの廃線問題だけでなく、これからの公共交通どうするかというところで非常に重要な問題。例えば車両の保守点検、線路、トンネルなどの保守点検、そのために人員をふやさなければならないということについてもしっかりと意見出していくということが大事だなというふうに思うのですけれども、その辺どうでしょう。

○議長（後藤正洋君） 町長。

○町長（宮司正毅君） 体質改善というのは、いろんな点があります。単に経営者の問題だけではなく、社員教育の問題、労働組合との問題、いろんな問題が中に包含されていますので、その一つ一つを私たちがこれはいけないとか、これはいいとかという、そういうところまで踏み込んでいくことが可能かという、非常に難しいかなと思います。全般的に今まで言われてきた安全対策だとか、あるいはいわゆる経営管理、こういったものへの要望は出していきたいと思います。ただ、これも一町が、あるいは町長が幾ら騒いでもそんなに影響力はなかなかありませんので、やはり町村会とか、あるいは道と一緒にやってとかというようなことが一番いい方向に行くのかなというふうに考えています。

○議長（後藤正洋君） 鈴木君。

○3番（鈴木岩夫君） 先ほど町村会の理事会の理事だということで、宮司町長の活躍、頑張り、全道、また全町民が期待しておりますから、ぜひ頑張ってほしいなというふうに思います。

日欧EPA、TPPの影響に移りますけれども、これは本当に丁寧な答弁していただいて、引き続き。対策で影響余りないのではないかというふうに道とか国は言っているのですけれども、農家の方々の感覚とはかなり違います。また、対策についても、先ほど町長が言ったように使い勝手が悪い。ここについてはぜひ関係機関と協力して働きかけていくということがありましたので、ぜひ頑張ってやっていただきたいなと。ただ、1つだけ、TPPで問題になっていた重要5品目、TPP11ではその5品目も3割が関税撤廃に向かうという重大な中身持っているのです。そういう点では、TPP11、これまで以上に注意して見ていく必要あると。そして、農家の方々の感覚と大分ずれているという点では、本当に農家の方々の対策が使い勝手のいいようにやっていただくというようなことを要望し

たいと思います。

時間がなくなってまいりましたので、次の消防団員の問題については、3首長の会議もあったというようなことで、30年度中に着手して頑張るというようなことでありましたので、町民の方々も期待していますし、消防団員の方々は本当に崇高な職務ですから、励みになるだろうと思いますので、全力で頑張っていただきたいなと思います。

最後の問題になりますけれども、昨年僕この問題取り上げて、森越さん、函館の作家の「生きる」というのが中学生の読書感想文の選定図書になって、5万8,000部、大ベストセラー。それから、「不死身の特攻兵」、今道新の下に2回も大きく当別が出ました。佐々木友次さん。講談社に電話しました。今9刷、13万6,000部、まだ売れるだろうというふうに講談社で言っていました。当別という名前が今本当に全国に広がっています。きのうかおとといのニュースですけれども、日中平和友好条約締結40周年の節目なのですね、ことしは。それで、道もさまざまな事業をやると。そして、中国にいろいろ物を売りたいということで頑張ると。また、いろんな道内で行われるイベントについても道は協力したいというようなこと言っているのです。そういったことも含めて、守る会や町内会の方々と力合わせて、当別町盛り上がるように頑張してほしいなと思いますけれども、その辺どうですか。

○議長（後藤正洋君） 休憩します。

休憩 午前11時52分

再開 午前11時52分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） おっしゃるとおり、当別町の名前が全国津々浦々、ひょっとすると中国にも及ぶわけですから、当別の名前が売れるということは、別に出来事がどういうことであれ非常にいいことだと思いますので、我々もそれにかかわることに關してはできるだけやっていきたいと思います。佐々木友次さんの話が出ましたけれども、今私もちょうど読んでいる最中でありまして、出てくるたびに佐々木さんという方のすごさがわかって、非常に誇らしく感じています。皆さんご承知のとおり特攻隊の話なのですが、10回でしたか、9回か、も出たという珍しい歴史に残ることで、こういうのは当別の方だということで余計今意を強くしているところでもあります。そういう点で、いろんなチャンスをつかえながら、今鈴木さんのおっしゃったことを我々も考えていきたいと、こういうふうに考えています。

○議長（後藤正洋君） 以上で鈴木君の質問を打ち切らせていただきます。

休憩いたします。引き続き1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後1時00分

○副議長（島田裕司君） 再開いたします。

午前中に引き続き一般質問を行います。

次に、通告3番、渋谷君の質問であります。質問は、一問一答方式で行います。

渋谷君。

○6番（渋谷俊和君） 議長の許可がおりましたので、一般質問に入らせてもらいます。

まず、最初は道の駅の関係なのですが、質問順番1番目の山崎議員ともやりとりが大分ありましたので、私は特に交通事故が非常にふえているという問題、さらにはバス路線の問題、この2つについて質問したいと思います。その前に、全体のやりとりの中でなのですが、入り込み数の数を見ても、資料から見たら開業の9月の末、10月、11月は大変大きな数字が出ていると。12月が2万7,000、1月が2万3,000円、2月も2万3,000という数字なのです。私は、開業の2カ月の6万、7万の数字については別においておかないと判断を間違えたいと。2万7,000、2万3,000、2万3,000というのは冬場の恐らく平均的な数字だろうと、そうすると6カ月間はそういう数字と。さらに、夏場の6カ月間についてはその5割増し、6割増しだろうと。そうすると、40万という数字が私は大体出てくるのではないかと。道の駅の試算を見ても大体40万、45万、50万、55万、こういう入り込みでもって収入というか、そういうものを見ているということが前の試算で出ていましたので、今後厚田の道の駅の開業やその他のことを考えてみた場合に非常に厳しいことが予想されるというのが私の今現在の見解であります。しかしこの詳しい中身については次回の質問で詳しく取り上げたいと思います。

私は、まず先ほど言ったように交通事故、どんなに道の駅にお客さんたくさん来ても、これについて来るお客さんの中で命を落としたり、けがをしたり、そういうことが一件たりともあってはならないということが大前提ではないかというぐあいに思うのです。問題は、その事故が337、特に道の駅の交差点、あの付近で起きた件数でいっても、出された資料によればオープン後2カ月間で人身事故が2件、物損事故が9件、その後3カ月間、さらにこれがふえて人身事故が4件、物損13件というぐあいに資料ではなっています。これが全部道の駅のせいであるということは、私は断言できないと思います。しかし、道の駅が開業するまではそんな事故があそこの付近では起きていないわけですから、そういう意味ではやはり道の駅をつくった町としてもここからは非常に深く考えなければならない問題があるのではないかとこのぐあいに思います。その点について今後の町の責任というか、町長のこの点についての見解をまずは伺いたいというぐあいに思います。

それから、歩道の関係については前の質問の方もやりましたので、事故を減少させる具体的なことについてもきょうは取り上げないでおきたいと思います。

それから、2つ目のバス路線の運行の問題です。現在は実証運行ですから、具体的にどの便でどの程度、どんなぐあいに乗降者がいるかという実証実験ですから、その点ではまだそういう段階だと思うのですが、しかし少なくともこの6カ月間、私は337、南17号を歩いている者としてバス通ったら必ず注目して見るのです。本当に乗っている数少ない。少ないというか、ゼロ、そういうバスの運行が多いと。これは、太美駅からスウェーデンヒルズとかスターライトとか、そっちのほうから来ておりたり、いろんな数も全部道の駅線として上げられますから、そういった点では0.8とか0.7とかいう1便当たりの数字になるのですけれども、しかしその数字でも1に満たないという状況になっているのです。ですから、これはまだ実証運行ですから決定的ではありませんが、この点についても今後どんなぐあいに考えているのか。

特に町民にしてみれば、住んでいる人に見れば、スターライトにしてもスウェーデンヒルズにしても今までの、スターライトは今まで走っていませんけれども、スウェーデンヒルズなんかでも今まで走っているバス路線にプラスされてこれが走るわけですから、便利さは確かにマイナスではなくてであるということは当然前提なのですけれども、しかし今現状の状況ではバスの運転手さんがつらい思いして運転しているのではないかと、乗る人がいつもいない中で本当にバスの運転していいのだろうかと思うような、そういうような気持ちもいつもすれ違うたびに運転者さんの顔を見て感じることもあるのですけれども、そういった点。町長はこの現状についてどう考えるか伺いたいと思います。これが1つであります。

それから、大きな2つ目なのですが、町営住宅の問題です。これは毎回私は一般質問で取り上げているのですが、改めて申すまでもなく、憲法の25条、生存権、生きる権利が全ての国民にあるのだと。これもただ生きるだけではなくて、健康で文化的な、そういう生活、衣食住にわたってすることができる。食べることはもちろん、住むところも、それから着るものも、そういう文化含めて人間らしく生きる権利があるのだと、そういう憲法に基づいて公営住宅法がつけられている。公営住宅法の中では、住宅を求める住民に対して安く供給すると、これを国と自治体が協力して公営住宅をつくって提供しなさい、そういうことがうたわれていると思うのです。

その点について当別町の公営住宅の運用についていろいろ考えさせられる点があります。特にその中の一つとして、ことしも豪雪であります。その団地の中だけではなくて、団地の人たちが頑張って団地の中でいろいろな障害が起きるようなことを防ぐために、屋根の雪おろしたり、積極的にそういう手続やった。その雪を団地の横のほうに皆さん山のように積んであるのです。それは、団地の中の人たちがスムーズにいくようにみんな協力して、そんなぐあいにして積んでいる。問題は、横に積んだ、道路の横になりますけれども、それをなかなか持って行ってくれないということも含めて、住民の中ではぜひそういった点

について、入っている人たちが頑張っってそんなぐあい屋根の雪をおろすことを含めてやっているのだから、その雪なのだから、それは排雪なんかについても積極的にやってもらいたいという要望を先日団地へ入ったときに受けたのですが、問題はそういう周辺の除排雪、それから屋根の雪対策。もちろん町住の担当の方がいつも言っているように、基本的に入っている人が責任を持って行うのですよと、これは当然のことです。屋根の雪も前の雪もそうあります。しかし、問題は、町住とか入っている人も高齢化、どんどんなっていますから、住んでいない人もかなりいるのです。ちょっと体ぐあい悪くしたと、病院に入院ではないけれども、息子、子どものところに移っているとか、しばらくの間そうしているとかということで団地を不在にしている方も結構いるのです。そうすると、屋根の雪はおかまもなく全部平等に降りますから、そういった意味でいえば、それが積もって、そしてまた解けたりして氷になると。隣近所、住宅の両隣など含めて非常に迷惑を及ぼすということがあるわけです。こういった点について入っている人からも、ぜひ住宅係のほうで何とかしてほしいということを要望したりして、そのことをみんなで力合わせて乗り越えていこうと思ってやっているのですが、しかし問題は町営住宅の担当のほうでそういった実態を、どこの団地の何号棟のどこどこにそういう状態があって、今そういう屋根の実態なのですかということがどの程度捉えられているかということをおもちょっと担当者に聞いたのですが、なかなか実態はつかみづらいという返事だったのですが、しかしそれでは本来の役割は果たせないで、その実態はどうなっているかということをおも町営住宅の1つについてはお聞きしたいと思います。

それから、町営住宅の2つ目ですが、これは前からも何回か出していることなのですが、どうしても私は納得できない問題があります。入居のしおりに、大家さんである町が負担すること、それから入居者であるたな子、入居者が負担するという項目があるのです。書きかえた新しい入居のしおり、29年3月1日ですが、この新しいしおりの中に、その中で経年劣化、自然に年月がたって畳が古くなって表がえを要する、そういう畳の表がえについても入居者の負担というぐあいになっているのです。私は、ここはどうしても納得がいかない。これについては、特に敷金の関係で敷金の精算するとき、それはたな子の責任、大家の責任ということで民事が非常に多いのです。争い、裁判が。この民事の裁判の中でも、経年劣化したもの、自然に汚れたもの、自然に壊れたものについては、これはたな子、入っている人に責任を負わせてはなりませんよという判例が確定しているのです。ですから、そういった点では経年劣化になったものについて、畳の表がえだけではないのですけれども、これを裁判の判例、あるいはそういった確定した状況のようにこれを変えることができないかどうかということをおもお聞きしたいと思います。

この担当のやりとりの中でちょっと驚くべき実態がありまして、非常に私はショックを受けたのです。それは、結局そういったことを話した中で、皆さんに安く入ってもらっているのだからという言葉が担当者から出たのです。私は、それは違うのではないかと。もともと公営住宅法では安い価格で住宅に困っている人に貸し与えると、そのために国や自

治体がお金を出し合って公営住宅を提供するのだと、そういう趣旨で法律がつくられているわけだから、それを貸している側があなた安く入っているのだから、それはそこまで負担しなさいとか、何しなさいとかというのは、それはまた別な考え方ではないかと私は思うのです。そのことをちょっと私も我慢できなくて指摘したら、相手の人は間違っていました。ごめんなさいと謝っていました。だから、これは本当は出したくないのだけれども、そこに、今まで町営住宅に住んでいた人たちが非常に肩身の狭い思いというか、役場との関係でも物も言えないような関係になってきている人が多いのです。萎縮している人が。その背景の中に、やっぱり長い間のそういう町の姿勢というか、それは担当者の姿勢ではないかもしれないけれども、そういった意味で町のトップの姿勢とか、そういうところがそういうところにちょっと不用意で出てくるのではないかと私は思うのです。その点についてどちらが負担するかという問題についても、しっかりとそこら辺踏まえて町長の見解をお伺いしたいと思います。

それから、最後ですが、長寿命化計画の中でも建てかえる方向については具体的な計画を示すということは今までされてこなかった。何年度にどれだけ建てかえて、どこの団地どうして、どこにつくりますと、どういうものをつくりますと、そのことを私はもうそろそろ具体的に出してもいいのではないかと。特に町有地が少ないのですね、圧倒的に町営住宅の中では。だけれども、数少ないひまわり団地が今年度全部移転終了するので、来年度を含めてそういった意味でも建てかえの計画を具体的に町民に示す必要があるのではないかと。前回の定例会の中では、東町団地にお風呂の設置の話は町長から出していただきました。私は非常にうれしかったです。そういう具体的に、入っている人、あるいはこれから入ろうとする含めて具体的に町が町営住宅についてこんなぐあいに考えているのですという積極的な提案がされて本当にうれしかったのですが、そういった点について建てかえの3番目の問題はどんなぐあいに考えているのかということをお聞きしたいと思います。

それから次に、大きな柱の除排雪の問題です。除排雪の問題、まず第1には、来年度より町民負担がなくなると、本当にこれは喜ばしい。これは、山崎議員もたしか質問なさったところだと思うのですが、本当に喜ばしいことだというぐあいに私も思います。町内会も含めて、町内会の負担、町民の負担ということから、大変町内会長含めて町内会の役員さんが、過去もう10年以上ですけれども、苦勞してきていたということ身をしみても聞いていますし、わかるものですから、もっともっと早くこれは改善できなかったのかということ、来年度からなくなることはまずは歓迎することなのだけれども、今までも多く、強く声が出されていたにもかかわらずこれを実行してきた町として、本当に二度とこんなような町民負担にならないための保証として今どんなことを考えているのかということ、1つお伺いしたい。今までやってきたことが政策的に誤りだったのか、不十分だったのか、その点で反省も含めて1番目はお答え願いたいと思います。

それから、2つ目ですが、この間除雪の機械いろいろ町が買っています。高いのは4,000万近く、少ないのは2,000万切れる金額もありますが、何基かそういう大きな機械を買っ

ております。問題は、町が直接それを使うのではなくて、除雪業者に貸与しているというぐあいには聞いているのですが、その使用料だとか、その経費だとか、そういったものはどうなっているのか。例えば減価償却に見合うようなお金はもらっているのかとか、何だとかということを含めて現況をちょっと教えてもらいたいというぐあいには思います。

最後ですが、消費者行政の問題であります。きょうもちょっと道新に出ておりました。それは、成人年齢が20歳から18歳に引き下げられる。これも民法の改正の問題で、2022年からそういうぐあいになる。そうすると、カードだとか、いろいろな借金についても親の同意なくて結局自分で全部決めてやれるようになるという問題が出てきます。成人年齢が引き下げられると、ローン契約結んだり、クレジットカード作成、親の了解がなくてもできるようになります。私は、特にその点でクレジット、サラ金の問題があった過去30年ぐらい前から自己破産というのは大変な数で追ってきていたのですが、二重利息の徴収が厳禁されて利息制限法に一本化してからは非常にそれは少なくなったという形になると思います。しかし、28年には13年ぶりに自己破産件数が増加している。29年もそれを上回る勢いでなっているというぐあいには言われております。

問題はその背景に銀行のカードローンというものがあるということは、一般の新聞でもよく出されております。私は拓銀のカードローンについても金利のやつを見たら、1.9%から14.9%という大きな幅を持って金利がかかりますというぐあいになっています。もっと大手の銀行なんかでは、4%から17.9%という18%の利息制限法の上ぎりぎりのところまでつけているものがあります。だから、カードを利用しても自分は何%で利用できるかということがわからないのです。私は、金融庁に昨年10月に1回行きました。9月に金融庁は全国の全銀協に対して、カードローンの問題について銀行のカードローンについては調査したということを書いていましたから、まだそのときは調査がまとまっていないということで、状況を聞くことができませんでした。ことしの2月の末にもう一度金融庁に行ってきました。このときは中間報告という形でこの検査結果が出ておりました。カードローン調査の問題であります。

問題は、過剰融資がされているかどうかという問題なのです。特にサラ金やクレジットの場合には、利息制限法以外にも年収の3分の1以下ということ、貸出金額がそれ以上上回ってはだめだと、その証明も必ずもらっていたのです。ところが、銀行のカードローンについてはその3分の1条項は必要がないということで、導入されなかったのです。ですから、今でも銀行はカードローンをやる場合に年収関係なくぼんぼんやる。申請してから1時間以内にお答え出しますとか、そういう過剰な広告宣伝もどんどんされている。この金融庁の検査以降、過剰な宣伝は大分少なくなってきましたけれども、しかしまだ銀行は、一番の問題は以上な低金利、日銀の政策、政府の政策ですけれども、低金利どころかマイナス金利までなっていると。そういう中で、銀行が生き延びるためにもうけが一番多いカードローン、カードの発行に重点を入れるというのは、これは必然的な流れなのです。ですから、今の日本の経済政策、その根本に触れる中身なのですけれども、そのことを本当

にきちっとしておかないと、一時のクレジットやサラ金の生き地獄のような状態がまた銀行のカードローンの中で、同じものではないけれども、生まれる可能性もあるということ。特にそういった点では、役場にそういった消費者相談が来ているかどうか私わかりませんが、しかしいずれにしても役場の場合は税金の滞納だとか、水道料だとか、いろいろなものについて非常におかしいなと察知する材料が幾つかあるのです。クレジットやサラ金のときもそうでした。自治体にも申し入れしましたが、そういうことでその家庭がどんな事情で困っているのか、困っていないのか。役場に足運んで相談に来なくても、そういったことから積極的に相談に乗ってあげるような、そういう体制が必要ではないかというぐあいに思うのですけれども、そういった点についてもぜひ町長の見解をお伺いしたいと思います。

以上で質問です。よろしくお願いします。

○副議長（島田裕司君） 渋谷君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） 渋谷議員の一般質問にお答えをいたします。

まず初めに、道の駅及び道の駅周辺の交通安全対策についてでありますけれども、今渋谷議員のお話伺っていますと、337号周辺の事故がすごく多いのはまるで道の駅が大きな原因だというような感じにちょっととれましたけれども、それは当てはまらないのではないかなと私は考えております。事故の主要因というのは、ことしのこういった厳しい雪の中でのいわゆる冬期間における路面凍結や吹雪などの気象条件が影響したものだというふうに理解しています。ただ、そうはいても、道の駅ができたことで交通量がふえていることは確かでありますので、今後交通事故の防止、減少に向け、いわゆる交通安全意識を高めていく、そういう必要性はあるというふうに私も感じております。したがって、町として警察や関係団体とともに引き続き事故が起らないように努力をしていかなければいけないというふうには考えます。

それから、西当別道の駅線の現状というご質問ですけれども、確かに議員おっしゃるとおり、道の駅とJR太美駅、この間のふれあいバスの利用者は平均すると1便当たり1人にも満たない状況になっております。これは、山崎議員の一般質問にもお答えをいたしましたけれども、9月までは実証運行期間中でありまして、1年間通しての運行状況を分析してみないと正確に今後どうするかということはちょっと申し上げられませんが、現時点で言えるのであれば、とにかくバス路線の認知度が非常に低いのかなと、これは町外の人、町民ともに非常に認知度が低いのかなと、これが大きな要因ではないかなというふうに考えております。今後また道の駅の野菜の直売所が始まりますと、訪問客の数が大幅に変わってきます。ですから、春からの運行状況を見ながら考えていかなければいけないと。特にこれから逆に道の駅としては自家用車を使用しないで道の駅へ来てくださる来場者、これをふやしていく工夫も必要だというふうに考えています。同時に、バス運行方法の工夫もいずれは検討していかなければいけないだろうというふうには思っております。

次に、町営住宅についてでありますけれども、言うなれば特に今町営住宅周辺の除排雪、これについてご質問があったというふうに思いますが、おっしゃるように入院だとか、高齢の方多いので、不在にしておられる方の屋根の雪とか、こういったものの対応というのは確かにあります。ただ、たとえ不在であっても、一般の町民の方と同じように除排雪の管理というのは居住者がやるというのが原則になっておりますので、居住者に基本的にはやっていただかなければいけないのですが、ただ落雪でガラスが割れたとか、あるいは住宅に損傷が発生したとか、それから近隣の方々に著しい危害といいますか、著しく迷惑をかけているとか、こういった特殊なケースの場合には町が不在の本人にかわって対処しております。

それから、町営住宅で入居のしおりにあります例の入居者の修繕費負担について、これは12月の定例会でも答弁申し上げたと思いますが、一言で申し上げますと現時点で見直す必要はないというふうに私は判断しています。それは、特に畳がえのことに触れられましたけれども、入居者負担というのがこれは公営住宅法上では一般的な措置でありまして、渋谷議員がおっしゃっているケース、民事裁判の判例というのはあくまでも民間貸し家のケースでありまして、公営住宅に適用されたものではないということをご理解いただければと思います。

そのときにもう一つ、安く入ってもらっているからという職員の発言というお話でしたけれども、これいつの時点のあれなのかちょっとわかりませんが、少なくとも現在我々町の職員は私を含めてそういった差別をするような、あるいは安く入っているのだからしょうがないよねなんていう意識を持っている人間はいないというふうに私は今思っております。それいつの時点の話かわかりませんが、トップから下まで全員が町営住宅あるいは町民に対して同等にやっていくという方針でやっておりますので、こういうことがもしあったとしたら残念ですけれども、こういうことは今後はないというふうに私は自信を持って申し上げたいと思います。

それから、建てかえの時期、着手のめどはついているのかということであります。これを進めていく上で、今進行中でありまして町の立地適正化計画、それから公共施設に関するあり方についてというもう一つの計画、これはご承知のとおり公共施設総合管理計画などを踏まえて方向性を分類して示したものですけれども、こういった計画との整合性を十分図りながら進める必要がございます。ですから、今着手の時期の詳細ということについてはちょっと申し上げられません。でも、部局による基本構想づくりは来年度、30年度に取りかかるようにさせたいというふうに思っております。

次は、除排雪事業についてのご質問ですけれども、町民負担の廃止についてなぜ来年度からなのと、遅過ぎたのではないのというお話であります。これは、もう議員もご承知だと思いますけれども、今までまず地域差の不公平感だとか、あるいは雪対策協議会の運営にかかわる非常に人的な、あるいは労力的な負担だとか、制度上の課題とか、いろんなものがありました。こういったものをここ数年来、市街地の町民の強い要望を受けて、除排

雪業者や、それから雪対策協議会、あるいは町内会等多くの関係者と議論に議論を重ねてまいった結果、そういった関係者の総意がやっと全てまとまって、来年度から実施の決断に至ったということでもあります。もっと早くやればよかったろうにというのは、それは私も思っておりましたけれども、なかなか、いろんな多くの関係者の総意ということがあって今日までかかってしまったということでもあります。

あと、政策が誤りだったのかというご質問がありましたけれども、これはそのとき、そのときの町の生き残り作戦の中での政策だったのだらうと。財政再建が至上命令だったときに町民負担をお願いをしたという、あるいはせざるを得なかった、そういった事情の中で決めたことだと思いますので、これは誤りとかいうようなことでは私はないと。そのときの環境であったというふうに捉えております。

それから、除雪車の使用料と経費でありますけれども、先ほど議員が4台、25年からというお話をされましたけれども、今実は7台、除排雪業者に貸与しております。その使用料については、もちろん徴収をしております。ただ、徴収方法が表に出てこないのは、除排雪業務委託の積算の中にこれが組み込まれておりますので、表に数字が出てこないということですが、ちゃんと使用料の徴収はしっかりやっております。それから、経費については、これは除排雪業者が直接負担しておりますので、我々が関与しているものではありません。

最後の消費者行政の自己破産が非常に急増しているというご指摘でございます。消費者行政について、多重債務の方の相談に乗る体制を強化する必要があるのではないのご提案でございます。今町では、多重債務のケースにかかわらず、悪質商法や不当請求、それから契約トラブル、そういったもの、それから住民からのさまざまな消費生活に関する相談に対応するために国家資格を持っております消費生活相談員を配置しました相談窓口を役場内に開設しております。これまでに銀行のカードローンや消費者金融にかかわる相談は近年9件受けております。おっしゃるとおり、銀行のカードローンというのが非常に今大きな問題になりつつありますので、それがやはり相談の中には多いようであります。この体質強化をしてはというご提案ですけれども、こういった相談内容を聞き取り、アドバイス、それから本人にかわり関係者との連絡や調整、または必要に応じて弁護士などの専門機関の紹介を行って、相談者の不安をできるだけ早く解消できるように支援をしております。これは、要は町民に寄り添った消費者相談というものを引き続き実施してまいりたいつもりであります。

以上、渋谷議員の一般質問に対する回答とさせていただきます。

○副議長（島田裕司君） 渋谷君。

○6番（渋谷俊和君） 答弁ありがとうございました。

まず最初に、交通事故の問題、道の駅近辺のです。町長の開口一番、この件について道の駅最高責任者、町長、これは町の責任というか、当たらないという言葉から返答がありました。私は、そういう姿勢はまずいだらうと。私は、全部この件数が道の駅の原因がそ

こにあって起きたというぐあいには言っておりません。しかし、337にあの道の駅が開業した以降、あそこの近辺で起きたという点では、今までにゼロの数字がこれだけ事故が起きているという点でいえば、やはりそれは道の駅との関係です。直接か間接かは別にしても、その中に運転者の責任の部類があったにしても、そういうことについては謙虚にもっともっとその点では一件の事故も起こさないように頑張っていくという姿勢で、このことを受けとめて消滅することが大事だと思うのですけれども、その点はいかがでしょうか。

○副議長（島田裕司君） 町長。

○町長（宮司正毅君） 交通事故が町の責任に当たらないなんて申し上げたことは全くありません。道の駅が交通事故を起こしたのだとか、道の駅が原因で交通事故が多発したのだということは、必ずしも当たっていないですよ。交通事故というのは道の駅ができたから起こるわけではなくて、交通事故というのは交通の中での事故ですから、道の駅ができて、あえていえば交通量がふえた。だから、事故が起こりやすいということはあるけれども、交通事故が道の駅が主因だとか原因だということはある得ないということは、はっきり申し上げておきます。だから、交通事故が起こることにおいて何も責任はありませんよとも言っていないし、交通事故については何とかしてなくしていかなければいけないから、警察並びに関係者としてしっかりタッグを組んでやっていくということを申し上げているのでありまして、決して町の責任はないとか、町長として責任感じていないとか、そんなことは全く申し上げておりませんので、その辺は訂正をお願いいたします。

○副議長（島田裕司君） 渋谷君。

○6番（渋谷俊和君） あの道の駅ができる前は、あの近辺でこれの事故は起きていないのです、今まで。警察にも私は調べて聞きましたけれども、このようなことが起きているというのは、やっぱり道の駅ができて、交差点が右折、左折、そういったいろんな微妙な技術的な問題もあるかと思います。また、実際起こすのは人間ですから、運転手さんですから、運転手さんがどんな状態だったのかというのは全部道の駅がその原因をつくっているという意味ではないのです。しかし問題は、そういうぐあいにして道の駅ができる前まであそこの交差点含めた付近の事故がこんなにひどい状態ではないと。この点について、やっぱりこれだけ多くなっているということについて道の駅の設置者として工夫や改善や警鐘や、いろんなものをもっと必要ではないかと。その点についての町長の謙虚な考え方が私はここで大事でないかというぐあいに思っているのです、その点についてはもうちょっと町長の考え方をぜひお聞きしたいと思います。

○副議長（島田裕司君） 町長。

○町長（宮司正毅君） 先ほどから申し上げていますように、道の駅が交通事故の主要因でもありませんし、例えば事故が道の駅ができたから急にふえた。これは、今の337が4車線になって走りやすくなって、そしてその後雪の量を考えていただいたらわかるように、雪はそんな多くなかったのです。それがことしまた非常に雪が多くなったり、気候の変動が非常にあったり、そういう要因が交通事故の一番大きな要因だというふうに私は捉えて

おりまして、これは警察に私も聞きましたけれども、全く同じ意見であります。ただ、道の駅ができたことによって交通量がふえていることは確かなので、どうしても10台通るのが20台通れば交通事故が起こる可能性は高くなりますから、それについては信号の問題、あるいは右折の問題を早急に取りかかって、今工事を始めていただいたりしているわけです。そういう対応は当然私たちとしてはしていかなければいけませんけれども、事故が起こったから、では道の駅やめるのかと、それは全く本末転倒の考えで、そんなことにはならない。ですから、事故については私たちも謙虚に、できるだけ関係者と協力しながら交通安全対策はやっていきますけれども、道の駅ができたから事故が起こった。事故が起こったから道の駅やめるのかという議論にはならないということをぜひご理解をいただきたいということを申し上げておきます。

○副議長（島田裕司君） 渋谷君。

○6番（渋谷俊和君） 交通事故の件は、また次回別な機会に話したいと思います。

バス路線の実証運行の問題で、この数が少ないのは認知度が低いというのが町長の答弁の問題でした。その必要性、本当にバスに乗っていきたいという、その必要性について、私は認知度だけではないのではないのかと。認知度が低いから利用者が少ないということが一番大きな要因か、私はそうではないのではないのかというぐあいだと思います。バス賃、太美の方でいえば、200円かけてあそこまで太美の駅からバスに乗っていくという気持ちにはならないという方が聞いている範囲では多くいるのです。だから、そういった点ではただ認知度が低いというよりか、もう少しそういった意味でバス料金の問題、それから障がい者が使う問題とか、いろんな問題もうちょっと工夫してはいかかと思うのですが、どうでしょうか。

○副議長（島田裕司君） 町長。

○町長（宮司正毅君） 先ほども申し上げましたように、まだ始めてはややなもので、本当に何が原因で乗らないのか、それから今後本当に乗るのかどうかも実はまだ検証されていないので、9月、1年たつまでは今どおりやらせていただきたいというのが私たちの実態です。ただ、おっしゃるとおり、本当にこれが今後とも要るのかどうかも含めて当然検討の対象になると思います。と同時に、工夫をして乗せる方法、これも我々はお客をふやすという点で利用できないかなという観点もあると思います。そういったものを含めてこれからしっかり検討、研究をしていきたいと、こういうふうに思っています。

○副議長（島田裕司君） 渋谷君。

○6番（渋谷俊和君） わかりました。ありがとうございました。

それでは、続いて町営住宅の問題に移りたいと思います。入居のしおりの見直しの問題です。見直す必要はなしということです。その理由、町長の言うのは、民間貸し家のケースと違って、公営法に基づいてやる町営住宅は違うのだということをその理由でおっしゃいました。私は、それは全く違ふと。なぜ違ふかという、民間で争って多くの裁判件数、裁判の中でも非常に多いと。それは、敷金の精算の段階で、これはたな子の責任、入った

○副議長（島田裕司君） 渋谷君。

○6番（渋谷俊和君） もう時間ありませんので、最後ちょっと、町長の4番目の消費者行政の相談について非常に前向きなお答えいただきました。町民に寄り添ったそういった相談活動、いろんなものを職員も含めて行っていきたいというお答えをいただきましたので、ぜひそれは改めてこの事案のケースも含めて積極的に職員に周知徹底して頑張ってくださいたいということを要望して、私の質問を終わらせてもらいます。

ありがとうございました。

○副議長（島田裕司君） 以上で渋谷君の質問を打ち切らせていただきます。



◎散会の宣告

○副議長（島田裕司君） 本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

あすは午前10時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はご苦労さまでした。

（午後 1時50分）

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成30年 月 日

議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成30年第1回当別町議会定例会 第4日

平成30年3月15日（木曜日） 午前10時00分開議

議 事 日 程 （第4号）

開 議

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

散 会

午前10時00分開議

出席議員（15名）

1番	佐藤立君	2番	五十嵐信子君
3番	鈴木岩夫君	4番	山崎公司君
5番	秋場信一君	6番	渋谷俊和君
7番	山田明君	8番	古谷陽一君
9番	稲村勝俊君	10番	石川和栄君
11番	岡野喜代治君	12番	市川正君
13番	高谷茂君	14番	島田裕司君
15番	後藤正洋君		

欠席議員（なし）

欠員（なし）

説明のための出席者

町長	宮司正毅君
副町長	増輪肇君
総務部長	堤和弘君
総務課長	長谷川明君
企画部長	二木勝義君
企画課長	長谷川道廣君
財政課長	山田雅俊君
住民環境部長	江口昇君
福祉部長	高取真由美君
経済部長	舘田博道君
農務課長	高田訓之君
商工課長	森淳一君
建設水道部長	吉尾雅昭君
建設課長	高松悟志君
建設課参事	中渡憲彦君
教育長	本庄幸賢君
教育部長	山崎一君
管理課長	北村和也君
社会教育課長	小出真二君
子ども未来課長	須藤政信君

代表監査委員 米 口 稔 君

事務局職員出席者

事務局 長	野 村 雅 史 君
次 長	中 出 徳 昭 君
係 長	浦 島 卓 君
主 任	瀬 戸 貴 裕 君

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（後藤正洋君） ただいまの出席議員15名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（後藤正洋君） 議事日程ですが、さきにお配りいたしております日程表により議事に入ります。



◎会議録署名議員の指名

○議長（後藤正洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第125条の規定により、

1番 佐藤 立 君

3番 鈴木 岩 夫 君

を指名いたします。



◎一般質問

○議長（後藤正洋君） 日程第2、一般質問を行います。

質問順序は、お手元に配付しております一般質問通告一覧により順次行います。

通告4番、佐藤君の質問を行います。質問は、一問一答方式で行います。

佐藤君。

○1番（佐藤 立君） 皆さん、おはようございます。それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問をいたします。

きょうは、教育行政執行方針及び代表質問を踏まえてコミュニティ・スクールと幼児教育について教育長に質問いたします。

まず初めに、コミュニティ・スクール、学校運営協議会の役割とそれを支える仕組みについて質問をいたします。29年度中に当別地区、西当別地区、それぞれに学校運営協議会が立ち上がりました。両地区それぞれが特色を持って動き始めました。また、教育にはさまざまな関係者がいます。児童生徒、保護者、教師、地域住民、教育委員会などです。このうち地域住民の学校へのかかわり方の一つがコミュニティ・スクール、学校運営協議会です。今後地域の方の力を活用できる仕組みとなることを期待しております。一方で、

幾つかの不安や疑問の声が上がっているのも事実です。その根底にあるのは、当別町の学校教育が何を目標しているのか、コミュニティ・スクールで何を達成したいのかわかりづらいというものです。もちろん町の教育目標は示されています。小中一貫教育で目指す子ども像も示されています。しかし、それらは抽象的な表現にとどまり、イメージがわかりづらい、もっと具体的なビジョンを示すべきではないか。私も同様に考えていました。例えば挨拶ができる子、読書のように一言で言えて誰もが覚えられる明快な教育ビジョンを定めるべきではないだろうか。このことについては、以前一般質問で教育長に伺ったこともあります。しかし、今回学校運営協議会の役割について町民、教育委員会、協議会関係者、学校関係者、また専門家の方々などさまざまな方々とお話をする中で私の考えは若干変わってまいりました。より正確に言えば、少しばかり整理をされたといったところです。この点は質問の前提となりますので、少々要点をお話しさせていただきます。

教育のビジョンというのは一体何なのかというお話です。まず、出発点となりますが、教育は誰のために行われるのかという問いかけがあります。これは、当たり前のことを言うのではないというふうに言われてしまうかもしれませんが、当然でありますけれども、第1は子どもたちのためです。これから10年後、20年後、30年後と社会は今の常識を超えて、今では予測できないほど急速に、そして多様に変化をしていきます。以前にもご紹介したことがあります。ニューヨーク市立大学のキャシー・デビッドソン教授は、2011年度にアメリカの小学校に入学した子どもたちの65%は大学卒業時には今は存在していない職業につくだろうと予測しています。また、オックスフォード大学の研究チームによれば、今後10年から20年の間に消滅する可能性が高い職業上位25種のうち、10種にはいわゆるホワイトカラーが含まれています。これはアメリカの例ですけれども、今全部で約700種類の職業があると言われていますが、そのうちの半数が消滅し、雇用者の47%が職を失うリスクにさらされると予測されています。そんな社会にこれから羽ばたいていくこの町の子どもたちが幸せな人生を歩むために教育が、特に義務教育があります。教育の目的は、子どもたちが幸せに暮らすための武器を身につけること。これは普遍的なものであります。教育のビジョンを教育の目的というふうに捉えれば、子どもの幸せのためというもの以上のものは出てこないのです。ここから具体的なビジョン、明確なビジョンを定めるべきという話にはなかなかかなりづらいつ感じました。

では、教育のビジョンというものを目的ではなく手段だと考えたらどうでしょうか。子どもたちが幸せに暮らすための武器を身につける。そのためにどのような方法をとればよいのか。その手段には多様な選択肢があり得ます。例えば語学の重視であったり、読書であったり、体力であったり、かつての日本では偏差値であったこともありました。進む方向が見えない、ビジョンが見えないというのは、手段を選ぶ際の方向性が示されていないということではないでしょうか。目的達成のために必要である限り、手段の選択には裁量の幅があります。もちろん当別町の学校教育は義務教育です。現実的には当別地区、西当別地区、それぞれの公立学校以外に選択肢は余りありません。そこにはおのずから一定の

制約があります。最近話題となった東京都の区立小学校の高額な標準服の話は、この制約を考えるよい機会であったと思います。また、義務教育である以上、多様な価値観に対する配慮も求められます。この点は、私立の学校とは大きく異なるところです。しかし、その中でも社会の変化、技術の進化、教育学の動向、世界や日本の先進事例、地域の特徴などに目配りをしつつ、専門的な見地から一定の方向性を示すことは許容されるものと考えます。

学校の先生方は、子どもたちに日々の学びの場を提供するという大切な役割があります。また、地域住民は、みずからの本業の傍ら、地域社会の一員として教育にかかわってまいります。そんな中で、教育行政の専門機関として教育委員会には率先して社会動向の変化や先進的な知見を入手し、整理して発信する役割が期待されるのです。その方向性のもとで最適と思われる手段を採用し、知識、技術、経験を生かして、専門職である教師が子どもたちに最良の学びの場を提供する。地域住民は、学校運営協議会や学校支援地域本部事業といった枠組みを通して、みずからのできることに、得意分野で協力をする。関係者の誰もが苦手なことに悪戦苦闘するのではなく、得意分野を持ち寄って、地域社会が一体となって子どもの学びの場をつくり上げる。関係者がお互いにその価値を認め、敬意を払い、尊重する。これがコミュニティ・スクールの姿だと考えています。手段について一定の方向性が示されることによって、この動きがよりスムーズに進むのではないのでしょうか。

そこで、教育長のお考えをまず4点お伺いいたします。教育に関するさまざまな関係者の中で、教育委員会が率先して果たすべき役割とはどのようなものだとお考えでしょうか。

次に、当別町教育目標や一貫教育で目指す人間像などの達成に向けては多様な選択肢が考えられますが、手段について一定の方向性を示すという意味において、具体的なビジョンを示すことの必要性があるとお考えでしょうか。

3点目、学校運営協議会の主体的な活動を支援するために、一定の範囲で裁量的な資金、予算を確保することは可能でしょうか。

4点目、学校運営協議会の活動をより活性化させるために、委員の研修の一環として西当別地区、当別地区の合同会議などを実施する予定はありますでしょうか。

次に、幼児教育に関連して2点お伺いいたします。町政執行方針において幼児教育の重要性、連続性の確保の重要性が示されました。今日本だけでなく、世界各地で幼児教育の重要性が指摘されています。当別町においては、当別地区の幼児教育は私立の認定こども園が担っています。西当別地区についても、再来年度をめどに私立の認定こども園化を進める意向が表明されました。幼児期の学びの重要性を踏まえれば、幼児教育においてもさまざまな関係者がお互いの得意分野を持ち寄り、子どもたちに最適な学びの場を提供する取り組みが必須です。この点、代表質問に対するご答弁で公私連携型を検討する旨が表明されました。

そこで、まず1点お伺いをいたします。西当別地区の私立認定こども園化に当たって、幼児教育の重要性や連続性確保の重要性を踏まえて、どのような取り組みが必要だとお考

えでしょうか。

最後に1点、こども園についてお伺いします。来年度30年度はゼロ歳児の入園希望が大変多いと聞いております。一時期待機児童が出るかもしれないというようなお話もございました。既に教育委員会と私立こども園を運営する高陽福祉会が協議を重ねていると承知していますが、現時点での待機児童の見込みがわかれば、お教えてください。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（後藤正洋君） ただいまの佐藤君の質問に対する教育長の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（本庄幸賢君） 佐藤議員の一般質問にお答えいたします。

いろいろとご指摘やご質問やいただきました。ありがとうございます。教育委員会が何を狙っているかわからないというようなこともありましたので、お答えしたいと思います。私たちは15歳の学力格差の是正ですとか、あるいは9年間学びますけれども、義務教育段階で学ぶ学習内容の確実な定着、つまり義務教育の質の向上というものを目標、目的にして、それを達成する手段として一貫教育を導入したということであります。さらに、一貫教育で育てたい人間像を示し、つけさせたい力も示し、つけさせたい力とつながる子ども像も示すということで、方向性については示しているかなと私たちはずっと思っていました。このような指摘は受けたことがありませんでしたので、教育委員会でもしっかり持ち帰って協議したいというふうに思っております。

また、学校につきましては、教育委員会の方針を受けて、それぞれの学校の児童生徒の実態や、あるいは地域、保護者の願いなどを加味しながら、具体的なビジョンを作成し、それを実行するという、そういう図式になっておりますということを申し添えて、質問にお答えしたいというふうに思います。

コミュニティ・スクールについてのご質問がございました。初めに、教育委員会の果たすべき役割は何かとのご質問でございました。当別町の学校運営協議会は、立ち上がってまだ間もないということがございますので、まずその活動を継続的、主体的にしていくことが重要だと考えております。そのために、学校運営協議会の委員や、あるいは協力ボランティア、そういった方たちの選任ですとか発掘が非常に大事だと考えておりますし、予算面で条件整備など、そういったものについて支援を行うことも必要と考えております。また、佐藤議員からお話もありましたが、教育課題等の情報提供、これも学校運営協議会が学校に対する支援を行う際大変重要ですので、そういう情報提供も欠かせないと考えております。

それから、現在の両地区の学校運営協議会の状況ですが、人員もそろいまして、主体的に考えて取り組んでいただけるような体制ができましたので、教育委員会としては議論の行方を見守るということも重要な役割ではないかなと今考えています。

次に、具体的なビジョンを示す必要があるかということでございますが、教育委員会といたしましては、先ほども申し述べましたが、町全体として目指す大きな方向性を教育目

標、あるいは目指す人間像という形で示しております。学校は、その方針を実現するために児童生徒の実態等を総合的に勘案して具体的なビジョンを作成し、実行という流れになっております。学校運営協議会は、学校が示したビジョンを承認し、具体的な支援策を主体的に考えて実施していくということになっております。

次に、裁量的予算を確保することが可能かとのご質問でございますが、必要となる予算については当然要求をしていくこととなりますので、これは当然のことかなというふうに思っております。

それから、当別、西当別地区で合同会議を実施する予定はないかということでございますが、当然同じ町内でございますので、意見交換や情報の共有を図るために合同会議については実施していくということでございます。

次に、ふとみ保育所の私立認定こども園化に伴う必要な取り組みについてのご質問がございました。会派新風、山田議員の代表質問でも申し上げましたが、幼児教育では子どもの成長に応じたさまざまな体験活動をバランスよく取り入れて、子ども一人一人のよさを伸ばす取り組み、それから幼児期の遊びを通しての学びから、小学校の教科中心の学習へとスムーズに接続をする取り組みが必要だというふうに考えております。

次に、夢の国幼稚園のゼロ歳児の入園に係る待機児童についての質問でございますが、夢の国幼稚園の平成30年度、ゼロ歳児の保育所利用申し込みは例年より大きく、7名でございました。このことによって、議員もおっしゃっていましたが、待機児童が出るのが懸念されました。夢の国幼稚園と調整をした結果、保育士の確保など受け入れ態勢が整いましたので、待機児童は、現時点ではありますが、生じません。

以上、佐藤議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（後藤正洋君） 佐藤君。

○1番（佐藤立君） ご答弁ありがとうございます。

冒頭にお話をいただきました今まで町としての教育目標ですとか、15歳の子ども像ですとか、そういったところ。これまで教育委員会ですとか学校の先生方含めてじっくりとつくり上げてこられたということは私も承知をいたしております。ただ、残念ながらそれが、その真意といいますか、その背景にあるところというのがまだまだ十分伝わり切っていないところがありまして、それがコミュニティ・スクールの動きの中でも一部にあらわれているのではないかとということでご質問させていただきました。ですので、冒頭のところについては今後持ち帰って協議もというふうにおっしゃっていただきましたので、かなりいい取り組みをしているというふうに私も感じておりますので、そこのところしっかりと先生方ですとか保護者の方、そして地域の方に意図が伝わるような取り組みを引き続き検討していただければというふうに思っております。

それでは、再質問、まず1点目、教育委員会の果たすべき役割という中でコミュニティ・スクール、これ今まさに立ち上がったところですので、そこを側面から支援をしていくと。特にコミュニティ・スクールの主体的な動きが損なわれることがあってはならないと

いうところ、ここ非常に大切なところだと思います。その中で、もしこれ私の言葉の聞き違いで、そういうふうには言っていないということであれば結構なのですけれども、委員の方のところでは選任ですとか発掘も含めてというような形でお話をされたかなというふうにお聞きをいたしました。今コミュニティ・スクール、既に今までの各学校の評議員ですとか、地域の育成会の方々ですとか、地域の活動で積極的にされてきた方々が入っての活動がされております。ただ、ちょうど先月でしたか、教育委員会のほうの主催でありました小中一貫の講演会の中、はやきた子ども園の井内先生いらっしゃった講演会の中でも、コミュニティ・スクールに今活動しているさまざまな方が入って行って、どんどん、どんどん活性化をしていくことができるというようなご提言もあったかというふうにご期待をしております。その意味では、ただいま当別町の中ですと、よく若者の活動の中で出てくるのは、私もメンバーなのですけれども、例えば青年会議所だったりとか、商工会や農協の青年部であったりとか、そういったところというのは子どもたちですとか青少年の育成事業とか、そういったところにもかなり積極的にかかわってきております。ぜひ今後そういったところ、これが委員になるのかどうかというのはまた別の問題かもしれないのですけれども、ぜひコミュニティ・スクールのそういったところの連携というのも教育委員会のほうからも模索をしていただければなというふうにご考えておりますけれども、その点について教育長からご意見、お考えがあればお聞かせください。

○議長（後藤正洋君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） ご質問ありがとうございます。

おっしゃるとおり、学校運営協議会の委員というのはさまざまな方が入って初めて本当の意味での活動ができるというふうには私は思っております。青年会議所の皆さんですとか、あるいは私ライオンズに所属しておりますが、非常に教育に対して熱い思いを持っておられる方が大勢いらっしゃいます。現に教育現場に入らせていただいて活動もしていただいておりますので、委員となると数に限りがあるということがありますが、ぜひ私は委員になってほしいと思っておりますし、協力ボランティアという形もありますし、いろんな形がありますので、教育に対して熱い思いをお持ちで、子どもたちを何とかしたいという気持ちを持っておられる方についてはぜひ力をかりたいなというふうには思っているところです。

以上です。

○議長（後藤正洋君） 佐藤君。

○1番（佐藤立君） ありがとうございます。

私も実際にそういった活動をしている中で、学校とのつながりというのはなかなか今まで入っていきづらいというか、ちょっとこちらが構えてしまっていたところもあるのかもしれないのですけれども、そういった要素もあったかと思っております。そのあたりこのコミュニティ・スクールが非常によい結節点になるかと思っておりますので、連携ですとか、また今後時期を見て委員についてもいろいろと検討することになるかと思っておりますので、そこについ

ではぜひよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、この点は終わりました、次の点ですけれども、(2)番の具体的なビジョンを示すことの必要性があるのではないかというところについてになります。この点教育長のほうから、町として教育目標ですとか、15歳の子ども像、そういったところで大きい目標を立てて、それに対して学校がさらに具体的な、これは毎年のことという学校の経営計画とかになるかと思うのですけれども、ビジョンを立てていながら、その中でコミュニティ・スクール、運営協議会の方々がどのような支援ができるかと、そういったところを検討していくという形になってきているかと思えます。恐らくこれ冒頭のお話のなかなか伝わりづらかったのではないかというところにも通じてくるかもしれないのですけれども、教育目標的なものとかというのは、冒頭申し上げましたとおり、どうしても抽象的にならざるを得ないところですか、余りに一つのところに絞りづらいところですか、そういったところがあるかと思えます。私も教育目標、15歳の子ども像、あと学校の計画というのも拝見いたしましたけれども、ではそれで具体的な絵が浮かんでくるのか、例えば地域の方がそのために何か協力をしようと思ったときに、例えばですけれども、徹底的に読書なのですよということであれば、本を読むとか、読み聞かせをするとか、私は本棚をつくることできるかもしれないとか、家にある蔵書を学校に提供しようとか、そういった具体的な動きが起きやすくなってくる。あとは、挨拶というのが非常に重要なところなのだという明確なメッセージが出てくれば、当然地域の中での声かけもあるかもしれないし、子どもが挨拶をする前に、見かけたらみんなで挨拶をしましょうというふうに町内会の中でお話をするとか、そういうことができるかもしれない。そういった意味で、どういう手段をとるかというときに明確な非常に具体的なイメージというのが出てくると、どうしようかなと思っていた人ももっともっと手伝いやすくなって、そこから新たな動きが出てくると、そういったところがありますので、私手段の方向性を示すという意味での具体的なビジョン、これはなかなか教育の日々子どもたちと向き合っている先生方からすると、そこまで決めつけることができないというようなところもあるのではないかなと思うので、逆に教育委員会のほうの一步引いたところからの明確なメッセージというのが非常に大きな要素になるのではないかなというふうに考えてこの質問をさせていただきました。

今ちょっと補足のような形でご説明をした上でなのですけれども、改めて手段の方向性という意味での具体的なものというのを何らか示すお考えというのはありますでしょうか。

○議長（後藤正洋君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） 繰り返しのお答えになるかもしれませんが、教育委員会としては大きな方向性を示すという考えです。具体的なことを、例えば今佐藤議員がおっしゃったように読書やれだとかなんとかということや学校にぼんと具体的におろすというようなことは、そういった手段を使って学校が考えればいいなと僕は思っているのです。だから、教育委員会としては大きな方向性を示し、学校は対児童、対保護者、対地域、そういういろんな人たちと実際対しているわけですので、そういった人たちの状況等を見な

がら、あるいは願いも加味しながら、学校の中で6年間でこういう子に育てましょう。これは、教育委員会が目指す15歳の生徒像につながっていくのですよと、そういう流れで、学校の校長先生のリーダーシップですとか、先生方の考え方ですとか、そういったものを主体的に取り込んで学校で実際にやっていくというやり方のほうが私はいいなというふうに思っています。ただ、教育委員会の方針に外れないということが大前提ですので、私は学校に全て丸投げをするということを言っているわけではなくて、当然教育経営計画とか、教育目標、そういったものに含まれるようなことについては指摘とか指導とかしていくわけですので、トータルで言えば学校としては教育委員会の意を酌みながらやっていくということになりますので、佐藤議員のおっしゃるような、私は具体的に教育委員会でこれやれと言うつもりは、そういう場合もありますけれども、大きな目標についてはそういうような形で進めていくのがいいのではないかなと、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（後藤正洋君） 佐藤君。

○1番（佐藤立君） ありがとうございます。

今の点、もう一回だけお聞きをしたいと思えます。教育長のおっしゃっているお話というのは、私も非常によくわかる場所がございます。私がここに、多分前の教育目標のときにもほぼ同じような質問はしていたかと思うのですけれども、こだわっておりますのは2つございまして、まず1つ、今回コミュニティ・スクールという地域の方が学校、教育の場に参画する形というのがかなり制度的にというか、しっかりとした形で出てまいりました。そうしますと、恐らく教育委員会の皆様が接するというのも学校の先生とまた違って、地域の方々、これちょっと言葉に語弊があるといけないかもしれないのですけれども、決して教育の専門ではない方、日々教育のことだけを考えている形ではない方々のお力もしっかり使っていく。もちろん今までもやってきたと思うのですけれども、その要素がさらに強くなっていきますので、そのあたりというのはよりわかりやすい発信というのが必要になってくるのではないかなというところが1点。

そして、もう一点は、これは教育委員会の話を超えてしまうかもしれないのですけれども、これから当別町がどういう方向を目指していくかといったときに、子どもの学び、教育というのは町をつくっていく上でも非常に大きな要素になってくると思えます。そのときに、この町はどのような子どもを育てるのだよというのが教育委員会とか学校の先生方だけではなくて、例えば企画部であったり、財政であったり、農林課であったり、役場の中の全ての方々が同じようなイメージを持てる。そういうところまで整理ができてくると、町全体として当別町というのはああいう子どもたちを育てる場所なのだから、ぜひ行ってみたいねというのをつくっていくこともできるのではないかなと、そんなことも考えてこの点を前より重視をしておりました。

後半のところについては、なかなか教育委員会のみのお話ということにはならないかと思えますので、そこについては結構ですので、前段のところ、今までよりもさらに地域の方

々のかかわりというのが制度的にも保障されてきている中ですので、そこについては今にも増して丁寧なコミュニケーションというのが必要になってくるかと思っておりますので、その点について改めて教育長のお考えをお教えいただければと思います。

○議長（後藤正洋君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） 必ずしも教育の専門家でない方たちが入るとするのは、それは当然のことだと思っております。ただ、専門家でないといっても、子どもたちを何とか育てたいという、そういう気持ちを熱く持っておられる方たちですので、そういった意味では専門家という言葉は妥当でないかもしれませんが、ある意味専門家と言えるのではないかなと私は思っています。ただ、今非常に教育の流れも速いですよね。だから、そういった面での情報ですとか、あるいは課題ですとか、そういったものは具体的にこういうことです、こういうことですというふうなことは示さなければいけないと逆に思っています。それは、教育委員会が出張って行ってやる場合もありますし、委員会の中に教頭先生とか校長先生も入って、あるいは一般の先生も入っていますので、そういった方たちを通して同じ目線で話をしたほうがいいかなと思うのです。僕らはどうしても何かこういうふうに見られてしまうので、それよりは委員としての同じ目線で平場で議論というか、情報共有したほうがいいと思うので、その辺状況に応じて、私たちが出張っていく場合と出ない場合と、うまく場の雰囲気を読んで、あるいは情報の質を読んで丁寧にやっていきたいと、そういうふうにあります。

以上です。

○議長（後藤正洋君） 佐藤君。

○1番（佐藤立君） ありがとうございます。まさに得意分野を生かしてということだと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは次、3点目、裁量的な資金、予算の確保をすることが可能でしょうかというところで、もちろん当然のこととして今後も予算要望もしていきたいというお答えでしたけれども、万が一ボタンのかけ違いがあるといけませんので、念のためまず一回確認をさせていただきたいのが、これ私が意図していますのは、学校運営協議会のほうでさまざまな事業をこれからも考えられていくかと思うのですけれども、そういうときに学校運営協議会の委員の方々のある程度裁量に任せられた形で使えるような予算というのを確保することが可能でしょうかという意図でご質問しましたので、その点だけもう一回確認させていただきます。

○議長（後藤正洋君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） 例えば委員会に100万やるから、これを自由に使ってくれといったような、そういうイメージかなと思うのですけれども、将来的にそういったことも協議会の質が高まってくればあるのかもしれませんが、今の段階、今の仕組みでは、ある程度の計画があって、こういうことやりたいのだけれども、こういう予算をつけたらどうでしょうかみたいな、そういうようなプロセスでの予算の組み方というのを考えてい

ると、そういう意味で私申し上げました。

以上です。

○議長（後藤正洋君） 佐藤君。

○1番（佐藤立君） ありがとうございます。

最終的には私も、先ほど100万というか、金額がどうかという話ではこれはないかと思うのですけれども、お互いに尊重し合って、お互いに尊敬し合った関係の中では、しっかりこの部分は任せるぞというような関係というのが今後築けていければいいのではないかなと思っております。もちろん今まさに立ち上がりの段階で、当別地区のほうでは今後カレンダー、全校のスケジュールを入れたカレンダーを全戸配布するというような計画があるとも聞いておりますけれども、今後いろいろな動きが出てくるので、そこは状況を見ながらということだと思います。

1点だけもう一回確認をしたいのは、恐らくそういったところ、例えば予算の要望だったりとか、そういったところの動きというのも行政に余りかかわっていない方というのはなかなか流れがイメージつきづらいところもあるかと思っておりますので、その辺のところは、こういうことをやりたいのだけれども、それできるのかいというのがあったら、これは教育委員会になるのか、事務局がやることになるのかわからないですけれども、そのお金の使い方、こうやったらできるのだよというところをぜひ丁寧に協議会のほうにご説明をしていただきたいと思っておりますので、その点だけ確認ということでお願いいたします。

○議長（後藤正洋君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） 行政のそういった仕組みについても理解をしていただくことが大事だと思いますので、丁寧にその辺も説明していきたいと思います。

以上です。

○議長（後藤正洋君） 佐藤君。

○1番（佐藤立君） それでは、2点目、幼児教育のほうについての質問に移らせていただきます。幼児期のさまざまな体験ですとか、幼児教育から小学校教育への連続性のところ、ここのところが非常に重要だというようなお話がございました。恐らくその一連の動きと、代表質問の中で公私連携というようなお話もされていたので、そこというのは連携をしていくのではないかなというふうに思うのですけれども、さまざまな体験ですとか連続性の確保ですとか、そういったところで公私連携というのはどういう効果を発揮するというふうにお考えでしょうか。公私連携というのは大体こういうような形をイメージしているので、こういう効果があるのが想定されていますというところをご説明いただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） 公私連携幼保連携型認定こども園の具体的な形ということでございましょうか、メリットですか。公私連携というふうにあるように、私立ですとなかなか、地元でありながら教育委員会の施策についての理解といたしますか、取り組みというか

をお願いするというのはなかなか敷居が高い場面も実はありますが、公私連携という形をとれば、その辺は教育課程の中に教育委員会として目指すものを取り入れていただいたり、そういったことが割と同じ目線でできることになりますので、それが一番のメリットだと思います。また、教育課程とか保育内容について実施する際に、協定を取り交わすという形になります。協定というのは余りないのですけれども、公私連携幼保連携やるに当たってはそれをしなければいけないという定めになっているということです。しっかりとお互いの意図するところをそこに盛り込んで、協定という形にあらわして進めていくということでございます。

以上です。

○議長（後藤正洋君） 佐藤君。

○1番（佐藤立君） ありがとうございます。

そうしますと、今まで例えば教育目標であったりとか、15歳の子ども像であったりとか、教育委員会のほうでいろいろ整理をしていただいたところというのを、その思想というか、考え方をしっかりと幼児教育の段階にまで入れていけるということです。これは本当にすばらしい前向きな取り組みなのだと思います。今回は西当別地区の認定こども園化という中でこのお話出てきておりますけれども、恐らくそういった枠組みというのは、これは町内どこに住んでいたとしてもそういうしっかりとした連携がとれた中での幼児教育を受けるというのは、これは全ての町民が受けるべきところかと思っております。公私連携という言葉になるのかどうか分からないのですけれども、この動きというのは今後町内全体で進めていくということもお考えでしょうか。

○議長（後藤正洋君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） ただいまの質問にお答えいたします。

当別地区の認定こども園もありますので、当別地区につきましてはふとみ保育所の今回の公私連携幼保連携型にするということの評価をしっかりと、検証して、その上で検討していきたいというふうに考えています。初めての試みでありますので、いろいろと見ていかなければならないことがたくさん出てくると思うので、その辺丁寧に検証し、評価しということになると思います。

以上です。

○1番（佐藤立君） ありがとうございます。日本の中でもかなり最先端な部分の取り組みかと思っておりますので、そこはぜひよろしくお願いいたします。

最後の点になります。待機児童のところ、年度の当初は待機児童ない見込みだということは大変安心をいたしました。当別町は札幌のすぐ隣の町で、周りのまちとどれだけ違った教育環境をつくっていけるかという中では、当別町は待機は絶対出ないのだよというようなメッセージというのを、これがしっかり発信されていくことが重要なことかと思っております。もちろん例えば今の当別地区であれば私立のこども園になっておりますので、町として絶対にそうなのだというのはなかなか言いづらいところではあるかもしれないの

ですけれども、ぜひ教育長のお考えといたしますか、決意として、当別町では今後も待機児童はなるべく出さないのだと、できれば絶対と言っていたきたいのですけれども、出さないのだというところを可能であれば表明していただければと思います。

○議長（後藤正洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時43分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

教育長。

○教育長（本庄幸賢君） 佐藤議員の再質問になりましょうか、お答えいたします。

教育行政執行方針でも述べましたが、子育てをするならば当別というふうに言われるように、評価されるように今後につきましても待機児童が生じないように最大限の努力といたしますか、努めていきたいなというふうに思っております。出さないという決意は持っております。

以上です。

○議長（後藤正洋君） 佐藤君。

○1番（佐藤立君） ありがとうございます。

待機児童のところについては、私も世代が近いせいか時々ご相談いただくことあるのですけれども、お子さん産んで、まだばたばたしている保護者の方というのはなかなかいろんなことに不安になってしまって、そういう中でもしかして待機かもということになると、どうしよう、本当にどこに相談したらいいのだろうみたいなことにもなってしまいますので、そのあたり今の教育長の強い決意というのはぜひさらにいろいろなところにも発信もしていただければ大変ありがたいと思います。

この点は特にご答弁は結構ですので、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（後藤正洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時48分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

次に、通告5番、五十嵐君の質問であります。質問は、一括質問、一括答弁方式で行います。

五十嵐君。

○2番(五十嵐信子君) ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従いまして、一般質問させていただきます。

初めに、防災対策、備蓄についてお伺いいたします。未曾有の東日本大震災から7年が経過いたしました。地震列島とも言われる日本、今も南海トラフや北海道沖の大地震が懸念され、さらに台風や洪水、大雪などの災害も絶えません。以前にも防災についての質問をさせていただきましたが、災害はいつ起こるか予測はつきません。備えあれば憂いなしとのことわざどおり、平時のときにどう万全に準備をしていくか、命をどう守っていくのか、震災での教訓を決して風化させることなく、防災力の強化は不断の努力を傾けるべき最重要の課題であると考えます。また、防災を全町民が自分のことと捉え、災害リスクを正しく理解し、みずからの身は自分で守るという自助、住民、地域コミュニティー、企業、行政機関が一体となってお互いに助け合う共助の力を皆で協力し合い、一層深め、具体的な行動を起こすことが重要と思います。先日、当別町ボランティア連絡協議会の主催により、北翔大学の千里教授をお招きし、避難所で活躍する段ボールでベッドやパーティションをつくり、地域連携と防災教育を学ばれたとお聞きしました。ここには70名以上の町民の皆さんが集われ、担当の職員さんの笑顔から、とても有意義な集いだったことがうかがわれました。身近でできるところから災害の備えをすること、声をかけ合うことは簡単なようで、常に意識をしていかなければなかなかできないことですので、特に大切なことだと感じております。

1つ目の質問ですが、一般家庭において防災備蓄のローリングストック法についての町の見解をお伺いいたします。地震等の大規模な災害が発生した場合、被害が拡大してしまったり、避難所の不足や避難所までの道路も寸断され、自宅や周辺での避難生活を余儀なくされる可能性もあります。実際熊本地震では、水道もガスもとまり、物流も寸断される中、食べるものを確保することも難しかったことは記憶に新しいです。

家庭備蓄のポイントは、1つに災害発生当日に調理不要で食べられる1日分の備え、2つ目に食料支援が届くまでの3日分の備え、3つ目に食料の供給が滞る場合の1週間分ほどの備えだそうです。こうした緊急時に備えて、めったに食べることのない非常食ではなく、日ごろすぐを買うことのできる缶詰やレトルト食品を食べる、買い足す、食べる、買い足すというローリングストック法で備蓄した非常食の活用術が数年前より注目されており、各地で講演会なども行われており、防災に対しての意識が変わったと好評のようです。

そこで、2つ目の質問ですが、当別町においても防災、減災の意識を高めるために、このような学びの場を設け、意識啓発をさらに進めてはいかかがかお伺いいたします。

3月1日より東京都において、女性の視点で防災のノウハウをまとめた「東京くらし防災」という防災ブックが誰でも、どこでも受け取れるよう配慮され、新たに配布されています。防災で一番大切なこと、それは命を守ることだと初めに書かれています。具体的な方法がわからないという理由で災害の対策をしていない人もいるのではないかとそのよ

うな人に防災を始めてほしくて、この防災ブックが生まれたそうです。その心が伝わってくるような、手にとってみたくなるようなかわいらしいデザインで、中身も女性の視点を生かしたきめ細やかな目線で作成されています。

3つ目の質問ですが、当別町でも日ごろから災害の備えに取り組めるよう、見やすく、地域の交流の中でも話題となり、活用されるような当別版の防災ブックを新たに作成してはどうかお伺いいたします。

次に、コミュニティバスの利用についてお伺いいたします。町内住民の高齢化進行の中、運転免許証の返納を決意されたり、JRを利用したくても石狩太美駅にはエレベーターもなく、階段の上りおりに不自由を感じられるとお声は年々多くなっております。交通弱者の外出を支援するため、また利便性を考える上でも今ではふれあいバスの存在はなくてはならない生活の足となっております。病院にかかるときでは、現在あいの里医療大学病院への受診の際は、施設前でおりるとき診察券を提示し、受診後は無料チケットを病院で発行してもらい、施設前停留所からの乗車に限り無料で利用できることになっております。しかしながら、太美方面では用事を足すにも不便なこともあり、受診後、できることならそれらを済ませ、1駅先のJRあいの里教育大前から無料で乗車できるととてもありがたいとお声もあります。先月の22日に北海道医療大学の浅香学長をお招きし、「胃がんでいのちを落とさないために」と題してピロリ菌の除菌に関する講演会を開催していただきました。いち早く町民の皆さんにこうした知る機会を設けてくださった担当課の皆さんに感謝申し上げます。講演の中で、町民が4月からの医療体制に不安を持っていることについても少しお話がありました。4月からあいの里医療大学病院のほうへ専門資格をお持ちになるドクターが数名赴任されると聞いた帰り道では、町民の方から期待の声も聞かれました。今後受診される方もふえていくのではないかと思います。このような町民の切実な声に寄り添い、関係機関との協議をされ、さらに利用しやすいふれあいバスとなるよう、早急に検討されるお考えはあるかお伺いいたします。

以上、よろしくお伺いいたします。

○議長（後藤正洋君） ただいまの五十嵐君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） 五十嵐議員の一般質問にお答えいたします。

まず、初めに、防災対策、備蓄についてのご質問ですが、議員のご質問の中にも引用されておりましたが、一般的に各家庭において家庭ごとに非常時に備え、1週間程度の食料を備蓄しているのが理想であるというふうに言われております。ローリングストックというお話がありました。これは議員からも中身についてご説明がありましたけれども、きょうは傍聴の方もおられますので、各家庭でふだんから食材あるいは加工品などを多目に買って置いて、家庭内の食料等を一定量保ちながら、使ったら使った分だけ買い足していくと、こういった方法をローリングストック法と言っておるようではありますが、各家庭において日常の防災対策としてこれは非常に効果があるものであると私も考えております。

このローリングストック法の意識啓発の推進をしていかなければいけないと私も思っております。今までも実は町としては出前講座などを機会を利用して、各家庭における食料備蓄の重要性とその方法等についての啓発はしてきてはおります。今後は、こういった出前講座内容の充実をさらに図っていくこと、それからあるいは例えば防災訓練、こういったときとか、またいろんな町民に広く集まっていただく場面、それから町の広報、ホームページ、こういったものも活用して、さらなる周知、啓発を図っていきたいというふうに思います。

それから、次の当別版防災ブックの作成に関するご質問ですけれども、これは五十嵐議員ご承知だと思いますけれども、28年4月に当別町防災マップを作成し、全戸に配布をしております。この防災マップには、非常時の持ち出し品のチェックリストだとか、あるいは災害から身を守るための心得だとか、地震、洪水ハザードマップなどが記載されていて、これ今各家庭でご利用いただいているというふうには思います。ただ、こういった防災情報の冊子が五十嵐議員おっしゃるように見やすく、活用されやすいということは、何よりも重要であります。ですから、議員からのこのたびの提案を参考にさせていただいて、次期防災マップの作成にはおっしゃっていた女性の視点、これもしっかりと取り入れて、より見やすく、そして活用されやすい、そういった防災の冊子にしていきたいというふうに思います。

先ほどご紹介いただきました東京都で作成された防災ブック、これ私も拝見をいたしました。イラストがいっぱい出ていて、非常になじみやすい。とても感心しました。これ東京都のホームページを開くと簡単に入手できますので、議員の皆さんも、そして傍聴席の皆様方もぜひご参考にしていただけたらいいと思います。

それから、今度コミュニティバスの利用についてのご質問ですけれども、ふれあいバスは地域の方々のためのバスですし、利用者ニーズを捉えた運行、それから使いやすいということはこれ絶対的な条件で、非常に重要なことだというふうに私も考えております。ご質問の件は、ふれあいバスの運行経費の負担事業者であって、しかも無料チケットの発行元でありますのが北海道医療大学でありますので、大学の意向も踏まえ、そしてまたふれあいバスは運行主体としては当別町の地域公共交通活性化協議会というのがありまして、ここが運行主体でありますので、この両方に五十嵐議員のご提案については検討を促してまいりたい、こういうふうに思っております。

以上、五十嵐議員の一般質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（後藤正洋君） 五十嵐君。

○2番（五十嵐信子君） 答弁ありがとうございます。

3つ目の質問のちょっと確認という意味で再質問なのですが、先ほど当別町の防災マップが2年前につくられているということは承知してはおりますけれども、状況とか情報というものは日々刻々と変化しているものだと感じています。特に防災に関しての新情報というか、そういうものは本当に町民のためになるものでありましたら、ぜひ早急に検討

されて当別の皆さんに発信していただきたいと思って、そして意識向上です。私たちというか、主婦の方たちは集まるといろいろなものを話題にして、集まってお茶をしたりとか、食事をしたりとか、学校でもそういう話題いろいろな部分で出るわけです。ですので、町長も次回に取り入れてくださるということで前向きな答弁をいただきましたけれども、次回ということでは、2年前につくったばかりですので、何とも難しいのかもしれませんが、意識向上という部分では、一人一人の命を守るという点ではとても重要だと感じているのですけれども、この点に関してもう一度町長のご意見を聞かせていただければと思います。

○議長（後藤正洋君） 町長。

○町長（宮司正毅君） 五十嵐議員おっしゃいますように、このところの世界の気候変動といいますか、あるいは日本の噴火を見ている、本当にいつ何時災害が来ないと限らないぐらい、非常に今までとは環境が大きく変わってきています。そういう点で、2年前つくったのだから、次つくるまではつからないということは申し上げるつもりはございません。おっしゃるように、備えあれば憂いなし、それから自分の身は自分で守る、あるいは互助の精神という、こういうものをしっかり皆さんの意識啓発、それから実際の防災訓練等は今まで以上にやっていかなければいけないというふうに思っておりますので、今の防災冊子もそういったことを踏まえて、できるだけ早くできるように進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（後藤正洋君） 以上で五十嵐君の質問を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時10分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

次に、通告6番、古谷君の質問です。質問は、一問一答方式で行います。

古谷君。

○8番（古谷陽一君） 議長の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問を行います。

最初に、当別町農業の発展について質問をいたします。当別町の農業は、積雪寒冷な気象など厳しい生産条件と苛酷な状況の中で、先人の並々ならぬ揺るぎない不屈の精神で未開の原野、大地を切り開き、本町の社会経済を支える基幹産業として発展をしております。そして、現在北海道を代表する農業地帯として食料の安定供給に重要な役割を担っております。さて、先人から引き継いだすばらしい用水供給施設と農地の維持、更新を基本とし

て、今後省力化とともに水田の大区画化と汎用化を推し進め、多様な農産物の生産可能な高機能化した農地整備を普及させていくことが必要と考えます。また、財務省は、財政事情の制約のもとで農業生産に対する助成の現況について、より効果的な農林水産予算のあり方を財政制度審議会において検討しています。現在当別町においては転作率が75%と非常に高く、水田活用交付金の経営所得安定対策は大変重要なウエートを占める政策であり、この国の事業から外れることがないように米の生産調整に対する助成の前提条件となっている水田機能を維持していくために、水田としての整理をどのような方針で取り進める予定なのか、町長の考えを伺います。

次に、新たな土地改良長期計画の中で、豊かで競争力のある農業として高収益作物の生産を図るほか、担い手の体質強化として低コストの営農を展開し、所得の向上につながる農地整備を推進しています。今後の農政の方向性はもうかる農業が主体であり、その一つとしてICT、情報通信技術です。これを活用したスマート農業、これはセンサー、光ファイバー等を活用した農業です。スマート農業は、その具体的手法となるものと思います。それを実現するための土地改良事業は、非常に重要となっております。本町の農業は、泥炭地を抱えており、その中で現状では水稻から麦、大豆等土地利用型作物にシフト、固定化しており、そのことによる地下水位の低下が沈下を加速させているのが現況であります。そのことにより、農業用施設や農地への影響がクローズアップされております。これは、大きく取り上げられているということでございます。このままではますます地盤沈下が進み、地盤の沈下した低地帯の中で常時排水を行い、営農することになりかねません。そういった現状を踏まえ、水稻とそれ以外の作物を組み合わせた田畑輪換や地下かんがい、さらには将来の後継者がスマート農業にチャレンジできる環境整備を推し進めることが必須となります。このことから、水田の汎用化を図る必要があると考えています。今後の農政を見据え、水稻など用水を活用した営農を基本とする農業政策に転換できるよう促すとともに、田畑輪換を推し進め、若い後継者が先進的なスマート農業ができるような基盤づくりを推進し、当別町農業を築いた礎になっている先達のご苦勞を理解し、農村地域の振興を担う次世代農家の自助努力を後押しすることが必要と考えるが、町長の考えを伺います。

次に、昨年9月、当別町の道の駅がオープンし、当別町の新鮮な農産物の直売が大変な好評を呼んでいました。11月5日で直売所が終了となりましたが、まだまだ続けてほしい。そして、できれば年間通して販売してほしいとの声も聞いております。これを受けてか、町長から今後年間を通して農産物の販売を進めたいとの話も聞いております。農産物の直売は、道の駅の売り上げとともに、人を呼び込む対策の一つの大きな影響があると思います。今後年間通して農産物を販売するためには、冬期間の農作物の育成、推進が必要と考えるが、どのように考えているのかお聞きをいたします。また、現状においては、冬期間の農作物の育成には支援対策がなければその実現は難しいのではないかと考えられるわけでございます。今後どのような体制で年間通しての道の駅での農産物の販売を進めていくのか、町長の考えをお伺いいたします。

次に、通信インフラ環境の整備について質問いたします。平成28年度に制定された新しい土地改良長期計画においては、政策課題の1丁目1番地に担い手の体質強化がうたわれ、生産コストの大幅な削減を目標としている。当別町農業の課題でもある農業従事者の高齢化や農家戸数の減少に伴い、大規模な担い手が急増する現状において、現在国は戦略的イノベーション創造プログラム、これ技術革新というようなこともやっております。で推進するスマート農業、そのスマート農業によってそれらの課題を解決しようとしているところでございます。マルチロボットトラクター、スマート田植え機、そして自動給排水システムなど、ICTを活用し、さまざまなデータをクラウドで一元管理し、さらなる省力化や高生産農業を展開しようとしている。今後の土地改良事業でもスマート農業の実施が始まり、ICTを活用した基盤整備や維持管理が実施となっている中で、光ファイバー等の通信インフラ整備が整っていることは、これは当然のことです。当別町農業の持続的な発展のため、光ファイバーの全町導入により基幹産業を守り、発展させるべきと考えますが、町長の決意を伺います。

次に、商工業の活性化対策について質問いたします。現在の人口減少時代の中で、当別町においても人口減少問題が特に大きな課題となっております。町を支える人が少なくなることにより、町民個々の負担増大と行政サービスの低下をもたらします。さて、当別町の商店街については、老朽化や後継者の問題等により、今まで店舗の建っていたところやアパートの建っていたところも解体されたままである。再築されない状況で、空き地や空き家が目立っている状況である。近年特に飲食店が閉鎖や営業時間の短縮を行っていて、飲食できる店も減っております。このような課題を改善するためにも、魅力あるまちづくり等対策が必要であります。実際に町職員の方々や関係機関の方々が町内の商店街や料飲店等の状況を視察し、実際に利用して料飲店等の方々の生の声を聞き、対策を考える必要があると思うが、町長の見解を伺います。

また、料飲店を初めとする商店街の振興対策は、人口問題を初めとして当別町の発展を左右する非常に大きな問題であると考えています。料飲店を初めとする商店街の振興対策をどのように考えているのか、町長の考えを伺いたいと思います。

次に、商工業の活性化に向けて、町内でのさまざまな分野で若者から高齢者まで知恵を出し合い、町民の生活の向上を求め、ICTの活用を図り、また省エネの開発等、新たなビジネスを展開するために起業を図る人々に対しては行政としてその内容を把握し、サポートするがあると思う。町外に流出している消費を町内に引き戻す。雇用や消費拡大につながる起業の育成についてどのように考えているのか、町長の見解を伺います。

次に、教育施設の利活用について教育長に質問をいたします。当別町において平成12年をピークに人口減少とあわせて少子高齢化が進み、各地域にあった小学校を初め、中学校が統合し、またスキー場等の施設が休止を余儀なくされている。しかし、維持管理は休止するということではできないわけであります。現在使用していない教育施設の管理状況について、どのくらいあるのか、またどのようになっているか、教育長に伺いたいと思います。

次に、休止されていても大切な教育施設であり、当別町の大切な財産であります。これらの教育施設は、全て利用されているわけではないと思います。教育施設の跡地利用について教育長に伺います。

また、社会情勢については、今後超高齢社会に突入し、このままの状態が続くと高齢者の割合がだんだんと増加していくところでもあります。現在使用していない施設の利用についても、例えば高齢者の福祉関係や、また企業の活用等も考えられるところである。今のままでは教育関係以外の使用はできない状態でもあると思います。今後の施設の有効利用を考えると、現在使用していない教育施設を教育財産から普通財産に移管すべきと思うが、教育長の見解を伺います。

以上、私の質問とさせていただきます。

○議長（後藤正洋君） ただいまの古谷君の質問に対する町長、教育長の答弁を求めます。町長。

○町長（宮司正毅君） 古谷議員の一般質問にお答えをいたします。

まず初めに、農業の発展に関しての生産調整の前提条件となっています水田機能を維持していくために、水田としての整理をどのような方針で取り進める予定かという、こういったご質問であります。古谷議員ご発議のとおり、さきに行われました財務省の予算執行調査において、水田機能が失われ、米の生産ができない農地にも産地交付金が支払われている事例があって、全国の農業再生協議会で厳正な運用が求められている。そういった状況であります。これも議員ご発議でしたけれども、産地交付金は今本町の農業経営安定化には不可欠なものでありますが、国が示す基準が適用されますと大変厳しい状況が訪れる可能性がありますので、何らかの工夫が必要だというふうに私も感じております。一方、私は、当別町は水田を中心に発展してきた歴史を持つ米どころでありますし、米の生産拡大は農業発展のベースでもありますので、今後いつでも生産拡大ができる体制づくりに取り組んでいくことが必要であるというふうに考えています。そのことが産地交付金の確保を継続できる手法と思われまますので、農業関係者とタッグを組んで、しっかりそういう方向性を進めてまいりたいと、こんなふうに考えております。

次に、若い後継者が先進的な農業ができるような基盤づくりと自助努力を後押しする必要があるというご質問だと認識しますが、これも議員おっしゃるとおり、若い後継者、そして新規就農者への後押し、これは大変重要であると認識しています。これを推進するには、スマート農業を推進していくこと、それから高収益作物の生産を拡大していく、あるいは農地の集約化、あるいは集積化というのですかね、法人経営、こういったものへの挑戦もしなければいけませんし、また議員おっしゃっていましたが田畑輪換だとか、地下かんがいなどといった、こういった生産性の向上策にも取り組みながら、若い後継者や新規就農者を支援する、こういった体制づくりに努めてまいりたいというふうに考えております。

次の道の駅での年間販売にかかわる冬期間の野菜生産の推進と支援についてのご質問ですけれども、これも議員おっしゃるとおり、直売所は道の駅の集客に大きな影響をするも

のというふうに考えています。これは、昨日山崎議員の答弁の繰り返しにはなりますけれども、通年販売の実現のためには生産者、生産量の拡大、冬期間の品ぞろえ、そのための加工施設の検討、農産物の貯蔵方法の工夫、そして物流システム、こういった総合的な対策が必要と考えています。今後は、議員がおっしゃった冬期間の農作物の生産への支援、これも含め、はなポッケ運営協議会、JA北いしかり、株式会社tobe、そして町が一体となって対策を確立してまいりたいというふうに考えております。

2つ目の通信インフラ環境整備についてのお話ですが、当別農業の持続的発展をするためには、おっしゃるとおり光ファイバーの導入というのは大変望まれるものであります。光ファイバーの環境整備は、今までも通信事業者に対してエリア拡大の要望をずっとしてまいりましたが、事業者においては需要数の確保が一番の問題ということになりますので、その地域の皆さんのまとまりが非常に重要となります。住民の皆様にもご協働をお願いしたいと思っております。もちろんこれは、これから町としても粘り強く要望してまいります。

また、一方で、今社会の情報通信分野というのは、携帯電話、いわゆるスマホあるいはタブレット端末という無線回線を使ってアプリを駆使してパーソナル管理ができるという時代へ進んでいっています。町としては、国が進めております超高速移動通信回線システム、これの構築状況にも非常に注視をしつつ、かつ総務省等、国のスマート農業導入への補助交付メニュー、ICTとかクラウドとか、いろいろなものがありますけれども、こういったメニューを活用して各農業者、または農事組織がその恩恵を受けやすくなるように取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

3つ目ですか、人口減少ということでの商工業の活性化対策、特に工業の活性化対策、特に商店街の振興対策、起業への支援についてのご質問ですけれども、人口減少の問題がベースになっているのですが、老舗の老朽化、あるいは後継者の不在といったことによる商店街の課題は、非常に深刻かつ難しい問題であると認識しています。商店街振興や起業への支援策として、現在町には商工会が策定しました経営発達支援計画、それから町が策定しました創業支援事業計画というものがあります。こういった計画に基づいて、町、商工会、そして金融機関を加えて関係機関連携のもとで起業家や小規模事業者などに対しさまざまな経営支援を行っております。私も公的、私的なさまざまな場面で飲食店や商店を利用させていただいて、お店の方々のお話を伺う機会がございますけれども、その中で感じたことですが、何よりも必要なのは各事業者のこれまで以上の創意工夫、事業拡大への意欲といったことでもあります。従来の枠組みにとらわれない発想で各事業者もみずから考え、そして事業者だけでは成果があらわれにくいといった大きな事業については商店街の皆さんの英知を結集し、ぜひ新たなものもご考案いただければというふうに思っております。こういったご提案に対しては、官民が協働して事業化できるように取り組んでいきたいというふうに考えております。また、町では現在起業を考えておられる方、あるいは既存事業者により活用しやすい内容で企業立地促進条例見直しを進めております。活用しや

すい内容になるように今みなしを行っております。

もう一つ、中小企業特別融資制度、中小企業への融資制度です。これについても新年度からは融資枠を拡大することにしていきます。加えて、創業後の支援制度という小規模事業者持続化補助金という国の補助メニューもあります。これらの制度については、創業のみならず、商店街の振興にも幅広く活用できるものでありますので、積極的にご活用いただきたいと考えております。今我々がやっています制度は十分であるとは思っておりませんから、また新たなこんな制度をつくってくれないかとか、つくってほしいのだというようなご提案があれば、お持ちいただければ幸甚であります。

以上、古谷議員の一般質問への私からの答弁とさせていただきます。

○議長（後藤正洋君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） 古谷議員の一般質問にお答えいたします。

教育施設の利活用について3つの質問がございましたが、まず使用していない教育施設の管理状況についてお答えいたします。現在定期的な巡回による点検を中心に行っております。台風などの悪天候時には、その都度施設にダメージがないかということを確認をしているところです。また、冬期間には屋根の雪おろしや窓ガラスの保全など、施設の管理に努めているということです。そういった施設の数ですが、現在5カ所ということになります。

次に、教育施設の跡地利用についてのご質問ですが、跡地利用は施設撤去や整地など予算が必要となってきますことから、町部局との検討が必要です。教育委員会としては優先順位をつけて進めてまいりたいと考えております。

3点目ですが、使用していない教育施設の教育財産から普通財産への移管についてのご質問ですが、移管する場合には教育財産としての廃止が必要となります。廃止につきましては、教育委員会が各施設個々の事情を考慮して適否を判断していくこととなりますが、普通財産への移管につきましては町が公共施設の今後のあり方について検討する中で判断していくものというふうに考えております。

以上、古谷議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（後藤正洋君） 古谷君。

○8番（古谷陽一君） ご答弁ありがとうございます。

まず、当別町農業の発展についてでございますが、1番目の生産調整の前提となっている水田機能を維持していくということについては、全面的にやりますということでございますので、よろしく願いいたします。

2番目、若い後継者が先進的な農業ができるような基盤づくり、これを後押ししていくということも確認をさせていただきました。ありがとうございます。

さて、3番目の道の駅での農産物の直売、このことについてでございますが、答弁の中では、これははなポッケを中心とした団体で町と関係機関が一丸となって取り組みますということでございますが、これは当然のことだと私は思います。しかしながら、本年とい

いますか、来年度といたしますか、平成30年度からやるということになるとこんなことでは間に合わないのではないかと。いろんな研修を含めた中で、先進事例もあるわけでございますから、そういったことを取り入れて、そして協力体制もとっていかねばならないと思っておりますので、その辺答弁をお願いいたします。

○議長（後藤正洋君） 町長。

○町長（宮司正毅君） 間に合わないというお話ですけれども、実はまだ、9月23日に始めて直売所は11月の5日まで1カ月強しかやっておらないわけございまして、今こんな方法があるよねということをお願いしたけれども、これだっただけが全ての課題かどうかはまだわからない。やはり年間を通してやってみないと、すぐにそれに対して一つ一つ対応するという事はなかなか難しい状況でありますので、これから1年、シーズンを迎えて、そして恐らくいろんな改革はその後ということになっていくのではないかと思います。もちろん、だからといって、今できることはやっていこうということで、はなポッケとも十分打ち合わせをしながら、できるものからやっていく、そういう体制で今進めているということをご理解いただきたいと思います。

○議長（後藤正洋君） 古谷君。

○8番（古谷陽一君） すぐやらないというか、そういうことなのですかけれども、宮司町長はスピーディーな対応ということで定評があります。そんなことで、即やるということになるかと思っております。それはいつからやるのですか。

○議長（後藤正洋君） 休憩します。

休憩 午前11時41分

再開 午前11時41分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

町長。

○町長（宮司正毅君） 先ほども申し上げましたように、生産者、生産量の拡大だとか、これも私たちだけでできることではない。冬期間の品ぞろえ、これは我々 to be が必死で外からのものも持ってくることも一つの方法としてあり得るかもしれない。でも、加工施設をすぐにつくる、これだっただけ簡単ではない。これは、予算もかかりますし、すぐにやるべきとおっしゃられてもなかなかできないということをお願いしたわけで、我々が今やっていないということではなくて、できるものからやっていくということで進めていくしか方法がないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（後藤正洋君） 古谷君。

○8番（古谷陽一君） それでは、次の質問にさせていただきますが、大きな2番目の通

信インフラ環境の整備についてお話をさせていただきます。このことにつきましては、光ファイバーなのです。このことにつきましては、もう既に大型化といいますか、農業においても、これは農業ばかりではないのですけれども、きょうの新聞にも出ておりました。これは3月15日の農業新聞なのですが、このことについても紹介させていただきますけれども、農林水産省は2017年度の食料・農業・農村白書の骨子案を公表したわけなのです。その中では、49歳以下の担い手や後継者がいる経営体、これは若手農家というわけでございます。その方々について直近10年間の動向分析をいたしております。その中では、経営規模が比喩して1.5倍に拡大しているというわけなのです。そんなことで、今後経営規模の拡大に伴って、従業員の確保だとか、また設備投資の拡大、これを積極的に進めるわけなのです。そういうことで、大型化にするとICT、もうAIの時代ですから、人工知能も入ってきます。そんな中でこれはどうしても必要なのですということから、これをすることによって、これがなければ負担軽減もないわけなのです。そんなことで、既にもうちの隣の町や村、全部これは入っているの当たり前なのです。そういう状況になっているのです。何年も前から入っているのですから、そういうことで要望もあるわけでございますから、ぜひこれは関係機関に話ししますだけではなくて、即やってもらわなければならないと思っております。先ほど町長も若い農業者には全面的に協力するし、後押しするという答弁がございましたので、もう一度その答弁をお願いいたします。

○議長（後藤正洋君） 町長。

○町長（宮司正毅君） 古谷議員の強い熱意は全く私たちも同様でございます。若い世代、そして規模拡大をしてスマート農業を取り入れ、効率的な運営をしていかなければいけない。そのとおりであります。そういう点で、もちろん光回線が来ることは一つの大きな追い風にはなりますが、光回線が仮に来なくても、なくてもできる方法を先ほどご紹介したわけでございます。国もどちらかという人の密集していない地域については、超高速移動通信回線ですか、こちらのほうに今方向感が非常にいっているものですから、光回線とって回線だけに目を向けていると、逆にスマート農業の取り入れがおくれていってしまうということにもなりかねないので、今でもご承知のとおり、ドローンだとか、あるいはGPSとか、若手中心に当別の中では進めておりますけれども、そういったものを携帯電話やタブレット等を駆使して、そしてスマート農業を推進していく、そういう方向に我々としても全面的に協力をしていきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（後藤正洋君） 古谷君。

○8番（古谷陽一君） 今の答弁の中で、人の少ないところはなかなかというような話がありました。しかしながら、これは農業だけでもない。先ほど言いましたように企業誘致なんてしなければならぬ。来ないですよ、光入っていないければ。大体一般町民がパソコン使うのにも非常に不利なのです。もうAIの時代になってきているのですから、どうしても必要なのです。そんな中で、人が少ないと言われました。このことにつきましては

ちょっとお話をさせていただきますけれども、都会は人が多い。地域においては少ないわけなのです。しかしながら、地域の役割というものは非常に大きなものがあるわけです。都会には農産物何でも入ってきます。工場も地域でなかったら建てられない。そんなことで、地域は非常に負担がかかっているわけです。と申しますのも、既に東京電力のお話でもわかるのです。まちは非常に進んだ文化生活ができますけれども、地域のほうは何かあったらひどいリスクをしよう。ご承知のように大変な犠牲者も出て、その地域が大変だと、もう住めないというようなリスクもしょっているのです。ですから、人が少ないから予算がつけられないということではなくて、これは同じく考えて、それがあって日本ができていくわけなのですから、そのことを十分に踏まえまして、これは早急にやるという答弁をもう一度お願いをいたします。

○議長（後藤正洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時49分

再開 午前11時49分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

町長。

○町長（宮司正毅君） 先ほども第1回目の回答で申し上げましたけれども、地域の皆さんのまとまりというのが非常に僕は重要なと思います。我々が町で光回線ばつと通してしまうというのだったら、これは町がやるか、やらないかですけれども、恐らく町がそれをやるということにはなかなか持っていけない。そういう状況の中で、やはり通信業者にお願いをしていくわけですから、ぜひ町のまとまり、そういったものを盛り上げていただいて、町が一緒になって粘り強く交渉していくということやっていくのが一番早道かなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（後藤正洋君） 古谷君。

○8番（古谷陽一君） 次に、商工業の活性化について再質問いたします。

当別町の料飲店関係につきましては、先ほど申しましたように、だんだんと少なくなってきたという現状なのです。この料飲店を初め、商工業が頑張っているということが町の発展に非常に大きな影響があるわけなのです。料飲店がたくさんできれば、町の中にも人も来ますし、発展の大きなかなめであると思っているところでございます。そんな中で、先ほども申しましたように、これは実際に視察して利用したりして、1カ所ばかり行くのではなくて、いろんなところに行ってみていろんな意見を聞く、これは町職員の幹部の方だけではない。若い人も行ってほしい。そして、町長は、部長の意見ばかりでなくて若い人の意見も取り上げて、そうすることによっていい意見が出てくるかもし

れない。そして、これは町ばかりではないのです。関係団体等も協力しながら、この町の料飲店を初めとする活性化というのは非常に大きな問題ですから、そういう決意を見せていただきたい。そんなことで、料飲店が頑張っていけるように対策もお願いしたい。どのような対策というか、具体的にあればお願いしたいと思います。答弁をお願いします。

○議長（後藤正洋君） 町長。

○町長（宮司正毅君） 答弁というところとちょっと困るのですが、ご要望ということでお聞きしてよろしいでしょうか。私が職員に毎日ここへ行け、あそこへ行けと言って指示するわけにもいきませんし、町を活性化するのに飲食店の反映というのが非常に重要であることは、私だけではなくみんながわかっていることでありまして、できるだけ消費することと、それから皆さんとお話をするということはおうちの職員も私自身もできるだけ多くして、意見を取り入れていきたいと思っています。そういう点では、回答になるかどうかわかりませんが、こういう答弁でご理解をいただきたいと思っています。

○議長（後藤正洋君） 古谷君。

○8番（古谷陽一君） それでは、起業のほうで質問させていただきますが、当別町内で企業を起こそうとする人たち、これは非常に貴重な存在というか、ありがたいことなのです。そのことによって町の発展、町外に流出している消費や雇用がふえるわけなのです。そういうことで町が発展していく一歩となるわけなのです。そんな中で、実際に起業をやるということになりますと資本もかかるわけなのです。それだけの熱意があって起業しようというわけなのです。そういう人は大切にしなければなりませんので、そのことにつきましても町職員にお願いするというか、いろんな意見を聞かなければなりませんので、その対応につきましても本当に親身に、成功してもらえるように協力体制をできるのかどうか、答弁をいただきたいと思っています。

○議長（後藤正洋君） 町長。

○町長（宮司正毅君） 古谷議員おっしゃるとおり、起業してくださる方がいれば、これは本当にありがたいし、また逆にそういった起業家を一生懸命みんなで探してくるといいますか、あるいは町内におられるかもしれません。そういう方の支援を我々としては限りなく皆さんがやりやすいようにしていきたいというふうには考えて、いろいろとみんな企業立地促進条例を大胆に改善しようというようなことをやっているわけでありまして、実際には起業してくださる方が出てくることがないとなかなか、我々から知らない人に起業しろよということをお願いすることもなかなかできないわけですし、そういった起業家がおられたり、それから今の既存の企業の方でも自分の業容を拡大する、そういうものには全面的に町としてはそれを後押ししていく。ご承知のとおり、私自身はこの町の最大の課題は産業化だというふうに申し上げているように、産業化が進まないと町の発展というのは非常にしにくいわけですから、おっしゃっているあれは非常に私も心にありますので、古谷議員の熱意をさらに我々みんな踏まえて活動していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（後藤正洋君） 以上で古谷君の質問を打ち切ります。
暫時休憩します。引き続き1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時00分

○議長（後藤正洋君） 再開します。



◎発言の取り消し

○議長（後藤正洋君） 町長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。
町長。

○町長（宮司正毅君） 昨日の本会議におきまして、渋谷議員の一般質問に対する私の答弁で、町営住宅は敷金を徴収していない旨の発言をいたしました。実際には町営住宅におきましても敷金をいただいているものでありまして、事実とは異なった部分がありましたので、陳謝申し上げ、その該当部分につきまして発言の取り消しをお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） ただいま町長から、昨日の会議における答弁において事実と異なった部分があったので、発言取り消しの申し出がありました。

この案件について休憩中に議会運営委員会を開催していただき、議事録精査の上、該当部分の削除を議長に一任するとの決定をいただきました。

お諮りをいたします。議会運営委員会の決定のとおり取り進めることについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議会運営委員会の決定のとおり取り進めることに決定をいたしました。

以上で一般質問を終わります。



◎散会の宣告

○議長（後藤正洋君） 以上、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

あすから21日までを休会とし、3月22日は午前10時から会議を開きます。

本日はご苦労さまでございました。

(午後 1時03分)

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成30年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成30年第1回当別町議会定例会 第5日

平成30年3月22日（木曜日） 午前10時28分開議

議事日程（第5号）

開 議

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 総務文教常任委員会報告

（「当別町文化センター建設基金の設置、管理及び処分に関する条例」に関する陳情書）

第 3 平成30年度当別町各会計予算審査特別委員会報告

第 4 議案第24号 当別町特別工業地区建築条例の一部を改正する条例制定について

第 5 議案第25号 当別町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等の基準等に関する条例制定について

第 6 議案第26号 当別町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準及び介護予防のための支援の基準に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第27号 当別町指定地域密着型サービスの人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第28号 当別町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等に関する条例の一部を改正する条例制定について

第 7 議案第29号 当別町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例制定について

第 8 議案第30号 当別町都市公園条例の一部を改正する条例制定について

第 9 議案第31号 当別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

第10 議案第32号 副町長の選任について

第11 請願・陳情継続審査の件

第12 議員の派遣議決の件

第13 所管事務調査の件

閉 会

午前10時28分開議

出席議員（15名）

1番	佐藤立君	2番	五十嵐信子君
3番	鈴木岩夫君	4番	山崎公司君
5番	秋場信一君	6番	渋谷俊和君
7番	山田明君	8番	古谷陽一君
9番	稲村勝俊君	10番	石川和栄君
11番	岡野喜代治君	12番	市川正君
13番	高谷茂君	14番	島田裕司君
15番	後藤正洋君		

欠席議員（なし）

欠員（なし）

説明のための出席者

町長	宮司正毅君
副町長	増輪肇君
総務部長	堤和弘君
総務課長	長谷川明君
企画部長	二木勝義君
企画課長	長谷川道廣君
企画課参事	種田統君
財政課長	山田雅俊君
住民環境部長	江口昇君
環境生活課長	岸本昌博君
住民課長	乗木裕君
福祉部長	高取真由美君
保健福祉課長	山下勝也君
介護課長	辻野幸一君
経済部長	舘田博道君
農務課長	高田訓之君
建設水道部長	吉尾雅昭君
建設課長	高松悟志君
教育長	本庄幸賢君
教育部長	山崎一君

管 理 課 長	北 村 和 也 君
子 ども 未 来 課 長	須 藤 政 信 君
代 表 監 査 委 員	米 口 稔 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	野 村 雅 史 君
次 長	中 出 徳 昭 君
係 長	浦 島 卓 君
主 任	瀬 戸 貴 裕 君

◎開議の宣告

(午前10時28分)

○議長（後藤正洋君） おはようございます。ただいまの出席議員15名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（後藤正洋君） 議事日程ですが、さきに配付いたしております日程表により議事に入ります。



◎会議録署名議員の指名

○議長（後藤正洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第125条の規定により、

1番 佐藤 立 君

3番 鈴木 岩 夫 君

を指名いたします。



◎総務文教常任委員会報告

○議長（後藤正洋君） 日程第2、総務文教常任委員会に付託しておりました「当別町文化センター建設基金の設置、管理及び処分に関する条例」に関する陳情書について、委員長の報告を求めます。

山田委員長。

○総務文教常任委員会委員長（山田 明君） 総務文教常任委員会報告書。

本委員会に付託された陳情について、平成29年12月6日、平成30年1月25日、2月13日、3月7日に委員会を開催し、慎重審議の結果、次のとおり報告する。

記、「当別町文化センター建設基金の設置、管理及び処分に関する条例」に関する陳情書。

本陳情書は、当別町文化センター建設基金条例を廃止して、積み立てられた基金を町立図書館建設基金として活用するとともに町民などが寄附しやすいづくりを関係機関に働きかけることを求める趣旨である。

当別町文化センター建設基金は、平成元年の当別町総合体育館完成後に町民の総合文化センター建設の機運が高まり、平成2年3月に本条例は制定され、基金の積み立てが開始

されている。その後、平成13年まで、131個人と54団体からの寄附を含め、約2億3,900万円が基金に積み立てられている。これ以降、平成14年に町は、財政悪化により公共施設の整備を凍結し、平成17年の当別町行財政システム再構築プランで新規の施設建設事業は抑制となり、現在に至っている。

町において、文化センターは、平成28年策定の「公共施設等総合管理計画」を踏まえて作成された「公共施設の今後のあり方」で示されているとおり「様々なニーズに応じた、新たな施設の新設に向けた検討が必要なもの」と位置づけている。

当委員会において、当別町文化センター建設のために寄附された方々の意思を尊重することは当然であり、文化の拠点となる文化センター建設の必要も認識している。加えて町においても新たな施設の新設に向けた検討が必要なものと位置づけており、当別町文化センター建設基金の廃止を求めることは、不相当と考える。

よって、本件、不採択とすることが適当と認めた。

以上、本委員会の報告とする。

平成30年3月22日、当別町議会議長、後藤正洋様。

総務文教常任委員会委員長、山田明。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） それでは、ただいまの委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。



◎平成30年度当別町各会計予算審査特別委員会報告

○議長（後藤正洋君） 日程第3、平成30年度当別町各会計予算審査特別委員会の報告を求めます。

稲村委員長。

○平成30年度当別町各会計予算審査特別委員会委員長（稲村勝俊君） 平成30年度当別町各会計予算審査特別委員会報告書。

本定例会において付託された案件について、平成30年3月16日、19日、22日の3日間にわたり慎重審査の結果、次のとおり決定したので報告します。

1、審査の結果、（1）、議案第9号から議案第23号。

本各案件は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

平成30年3月22日、当別町議会議長、後藤正洋様。

平成30年度当別町各会計予算審査特別委員会委員長、稲村勝俊。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「討論」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） ただいま討論の申し出がありましたが、質疑を打ち切り、これより討論を行うことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） それでは、これより討論を行います。

まず、本件に対する反対の者の発言を認めます。

6番、渋谷君。

○6番（渋谷俊和君） 詳しくは先ほどの予算特別委員会の中でもお話ししましたので、簡単に発言いたしますが、ふるさと納税については税金の基本、国税通則法、これに基づいてこのあり方についてはどうなのかという問題提起をしました。これに過大な期待、あるいはそういった状況が当然続くのだということを前提にして予算を組んだり執行したりするということは、非常に危険が伴う。総務省もその点では何度も何度も、具体的に返礼品について6割までよかったのが5割になり、今現在4割が望ましいという形でやってきていること自体がそういった意味での国民の感情といろいろなかわり合いでもってそうなっていますから、そこら辺を含めてやはり考えていく必要があるということで、今回の一般会計予算、その部分。

それから、さらに道の駅関係についてです。28年、29年はその準備のためのお金、建築関係も含めていろいろ投入されましたけれども、しかしこれからについてそれに対する本当の回収なり、あるいはそれを前向きにしていく見通しなりがどうなっているのかという問題について提起をしました。そういった意味では、開所当時のご祝儀相場みたいなもので、たくさんの方が来ました。売り上げも目的を達成したようでありますけれども、しかし本当にそれが2月、3月、4月、雪解けたらまたという思いもあるかもしれないけれども、必ずしもそうならない。そのうちに厚田の道の駅も大きく開駅しますし、3つの道の駅の周遊計画という感じでそれを回ってあれするのだという思いは表現されましたけれども、必ずしもそれはそうなるかどうかかわからないという問題もありまして、そういった意味でいえば、私は本当にたくさんのお金をつぎ込んでやるけれども、今切実な問題、町民が期待している、望んでいるいろいろな問題について本当にお金がないということでそれを抑制したり、十分それに見合った形で体制がないということがないかどうかという点で幾つか、町営住宅の問題も含めて、また道路の補修問題も含めて提起をしました。

いずれにしても、そういう立場から今提起されている一般会計については反対せざるを得ないということを表明しておきたいと思います。

以上です。

○議長（後藤正洋君） 次に、委員長報告に対する賛成討論はありますか。

4番、山崎君。

○4番（山崎公司君） 2日間にわたりまして予算審査特別委員会の質疑を踏まえ、私は報告書に賛成の立場で平成30年度予算案に対して賛成の立場で討論いたします。

先ほど渋谷議員は、予算審査委員会で多くの質問をされております。最終的には異議なしということで承認されたと思います。先ほどの反対討論は、私には理解できないところもございます。道の駅についていろいろとお話しされました。いろいろと課題もございます。議会として当別町に人を呼び込むという同意のもとで3年前からやって、現に開場して6カ月たちます。私は、昨日道の駅、9月23日オープンして38回目、行ってきました。2時過ぎでした。祝日であり、春休みということで、とにかくいっぱいでした。とにかくみんな、道の駅は課題もあると思いますが、守り立てていこうではありませんか。

平成30年の当初予算におけるいろんな事業を見ますと、当別町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、基本目標1から4において新規、継続案件が産業の強化、子育て、高齢者に至るまでバランスよく私は予算提案されていると思います。この予算案に賛成と同時に、今後着実な予算遂行による事業の成果を期待しております。

以上、私の賛成討論といたします。皆様の賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） そのほか討論はありますか。

1番、佐藤君。

○1番（佐藤 立君） 私は、30年度当別町各会計予算に賛成の立場から討論させていただきます。

先ほど反対討論の中で渋谷委員より、ふるさと納税の件についての言及がございました。この点については、私は制度の意義についての認識に若干違うところがございますし、ここは明らかにしておきたいと思いますので、そのことも含めてお話をさせていただきます。ふるさと納税については、その制度自体についての疑義というところもお話をされておりましたが、私はその点は大きく認識が間違っているのではないかとこのように考えております。今日本の税金の制度上、地方自治体、特に地方のまちでは教育や子育てに投下をしたお金というのが納税をされる段階になってはその多くが都市で納税をされるということで、そもそも今の構造上、地方自治体は税金の徴収が非常に難しいという点が1点ございます。また、もう一点、これは行政の方であれば皆さんご存じだと思いますけれども、地方交付税という制度はそれが幾らのお金が入ってくるかが最終的に総務省の権限に委ねられているところが大きく、地方の財政の自主性を大きく損なっている制度であるというふうに私は思っております。その制度に大きく風穴をあけて、納税者がみずからの意思でみずからの納税先を選び、地方自治体もみずからの努力で税収を確保することができる。これは、我が国の地方自治制度、そして地域の活性化を進める上でも非常に画期的な制度であると思いますし、当別町はその制度を有効に活用して5億円の税収を集め、さらにそのうち2億5,000万円、半分のお金は地域の経済の活性化に使われていると。この制度は、今後ますます積極的に利用していく必要があると思いますし、もちろん渋谷議員が指摘をされ

ている過大な期待という点については十分な注意が必要であると思っておりますけれども、この制度をしっかりと生かした予算というのは今後もつくっていく必要があると思っております。

その他の点につきましても30年度予算案が現在当別町が進めている地方創生総合戦略の達成に向けて着実な一歩となる予算であるということを信じ、私は本予算案について賛成とさせていただきます。ぜひ議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（後藤正洋君） そのほか討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 以上で討論を終わります。

それでは、本件については採決を行います。

採決は、起立によって行います。

本件について賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤正洋君） 起立多数です。

よって、本件はただいまの委員長報告のとおり決定いたしました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時44分

○議長（後藤正洋君） 再開します。



◎議案第24号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第4、議案第24号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま議題となりました議案第24号 当別町特別工業地区建築条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案の説明を申し上げます。

建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第24号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第24号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。



◎議案第25号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第5、議案第25号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま議題となりました議案第25号 当別町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等の基準等に関する条例制定につきまして、提案の説明を申し上げます。

介護保険法の一部改正に伴い、指定居宅介護支援事業所の指定権限が市町村に移管されることに伴い、当別町が指定する指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めるため、条例を制定しようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第25号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第25号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。



◎議案第26号、議案第27号、議案第28号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第6、議案第26号、第27号、第28号は関連がありますので、

一括上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま一括議題となりました議案第26号から議案第28号までの関連議案につきまして、提案の説明を申し上げます。

議案第26号 当別町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準及び介護予防のための支援の基準に関する条例の一部を改正する条例制定、議案第27号 当別町指定地域密着型サービスの人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例制定及び議案第28号 当別町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等に関する条例の一部を改正する条例制定は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、それぞれ指定地域密着型介護予防サービスの人員等の基準、指定地域密着型サービスの人員等の基準、指定介護予防支援等の人員等の基準の見直しを図るため、条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、議案3件につきましてよろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第26号、27号、28号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第26号、第27号、第28号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。



◎議案第29号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第7、議案第29号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま議題となりました議案第29号 当別町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案の説明を申し上げます。

土地改良法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

- 議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
- 議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第29号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
- 議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第29号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。



◎議案第30号の上程、説明、質疑、採決

- 議長（後藤正洋君） 日程第8、議案第30号を上程いたします。
提案理由の説明を求めます。
町長。
- 町長（宮司正毅君） ただいま議題となりました議案第30号 当別町都市公園条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案の説明を申し上げます。
都市公園法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。
よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。
- 議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
- 議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第30号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
- 議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第30号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。



◎議案第31号の上程、説明、質疑、採決

- 議長（後藤正洋君） 日程第9、議案第31号を上程いたします。
提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま議題となりました議案第31号 当別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案の説明を申し上げます。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第31号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第31号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前10時55分

○議長（後藤正洋君） 再開します。



◎議案第32号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第10、議案第32号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま議題となりました議案第32号 副町長の選任につきまして、提案の説明を申し上げます。

当別町副町長、増輪肇氏は、平成30年3月31日をもって任期満了となりますので、同氏を再任するため、地方自治法第162条の規定により議会の同意を得ようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

- 議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
- 議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第32号は原案のとおり同意することに決定してよろしいでしょうか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
- 議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第32号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。
休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前10時59分

- 議長（後藤正洋君） 再開いたします。



◎請願・陳情継続審査の件

- 議長（後藤正洋君） 日程第11、請願・陳情継続審査の件についてお諮りいたします。
産業厚生常任委員会並びに当別町公共施設に関するあり方検討特別委員会より、閉会中の請願・陳情継続審査を実施したい旨の申し出がありましたので、これを許可することにご異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
- 議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、そのように決定いたします。



◎議員の派遣議決の件

- 議長（後藤正洋君） 日程第12、議員の派遣についてお諮りいたします。
本年4月1日から平成31年3月31日までの間、本町の重要懸案事項促進のため、道内外の関係機関に本議会を代表して必要がある場合に議員を派遣するものとして、派遣議員は案件を勘案し、その都度議長が指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
- 議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、そのように決定をいたします。

◇

◎所管事務調査の件

○議長（後藤正洋君） 日程第13、所管事務調査についてお諮りいたします。

本年4月1日から平成31年3月31日までの間、議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会、議会広報特別委員会、当別町公共施設に関するあり方検討特別委員会より、閉会中の所管事務調査を実施したい旨の申し出がありましたので、これを許可することにしてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

◇

◎閉会の宣告

○議長（後藤正洋君） 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

平成30年第1回当別町議会定例会を閉会いたします。

（午前11時02分）

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成30年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員